

鎌ヶ谷市事務事業評価表(事後)

事務事業No.22-1

記入日 平成25年 5月20日

点検日 平成25年 5月20日

事務事業(予算)名	国民健康保険特別会計繰出金		作成課・係	保険年金課国保給付係											
政策名	1.1 誰もが健康に暮らせる生涯福祉社会をつくります		施策	1.1.5 安心して暮らせる社会		基本事業	1.1.5.1 保険制度の適正な運営								
関連計画・根拠法令等	①国民健康保険法		②	③		④									
事業区分	継続	前回総合評価	6.精査検証	実施計画掲載	無	行革推進対象	無	事業実施主体	3.市	業開始年度	平成15年度以前	事業終了予定年度	平成33年度以降		
関連類似事業名								予算(款)		予算(項)		予算(目)		予算コード	1201

1. 事業の目的	(1)事業の対象(誰を、何を対象としているか。範囲は。※補助事業等の場合は負担金・補助金の支払先も記入)	対象指標	指標名称(対象の大きさを表す)	データ出典
	一般会計、国保特別会計		①保険基盤安定繰入金	業務取得
			②出産育児一時金等繰入金	業務取得
			③職員給与費等繰入金、その他一般会計繰入金	業務取得
(2)事業の概要(手段、具体的な事務事業のやり方、手順、詳細を記入)	活動指標	指標名称(手段や活動内容を示す)	データ出典	
保険基盤安定負担金、出産育児一時金、職員給与費、その他に充てる為一般会計より国保特別会計に繰出金を支出する。		①保険基盤安定繰入金	業務取得	
		②出産育児一時金等繰入金	業務取得	
		③職員給与費等繰入金、その他一般会計繰入金	業務取得	
(3)事業の意図(対象をどのようにしたいのか。どう変えたいのか。※どんなサービスニーズに応えるかでも可)	基本事業成果指標等	指標名称(意図の達成度を示す)	データ出典	
国民健康保険法第72条の3等の規定により一般会計から国保特別会計に繰入れるよう定められている。		①保険基盤安定繰入金	業務取得	
		②出産育児一時金等繰入金	業務取得	
		③職員給与費等繰入金、その他一般会計繰入金	業務取得	
(4)結果(どんな結果に結びつけるのか。※基本計画の施策の「めざす姿」との関わり)	施策成果指標	指標名称(結果の達成度を示す)	データ出典	
国民健康保険法第72条の3等の規定により一般会計から国保特別会計に繰入れるよう定められている。		①国民健康保険料収納率(現年)	集計による取得	
		②		
		③		

2. コスト・実績の推移	年度	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	目標年度(年度) 今後の計画総額
			決算	決算	決算	決算見込み額	予算額	
(1)総事業費 自動計算	①国庫支出金	千円	24005	31,923	29,294	29,226	29,173	
	②県支出金	千円	110891	162,948	162,919	163,931	165,034	
	③市債・その他財源	千円						
	④一般財源	千円	730491	768,235	663,478	778,518	736814	
	(2)総所要時間(0.5単位) ①+②+③ 自動計算	時間/年	50	50	50	50	0	0
	①正職員(時間内)	時間/年	50	50	50	50		
	②正職員(時間外)	時間/年						
	③非常勤職員	時間/年						

3. 指標の推移等	指標		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	目標年度(平成27年度) 将来目標値
	(1)対象指標	①	円	165,027,437	179,860,512	259,829,266	256,284,923	253,355,000
②		円	46,433,334	51,960,000	53,333,000	53,333,000	47,600,000	
③		円	340,021,666	633,566,000	649,943,000	546,073,000	670,720,000	
(2)活動指標	①	円	165,027,437	179,860,512	259,829,266	256,284,923	253,355,000	
	②	円	46,433,334	51,960,000	53,333,000	53,333,000	47,600,000	
	③	円	340,021,666	633,566,000	649,943,000	546,073,000	670,720,000	
(3)成果指標 ※基本事業成果 指標等	①	円	165,027,437	179,860,512	259,829,266	256,284,923	253,355,000	
	②	円	46,433,334	51,960,000	53,333,000	53,333,000	47,600,000	
	③	円	340,021,666	633,566,000	649,943,000	546,073,000	670,720,000	
(4)施策成果指標	①	%	91.00	90.24	90.20	90.20	今後算出	
	②							
	③							
(5)指標の推移に影響を与えるような外的な要因はあるか。それは何か。								

4. 環境分析	(1)事業開始の背景・開始時の環境	平成2年度より保険基盤安定繰入金実施 平成4年度より職員給与等繰入金実施	(2)過去5年間で事業を取り巻く環境はどのように変わったか ※新規は記入不要	平成18年10月に出産一時金の額が30万円から35万円に改定、平成21年1月より産科医療補償制度に加入している分娩機関での出産について政令改正により38万円に引き上げられた。また、平成21年10月より、出産一時金は原則42万円となった。また、平成22年度より低所得者や非自発的失業者の保険料の軽減措置などが拡充され、保険基盤安定負担金繰入金が増加している。
	(3)今後事業を取り巻く環境はどのように変わることが予想されるか	給付費は年々増加していること、また、共同安定化事業の対象経費の変更等により、一般会計からの赤字繰入等が増加するおそれがあると考えられる。	(4)事業について市民や議会の意見(市民意識調査、個別要望・意見)	特になし。

5. 評価・検討	(1)行政関与の妥当性	3: 高い	(理由)なぜ、市が関与する必要があるのか？ 国民健康保険法第72条の2の2等の規定により一般会計から国保特別会計に繰入れるよう定められている。
	(2)目的妥当性	3: 高い	(理由)事業の目的は上位の施策にどのように結びついているか。 一般会計から国民健康保険特別会計に法定繰入、赤字補填を行うことにより、社会保障制度の財政基盤の安定を図っている。
	(3)公平性	3: 高い	(理由)対象は偏っていないか？ 必要となる対象を広げたり狭めたりできないか？ 国民健康保険法に定められた規定であり偏りはない。
	(4)有効性	3: 高い	(理由)この事業を廃止した場合支障があるか。同じ目的を持つ他の事業はあるか？ さらに成果指標を伸ばせないか？ 国民健康保険法で定められている為廃止はできない。
	(5)効率性	3: 高い	(理由)コストがかかりすぎではないか？ 事業費、所要時間を縮減する手段・方法は何か？ 主に法定の繰入金であるが、国民健康保険料の徴収事務の向上に努めていく。
	(6)総合評価	6: 精査・検証	(今後の方向内容) 今後も国民健康保険法の定めに従い事務を進め、また、国民健康保険料の徴収努力を続けていく。

6. 改革・改善内容	(1)前回の事務事業評価で掲げた改革・改善内容	国民健康保険法に従い事務を進める。
	(2)(1)に基づく取り組み結果	国民健康保険法に従い事務を進めた。
	(3)平成25年度に取り組む改革・改善内容	国民健康保険法に従い事務を進める。

※評価検討(1)~(5) 1: 低い、2: 普通、3: 高い、4: あてはまらない

※総合評価検討(6) 1: 終了、2: 廃止、3: 休止、4: 縮小、5: 改善、6: 精査・検証、7: 拡充

1 終了: 事業が完了したので、終了する

2 廃止: 事業を廃止する

3 休止: 再開を前提に休止する

4 縮小: 好ましくない状況なので、規模を縮小する

5 改善: 事業実施方法等について、改善した上、継続する

6 精査・検証: 業務手法等について精査・検証の上、継続

7 拡充: 重点的に資源を配分し、規模を拡大する

鎌ヶ谷市事務事業評価表(事後)

事務事業(予算)名	後期高齢者医療費負担金に要する経費		作成課・係	保険年金課後期高齢者医療			
政策名	1.1 誰もが健康に暮らせる生涯福祉社会をつくります		施策	1.1.5 安心して暮らせる社会	基本事業	1.1.5.1 社会保障制度の充実	
関連計画・根拠法令等	①高齢者の医療の確保に関する法 ② ③ ④						
事業区分	継続	前回総合評価	6.精査検証	実施計画掲載	無	行革推進対象	無
事業実施主体	3.市			業開始年度	平成20年度	事業終了予定年度	平成31年度以降
関連類似事業名	予算(款)	予算(項)	予算(目)	6 予算コード	2101		

1. 事業の目的	(1)事業の対象(誰を、何を対象としているか。範囲は。※補助事業等の場合は負担金・補助金の支払先も記入)	対象指標	指標名称(対象の大きさを表す)	データ出典
	後期高齢者医療保険被保険者		①後期高齢者医療保険被保険者	業務取得
	1. 75歳以上の方		②	
	2. 65歳以上で一定の障がいがあり、後期高齢者医療広域連合で認定された方		③	
	(2) 事業の概要(手段、具体的な事務事業のやり方、手順、詳細を記入)	活動指標	指標名称(手段や活動内容を示す)	データ出典
	後期高齢者医療の運営は広域連合が行い、市は、医療費の法定負担割合(医療費見込額(一部負担金除く)ー特定費用額(現役並み所得者分))の12分の1を負担する。		①決算見込額	業務取得
			②	
			③	
	(3)事業の意図(対象をどのようにしたいのか。どう変えたいのか。※どんなサービスニーズに応えるかでも可)	(基本事業成果指標等)	指標名称(意図の達成度を示す)	データ出典
	後期高齢者医療被保険者が安心して医療を受けることができる。		①決算見込額÷受給者数	業務取得
			②	
			③	
(4)結果(どんな結果に結びつけるのか。※基本計画の施策の「めざす姿」との関わり)	施策成果指標	指標名称(結果の達成度を示す)	データ出典	
後期高齢者医療保険被保険者が給付を受けることにより、病気の予防及び治療によって健康で安心した高齢化社会を形成する。		①平均寿命(鎌ヶ谷市)	厚生労働省資料	
		②		
		③		

2. コスト・実績の推移	年度	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	目標年度(年度) 今後の計画総額
			決算	決算	決算	決算見込み額	予算額	
(1)総事業費 自動計算		千円	469,720	485,460	513,984	537,347	590,983	0
①国庫支出金		千円						
②県支出金		千円						
③市債・その他財源		千円						
④一般財源		千円	469,720	485,460	513,984	537,347	590,983	
(2)総所要時間(0.5単位) ①+②+③ 自動計算		時間/年	12	12	12	12	12	0
①正職員(時間内)		時間/年	12	12	12	12	12	
②正職員(時間外)		時間/年						
③非常勤職員		時間/年						

3. 指標の推移等	指標		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	目標年度(平成27年度) 将来目標値
	(1)対象指標	①	人	7,356	7,900	8,553	9,167	9,861
②								
③								
(2)活動指標	①	千円	378,599	469,720	485,460	513,984	537,347	
	②							
	③							
(3)成果指標 ※基本事業成果指標等	①	千円	52	60	57	56	55	
	②							
	③							
(4)施策成果指標	①	歳						
	②							
	③							
(5)指標の推移に影響を与えるような外的な要因はあるか。それは何か。								

4. 環境分析	(1)事業開始の背景・開始時の環境	H20年4月 後期高齢者医療制度が創設された。	(2)過去5年間で事業を取り巻く環境はどのように変わったか ※新規は記入不要	H20年4月 老人保健法が「高齢者の医療の確保に関する法律」に改正され、「後期高齢者医療制度」の創設に伴い、老人保健制度は廃止された。
	(3)今後事業を取り巻く環境はどのように変わることが予想されるか	被保険者数の増加	(4)事業について市民や議会の意見(市民意識調査、個別要望・意見)	特になし。

5. 評価・検討	(1)行政関与の妥当性	3: 高い	(理由)なぜ、市が関与する必要があるのか？ 高齢者の医療の確保に関する法律による(医療費の負担)
	(2)目的妥当性	3: 高い	(理由)事業の目的は上位の施策にどのように結びついているか。 後期高齢者医療保険事業財源の確保
	(3)公平性	3: 高い	(理由)対象は偏っていないか？ 必要となる対象を広げたり狭めたりできないか？ 高齢者の医療の確保に関する法律による。
	(4)有効性	3: 高い	(理由)この事業を廃止した場合、施策達成に支障があるか。同じ目的を持つ他の事業はあるか？ さらに成果指標を伸ばせないか？ 後期高齢者医療保険事業財源の不足
	(5)効率性	3: 高い	(理由)コストがかかりすぎではないか？ 事業費、所要時間を縮減する手段・方法はないか？ 医療費負担は法定負担割合により負担する。
	(6)総合評価	6: 精査・検証	(今後の方向内容) 高齢者の医療の確保に関する法律による。

6. 改革・改善内容	(1)前回の事務事業評価で掲げた改革・改善内容	該当無し
	(2)(1)に基づく取り組み結果	
	(3)平成25年度に取り組み改革・改善内容	高齢者の医療の確保に関する法律第98条により、市の医療費負担は、法定負担割合の12分の1を負担することになっている。

※評価検討(1)~(5) 1: 低い、2: 普通、3: 高い、4: あてはまらない

※総合評価検討(6) 1: 終了、2: 廃止、3: 休止、4: 縮小、5: 改善、6: 精査・検証、7: 拡充

1 終了: 事業が完了したので、終了する

2 廃止: 事業を廃止する

3 休止: 再開を前提に休止する

4 縮小: 好ましくない状況なので、規模を縮小する

5 改善: 事業実施方法等について、改善した上、継続する

6 精査・検証: 業務手法等について精査・検証の上、継続する

7 拡充: 重点的に資源を配分し、規模を拡大する

鎌ヶ谷市事務事業評価表(事後)

事務事業(予算)名	後期高齢者医療事務費負担金に要する経費		作成課・係	保険年金課後期高齢者医療			
政策名	1.1 誰もが健康に暮らせる生涯福祉社会をつくります		施策	1.1.5 安心して暮らせる社会	基本事業	1.1.5.1 社会保障制度の充実	
関連計画・根拠法令等	①高齢者の医療の確保に関する法 ② ③ ④						
事業区分	継続	前回総合評価	6.精査検証	実施計画掲載	無	行革推進対象	無
事業実施主体	3. 市			業開始年度	平成20年度	事業終了予定年度	平成31年度以降
関連類似事業名			予算(款)	予算(項)	予算(目)	予算コード	2201

1. 事業の目的	(1)事業の対象(誰を、何を対象としているか。範囲は。※補助事業等の場合は負担金・補助金の支払先も記入)	対象指標	指標名称(対象の大きさを表す)	データ出典
	後期高齢者医療保険被保険者 1. 75歳以上の方 2. 65歳以上で一定の障がいがあり、市で認定された方	①後期高齢者医療保険被保険者	業務取得	
	(2) 事業の概要(手段、具体的な事務事業のやり方、手順、詳細を記入)	活動指標	指標名称(手段や活動内容を示す)	データ出典
	後期高齢者医療制度を運営する広域連合の運営費として市町村負担金を納付する。	①決算見込額	業務取得	
(3)事業の意図(対象をどのようにしたいのか。どう変えたいのか。※どんなサービスニーズに応えるかでも可)	成果指標 (基本事業成果指標等)	指標名称(意図の達成度を示す)	データ出典	
後期高齢者医療被保険者が安心して医療を受けることができる。	①決算見込額÷受給者数	業務取得		
(4)結果(どんな結果に結びつけるのか。※基本計画の施策の「めざす姿」との関わり)	施策成果指標	指標名称(結果の達成度を示す)	データ出典	
後期高齢者医療保険被保険者が給付を受けることにより、病気の予防及び治療によって健康で安心した高齢化社会を形成する。	①平均寿命(鎌ヶ谷市)	厚生労働省資料		

2. コスト・実績の推移	年度	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	目標年度(年度) 今後の計画総額
			決算	決算	決算	決算見込み額	予算額	
(1)総事業費	自動計算	千円	27,363	29,815	25,720	28,164	28,843	0
①国庫支出金		千円						
②県支出金		千円						
③市債・その他財源		千円						
④一般財源		千円	27,363	29,815	25,720	28,164	28,843	
(2)総所要時間(0.5単位)	①+②+③ 自動計算	時間/年	12	12	12	12	12	0
①正職員(時間内)		時間/年	12	12	12	12	12	
②正職員(時間外)		時間/年						
③非常勤職員		時間/年						

3. 指標の推移等	指標		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	目標年度(平成27年度) 将来目標値
	(1)対象指標	①	人	7,356	7,900	8,553	9,167	9,861
②								
③								
(2)活動指標	①	千円	22,749	27,363	29,815	25,720	28,164	
	②							
	③							
(3)成果指標 ※基本事業成果指標等	①	千円	3	4	4	3	3	
	②							
	③							
(4)施策成果指標	①	歳						
	②							
	③							
(5)指標の推移に影響を与えるような外的な要因はあるか。それは何か。								

4. 環境分析	(1)事業開始の背景・開始時の環境	H20年4月 後期高齢者医療制度が創設された。	(2)過去5年間で事業を取り巻く環境はどのように変わったか ※新規は記入不要	H20年4月 老人保健法が「高齢者の医療の確保に関する法律」に改正され、「後期高齢者医療制度」の創設に伴い、老人保健制度は廃止された。
	(3)今後事業を取り巻く環境はどのように変わることが予想されるか	被保険者数の増加	(4)事業について市民や議会の意見(市民意識調査、個別要望・意見)	特になし。

5. 評価・検討	(1)行政関与の妥当性	3: 高い	(理由)なぜ、市が関与する必要があるのか？ 高齢者の医療の確保に関する法律による(医療費の負担)
	(2)目的妥当性	3: 高い	(理由)事業の目的は上位の施策にどのように結びついているか。 後期高齢者医療保険事業財源の確保
	(3)公平性	3: 高い	(理由)対象は偏っていないか？ 必要となる対象を広げたり狭めたりできないか？ 高齢者の医療の確保に関する法律による。
	(4)有効性	3: 高い	(理由)この事業を廃止した場合、施策達成に支障があるか。同じ目的を持つ他の事業はあるか？ さらに成果指標を伸ばせないか？ 後期高齢者医療保険事業財源の不足
	(5)効率性	3: 高い	(理由)コストがかかりすぎではないか？ 事業費、所要時間を縮減する手段・方法はないか？ 広域連合規約による負担。
	(6)総合評価	6: 精査・検証	(今後の方向内容) 広域連合規約による。

6. 改革・改善内容	(1)前回の事務事業評価で掲げた改革・改善内容	該当無し
	(2)(1)に基づく取り組み結果	
	(3)平成25年度に取り組み改革・改善内容	負担金の額は、広域連合規約第18条により、負担割合が①均等割10%②市の人口割40%③市の後期高齢者人口割50%と定められている。

※評価検討(1)~(5) 1: 低い、2: 普通、3: 高い、4: あてはまらない

※総合評価検討(6) 1: 終了、2: 廃止、3: 休止、4: 縮小、5: 改善、6: 精査・検証、7: 拡充

1 終了: 事業が完了したので、終了する

2 廃止: 事業を廃止する

3 休止: 再開を前提に休止する

4 縮小: 好ましくない状況なので、規模を縮小する

5 改善: 事業実施方法等について、改善した上、継続する

6 精査・検証: 業務手法等について精査・検証の上、継続する

7 拡充: 重点的に資源を配分し、規模を拡大する

鎌ヶ谷市事務事業評価表(事後)

事務事業(予算)名	後期高齢者医療特別会計繰出金		作成課・係	保険年金課後期高齢者医療				
政策名	1.1 誰もが健康に暮らせる生涯福祉社会をつくります		施策	1.1.5 安心して暮らせる社会		基本事業	1.1.5.1 社会保障制度の充実	
関連計画・根拠法令等	①高齢者の医療の確保に関する法 ②		③	④				
事業区分	継続	前回総合評価	6.精査検証	実施計画掲載	無	行革推進対象	無	事業実施主体
関連類似事業名						3.市	業開始年度	平成20年度
						5	6	2301
						予算(款)	予算(項)	予算(目)
							予算コード	

1. 事業の目的	(1)事業の対象(誰を、何を対象としているか。範囲は。※補助事業等の場合は負担金・補助金の支払先も記入)	対象指標	指標名称(対象の大きさを表す)	データ出典
	後期高齢者医療保険被保険者 1. 75歳以上の方 2. 65歳以上で一定の障がいがあり、後期高齢者医療広域連合で認定された方	①後期高齢者医療保険被保険者	業務取得	
		②		
		③		
(2) 事業の概要(手段、具体的な事務事業のやり方、手順、詳細を記入)	活動指標	指標名称(手段や活動内容を示す)	データ出典	
	1. 低所得者への保険料軽減措置を補填する保険基盤安定化補助金の繰出金 2. 電算経費などの事務費繰出金	①決算見込額	業務取得	
		②		
	③			
(3)事業の意図(対象をどのようにしたいのか。どう変えたいのか。※どんなサービスニーズに応えるかでも可)	成果指標 (基本事業成果指標等)	指標名称(意図の達成度を示す)	データ出典	
	後期高齢者医療被保険者が安心して医療を受けることができる。	①決算見込額÷受給者数	業務取得	
		②		
	③			
(4)結果(どんな結果に結びつけるのか。※基本計画の施策の「めざす姿」との関わり)	施策成果指標	指標名称(結果の達成度を示す)	データ出典	
	後期高齢者医療保険被保険者が給付を受けることにより、病気の予防及び治療によって健康で安心した高齢化社会を形成する。	①平均寿命(鎌ヶ谷市)	厚生労働省資料	
		②		
	③			

2. コスト・実績の推移	年度	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	目標年度(年度) 今後の計画総額
			決算	決算	決算	決算見込み額	予算額	
(1)総事業費 自動計算		千円	96,880	102,520	113,479	120,419	133,996	0
	①国庫支出金	千円						
	②県支出金	千円						
	③市債・その他財源	千円						
	④一般財源	千円	96,880	102,520	113,479	120,419	133,996	
(2)総所要時間(0.5単位) ①+②+③ 自動計算		時間/年	8	8	8	8	8	0
	①正職員(時間内)	時間/年	8	8	8	8	8	
	②正職員(時間外)	時間/年						
	③非常勤職員	時間/年						

3. 指標の推移等	指標		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	目標年度(平成27年度) 将来目標値
	(1)対象指標	①	人	7,356	7,900	8,553	9,167	9,861
②								
③								
(2)活動指標	①	千円	86,748	96,880	102,520	113,479	120,419	
	②							
	③							
(3)成果指標 ※基本事業成果 指標等	①	千円	12	13	12	13	13	
	②							
	③							
(4)施策成果指標	①	歳						
	②							
	③							
(5)指標の推移に影響を与えるような外的な要因はあるか。それは何か。								

4. 環境分析	(1)事業開始の背景・開始時の環境	H20年4月 後期高齢者医療制度が創設された。	(2)過去5年間で事業を取り巻く環境はどのように変わったか ※新規は記入不要	H20年4月 老人保健法が「高齢者の医療の確保に関する法律」に改正され、「後期高齢者医療制度」の創設に伴い、老人保健制度は廃止された。
	(3)今後事業を取り巻く環境はどのように変わることが予想されるか	被保険者数の増加	(4)事業について市民や議会の意見(市民意識調査、個別要望・意見)	特になし。

5. 評価・検討	(1)行政関与の妥当性	3: 高い	(理由)なぜ、市が関与する必要があるのか？ 高齢者の医療の確保に関する法律による(医療費の負担)
	(2)目的妥当性	3: 高い	(理由)事業の目的は上位の施策にどのように結びついているか。 後期高齢者医療保険事業財源の確保
	(3)公平性	3: 高い	(理由)対象は偏っていないか？ 必要となる対象を広げたり狭めたりできないか？ 高齢者の医療の確保に関する法律による。
	(4)有効性	3: 高い	(理由)この事業を廃止した場合、施策達成に支障があるか。同じ目的を持つ他の事業はあるか？ さらに成果指標を伸ばせないか？ 後期高齢者医療保険事業財源の不足
	(5)効率性	3: 高い	(理由)コストがかかりすぎではないか？ 事業費、所要時間を縮減する手段・方法はないか？ 高齢者の医療の確保に関する法律による。
	(6)総合評価	6: 精査・検証	(今後の方向内容) 高齢者の医療の確保に関する法律による。

6. 改革・改善内容	(1)前回の事務事業評価で掲げた改革・改善内容	該当無し
	(2)(1)に基づく取り組み結果	
	(3)平成25年度に取り組む改革・改善内容	高齢者の医療の確保に関する法律第99条による。

※評価検討(1)~(5) 1: 低い、2: 普通、3: 高い、4: あてはまらない

※総合評価検討(6) 1: 終了、2: 廃止、3: 休止、4: 縮小、5: 改善、6: 精査・検証、7: 拡充

1 終了: 事業が完了したので、終了する

2 廃止: 事業を廃止する

3 休止: 再開を前提に休止する

4 縮小: 好ましくない状況なので、規模を縮小する

5 改善: 事業実施方法等について、改善した上、継続する

6 精査・検証: 業務手法等について精査・検証の上、継続する

7 拡充: 重点的に資源を配分し、規模を拡大する

鎌ヶ谷市事務事業評価表(事後)

事務事業No.22-5

記入日 平成25年 4月30日

点検日 平成25年 4月30日

事務事業(予算)名	後期高齢者保健事業に要する経費		作成課・係	保険年金課後期高齢者医療			
政策名	1.1 誰もが健康に暮らせる生涯福祉社会をつくります	施策	1.1.5 安心して暮らせる社会	基本事業	1.1.5.1 社会保障制度の充実		
関連計画・根拠法令等	①高齢者の医療の確保に関する法 ② ③ ④						
事業区分	継続	前回総合評価	6.精査検証	実施計画掲載	無	行革推進対象	無
事業実施主体	3. 市			業開始年度	平成20年度	事業終了予定年度	平成31年度以降
関連類似事業名		予算(款)		予算(項)		予算(目)	6 2401

1. 事業の目的	(1)事業の対象(誰を、何を対象としているか。範囲は。※補助事業等の場合は負担金・補助金の支払先も記入)	対象指標	指標名称(対象の大きさを表す)	データ出典
	後期高齢者医療保険被保険者 1. 75歳以上の方 2. 65歳以上で一定の障がいがあり、後期高齢者医療広域連合で認定された方	①後期高齢者医療保険被保険者	業務取得	
	(2) 事業の概要(手段、具体的な事務事業のやり方、手順、詳細を記入)	活動指標	指標名称(手段や活動内容を示す)	データ出典
	実施主体である広域連合との委託契約により、市が実施健康診査	①決算見込額	業務取得	
(3)事業の意図(対象をどのようにしたいのか。どう変えたいのか。※どんなサービスニーズに応えるかでも可)	成果指標 (基本事業成果指標等)	指標名称(意図の達成度を示す)	データ出典	
生活習慣病等の早期発見	①決算見込額÷受給者数	業務取得		
(4)結果(どんな結果に結びつけるのか。※基本計画の施策の「めざす姿」との関わり)	施策成果指標	指標名称(結果の達成度を示す)	データ出典	
後期高齢者医療保険被保険者が健診を受けることにより、健康で安心した高齢化社会を形成する。	①平均寿命(鎌ヶ谷市)	厚生労働省資料		

2. コスト・実績の推移	年度	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	目標年度(年度) 今後の計画総額
			決算	決算	決算	決算見込み額	予算額	
(1)総事業費 自動計算		千円	22,685	24,165	28,673	30,059	47,403	0
①国庫支出金		千円						
②県支出金		千円						
③市債・その他財源		千円						
④一般財源		千円	22,685	24,165	28,673	30,059	47,403	
(2)総所要時間(0.5単位) ①+②+③ 自動計算		時間/年	250	250	250	250	250	0
①正職員(時間内)		時間/年	250	250	250	250	250	
②正職員(時間外)		時間/年						
③非常勤職員		時間/年						

3. 指標の推移等	指標		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	目標年度(平成27年度) 将来目標値
	(1)対象指標	①	人	7,356	7,356	7,900	8,553	9,167
②								
③								
(2)活動指標	①	千円	27,175	27,174	22,684	24,164	28,672	
	②							
	③							
(3)成果指標 ※基本事業成果指標等	①	千円	4	3	3	3	4	
	②							
	③							
(4)施策成果指標	①	歳						
	②							
	③							
(5)指標の推移に影響を与えるような外的な要因はあるか。それは何か。								

4. 環境分析	(1)事業開始の背景・開始時の環境	H20年4月 後期高齢者医療制度が創設されたことにあわせ、疾病予防、健康の保持・増進、医療費の増大にも資することから開始された。	(2)過去5年間で事業を取り巻く環境はどのように変わったか ※新規は記入不要	H20年4月 後期高齢者医療制度の創設に伴い、従来市の健康増進課で行っていた基本健康診査に関する事務を保険年金課で行うこととなった。
	(3)今後事業を取り巻く環境はどのように変わることが予想されるか	医療費の抑制を目的として、保健師による健康相談、巡回指導など市の保健事業の取り組みが求められる。	(4)事業について市民や議会の意見(市民意識調査、個別要望・意見)	特になし。

5. 評価・検討	(1)行政関与の妥当性	3: 高い	(理由)なぜ、市が関与する必要があるのか？ 広域連合との委託事業契約。
	(2)目的妥当性	3: 高い	(理由)事業の目的は上位の施策にどのように結びついているか。 生活習慣病の予防及び治療によって健康で安心した高齢化社会を形成する。
	(3)公平性	3: 高い	(理由)対象は偏っていないか？ 必要となる対象を広げたり狭めたりできないか？ 高齢者の医療の確保に関する法律、広域連合条例による。
	(4)有効性	4: 当てはまらない	(理由)この事業を廃止した場合、施策達成に支障があるか。同じ目的を持つ他の事業はあるか？ さらに成果指標を伸ばせないか？ 広域連合構成員として廃止はできない。
	(5)効率性	4: 当てはまらない	(理由)コストがかかりすぎているか？ 事業費、所要時間を縮減する手段・方法はないか？ 委託業務計画に基づき、委託料が広域連合から交付される。
	(6)総合評価	6: 精査・検証	(今後の方向内容) 国の施策として、医療費の抑制を目的として健康診査以外の事業(保健師の巡回指導)が求められる。

6. 改革・改善内容	(1)前回の事務事業評価で掲げた改革・改善内容	該当無し
	(2)(1)に基づく取り組み結果	
	(3)平成25年度に取り組む改革・改善内容	国の実施基準に基づき、健康診査を個別形式で行う。

※評価検討(1)~(5) 1: 低い、2: 普通、3: 高い、4: 当てはまらない

※総合評価検討(6) 1: 終了、2: 廃止、3: 休止、4: 縮小、5: 改善、6: 精査・検証、7: 拡充

1 終了: 事業が完了したので、終了する

2 廃止: 事業を廃止する

3 休止: 再開を前提に休止する

4 縮小: 好ましくない状況なので、規模を縮小する

5 改善: 事業実施方法等について、改善した上、継続する

6 精査・検証: 業務手法等について精査・検証の上、継続する

7 拡充: 重点的に資源を配分し、規模を拡大する

鎌ヶ谷市事務事業評価表(事後)

事務事業No.31-5

記入日 平成25年5月27日

点検日 平成25年5月31日

事務事業(予算)名	中国残留邦人等の支援に要する経費			作成課・係	生涯社会福祉係				
政策名	1.1 誰	も		施策	1.1.5 安心して暮ら	基本事業	1.1.5.4	生活保護と自立生活の支援	
関連計画・根拠法令等	①中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 ②中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令 ③ ④								
事業区分	継続	前回総合評価	6.精査検証	実施計画掲載	無	行革推進対象	無	事業実施主体	1. 国
関連類似事業名									3 1 1 1701

1. 事業の目的	(1)事業の対象(誰を、何を対象としているか。範囲は。※補助事業等の場合は負担金・補助金の支払先も記入)	中国残留邦人等(残留邦人本人、配偶者)で鎌ヶ谷市内在住者	対象指標	指標名称(対象の大きさを表す)	データ出典
				①対象者数	業務取得
				②対象世帯数	業務取得
				③	
	(2)事業の概要(手段、具体的な事務事業のやり方、手順、詳細を記入)	高齢基礎年金を満額受給しても、なお生活の安定を十分に図ることができない特定中国残留邦人とその配偶者の方を対象(同居の2世の方等は給付対象とならない。)に、原則として生活保護法の規定に準じて算定し支給する。 種類は、(1)生活支援給付、(2)住宅支援給付、(3)医療支援給付、(4)介護支援給付、(5)出産支援給付、(6)生業支援給付、(7)葬祭支援給付がある。	活動指標	指標名称(手段や活動内容を示す)	データ出典
				①対象者数	業務取得
				②対象世帯数	業務取得
				③	
	(3)事業の意図(対象をどのようにしたいのか。どう変えたいのか。※どんなサービスニーズに応えるかでも可)	中国残留邦人等及びその配偶者の生活保障及び老後の生活安定を支援する。	成果指標 (基本事業成果指標等)	指標名称(意図の達成度を示す)	データ出典
				①受給者数	業務取得
				②受給世帯数	業務取得
				③	
(4)結果(どんな結果に結びつけるのか。※基本計画の施策の「めざす姿」との関わり)	中国残留邦人等及びその配偶者の老後の生活の安定が図られる。	施策成果指標	指標名称(結果の達成度を示す)	データ出典	
			①支援給付額(決算)	業務取得	
			②		
			③		

2. コスト・実績の推移	年度	単位	平成21年度 決算	平成22年度 決算	平成23年度 決算	平成24年度 決算見込み額	平成25年度 予算額	目標年度(年度) 今後の計画総額
	コスト・指標	千円						
	(1)総事業費 自動計算	千円	9,528	10,119	15,058	18,425	23,769	0
	①国庫支出金	千円	6,980	7,462	11,116	13,205	17,671	
	②県支出金	千円						
	③市債・その他財源	千円						
	④一般財源	千円	2,548	2,657	3,942	5,220	6,098	
	(2)総所要時間(0.5単位) ①+②+③ 自動計算	時間/年	0	0	0	0	0	0
	①正職員(時間内)	時間/年						
	②正職員(時間外)	時間/年						
③非常勤職員	時間/年							

3. 指標の推移等	指標		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	目標年度()年度 将来目標値
	(1)対象指標	①	人	6	6	6	6	6
②		世帯	4	4	4	4	4	
③								
(2)活動指標	①	人	6	6	6	6	6	
	②	世帯	4	4	4	4	4	
	③							
(3)成果指標 ※基本事業成果 指標等	①	人	6	6	6	6	6	
	②	世帯	4	4	4	4	4	
	③							
(4)施策成果指標	①	千円	8,953	8,948	9,315	14,503	17,335	
	②							
	③							
(5)指標の推移に影響を与えるような外的な要因はあるか。それは何か。								

4. 環境分析	(1)事業開始の背景・開始時の環境	第二次世界大戦に起因して生じた混乱等により、本邦に引き揚げる事ができず、引き続き本邦以外の地域に居住することを余儀なくされた、中国残留邦人等の置かれている事情に鑑み、永住帰国した人たちの自立支援を行うことを目的に、平成20年4月1日から支援給付が実施されることになった。	(2)過去5年間で事業を取り巻く環境はどのように変わったか ※新規は記入不要	事業開始時は、受給世帯4世帯、人数6名で、25年4月1日現在も変更はない。平均年齢は、開始時66歳、現在71歳であり、今後も高齢化が進んでいく。 日本語が出来ない対象者の支援・相談業務は多く、支援・相談員の役割は大きくなっている。
	(3)今後事業を取り巻く環境はどのように変わることが予想されるか	中国残留邦人等に係る支援給付、地域生活の支援については、平成20年度に開始された制度であり、今後様々な制度改正があると想定される。また、支援給付対象者が限定されているので、今後、世帯数や人員が増加する見込みはない。	(4)事業について市民や議会の意見(市民意識調査、個別要望・意見)	支援・相談員が配置されたことにより、中国語で相談ができるようになり、十分な理解協力が得られるようになった。

5. 評価・検討	(1)行政関与の妥当性	(理由)なぜ、市が関与する必要があるのか? 法定受託事務のため評価しない。
	(2)目的妥当性	(理由)事業の目的は上位の施策にどのように結びついているか。 法定受託事務のため評価しない。
	(3)公平性	(理由)対象は偏っていないか? 必要となる対象を広げたり狭めたりできないか? 法定受託事務のため評価しない。
	(4)有効性	(理由)この事業を廃止した場合、施策達成に支障があるか。同じ目的を持つ他の事業はあるか? さらに成果指標を伸ばせないか? 法定受託事務のため評価しない。
	(5)効率性	3:高い (理由)コストがかかりすぎているか? 事業費、所要時間を縮減する手段・方法はないか? 法令に基づく事業実施であり、市独自の事業方法を行うことはできない。 平成20年度に中国残留邦人支援システムを導入したことにより、支援給付費の支給決定や医療券、介護券の発行事務支給について、迅速で適正な事務を行っている。
	(6)総合評価	6:精査・検証 (今後の方向内容) 支援給付事務は、法定受託事務として実施している。 支援相談員の配置により、支援給付対象者との関係がより深まり、円滑な事務遂行がなされている。

6. 改革・改善内容	(1)前回の事業評価で掲げた改革・改善内容	今後、高齢化が進み、介護の問題が重要な課題になると思われる。支援給付対象者とその家族、支援相談員、ケースワーカー、関係機関と十分に連携して、適切な処遇を実施していく。
	(2)(1)に基づく取り組み結果	支援給付対象者の一層の高齢化に伴う医療支援給付の増加が発生したが、支援相談員との連携により適切な支援給付ができた。
	(3)平成25年度に取り組む改革・改善内容	今後も引き続き、支援給付対象者とその家族、支援相談員、ケースワーカー、関係機関と十分に連携して、適切な処遇を実施していく。

※評価検討(1)~(5) 1:低い、2:普通、3:高い、4:あてはまらない

※総合評価検討(6) 1:終了、2:廃止、3:休止、4:縮小、5:改善、6:精査・検証、7:拡充

1 終了:事業が完了したので、終了する

2 廃止:事業を廃止する

3 休止:再開を前提に休止する

4 縮小:好ましくない状況なので、規模を縮小する

5 改善:事業実施方法等について、改善した上、継続する

6 精査・検証:業務手法等について精査・検証の上、継続

7 拡充:重点的に資源を配分し、規模を拡大する

鎌ヶ谷市事務事業評価表(事後)

事務事業No.31-6

記入日 平成25年5月27日

点検日 平成25年5月31日

事務事業(予算)名	住宅手当緊急特別措置事業に要する経費		作成課・係	福祉課保護係				
政策名	1.1 誰も		施策	1.1.5 安心して暮ら	基本事業	1.1.5.4	生活保護と自立生活の支援	
関連計画・根拠法令等	①鎌ヶ谷市住宅手当緊急措置事業 ②実施要綱		③	④				
事業区分	継続	前回総合評価	6.精査検証	実施計画掲載	無	行革推進対象	無	事業実施主体
関連類似事業名			予算(款)	3	予算(項)	1	予算(目)	1
						1801		

1. 事業の目的	(1)事業の対象(誰を、何を対象としているか。範囲は。※補助事業等の場合は負担金・補助金の支払先も記入)	対象指標	指標名称(対象の大きさを表す)	データ出典
	勤労能力・意欲があるにも関わらず、住居を喪失している者または喪失する恐れがある者を対象に6か月間(最大9か月間)を限度に家賃額を支給する。また支給の上限額は、単身世帯:46,000円、複数世帯:59,800円である。なお本事業はすべて国庫補助金で賄われるものです。	①相談者数	業務取得	
	(2)事業の概要(手段、具体的な事務事業のやり方、手順、詳細を記入)	活動指標	指標名称(手段や活動内容を示す)	データ出典
	申請時に以下の①~⑤の要件を満たす者に対して住宅手当を支給する。 ①平成19年10月以降に失業したこと。②離職前に自らの労働により賃金を得て主として世帯の生計を維持していたこと。③就労能力及び常用就職の意欲があり、H/Wへ求職申込を行うこと又現に行っていること。④住宅を喪失していること又は喪失の恐れがあること。⑤申請を行った月における申請者及び申請者と生計を同一とする同居の親族の収入の合計額が基準(単身世帯:8.4万円+家賃額、2人世帯:17.2万円、3人世帯:17.2万円+家賃額)以下であること。	①手当受給者	業務取得	
(3)事業の意図(対象をどのようにしたいのか。どう変えたいのか。※どんなサービスニーズに応えるかでも可)	成果指標 (基本事業成果指標等)	指標名称(意図の達成度を示す)	データ出典	
離職による生活困窮者に家賃を一時的に支給し、生活を再建する。	①支給対象者割合	業務取得		
(4)結果(どんな結果に結びつけるのか。※基本計画の施策の「めざす姿」との関わり)	施策成果指標	指標名称(結果の達成度を示す)	データ出典	
住宅手当の制度によって常用就職を支援し、生活保護一步前の生活困窮者の自立を図る。	①就労者数	業務取得		

2. コスト・実績の推移	年度	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	目標年度(年度) 今後の計画総額	
			決算	決算	決算	決算見込み額	予算額		
コスト・指標	(1)総事業費	自動計算	千円	2,212	15,577	7,320	4,308	11,353	0
	①国庫支出金		千円	2,212	15,577	7,320	4,308	11,353	
	②県支出金		千円						
	③市債・その他財源		千円						
	④一般財源		千円						
(2)総所要時間	(0.5単位)	時間/年		600	2041	2000	2000	0	0
①正職員(時間内)		時間/年		600	2000	800	800		
②正職員(時間外)		時間/年			41				
③非常勤職員		時間/年				1200	1200		

3. 指標の推移等	指標		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	目標年度(年度) 将来目標値
	(1)対象指標	①	件		45	38	30	20
②								
③								
(2)活動指標	①	人		24	55	32	13	
	②							
	③							
(3)成果指標 ※基本事業成果 指標等	①	人		53	66	55	32	
	②							
	③							
(4)施策成果指標	①	件		2	19	6	0	
	②							
	③							
(5)指標の推移に影響を与えるような外的な要因はあるか。それは何か。								

4. 環境分析	(1)事業開始の背景・開始時の環境	平成20年の「リーマンショック」による影響で、雇用情勢が悪化し非正規雇用者を中心に多くの方が失業していき中で就労活動をする際に住居がないと就労に支障をきたすため、一定期間住宅に要する費用を支給するため平成21年10月1日から施行された。	(2)過去5年間で事業を取り巻く環境はどのように変わったか ※新規は記入不要	アベノミクス効果で、経済の一部には回復の兆しが見受けられるが、依然として景気の先行きは不透明であり、企業のリストラ、派遣切りが行われ、失業率の上昇により、家賃滞納により立ち退きを迫られホームレス状態となる者が増加している。
	(3)今後事業を取り巻く環境はどのように変わることが予想されるか	依然として若年層や中高年齢層の高い失業率が続くことが予想される。今後もこの制度が継続されることが予想され、不景気が長引いた際には、地方に一部負担させることになることが懸念される。	(4)事業について市民や議会の意見(市民意識調査、個別要望・意見)	住宅手当緊急特別措置事業の適正な実施。

5. 評価・検討	(1)行政関与の妥当性	2:普通	(理由)なぜ、市が関与する必要があるのか? 離職者については、公共職業安定所にて各種の職業斡旋に際し様々な事業を行っているが、公共職業安定所にて補完できない、求職に際して居住地がないと新たな就職先が見つからない方を対象として、住宅手当緊急特別措置事業が創設された。本事業については、雇用施策のみならず他の社会福祉施策との関係もあり、各市が設置する福祉事務所が関与する事業である。
	(2)目的妥当性	2:普通	(理由)事業の目的は上位の施策にどのように結びついているか。 本事業の支援により6ヶ月間(最長9ヶ月間)家賃が援助されるので、それまでの間に再就職を図り自立を援助する事業であり、低所得者の自立支援につながっている。
	(3)公平性	4:当てはまらない	(理由)対象は偏っていないか? 必要となる対象を広げたり狭めたりできないか? 国の100%補助事業であり、対象の範囲を変更することはできない。
	(4)有効性	2:普通	(理由)この事業を廃止した場合、施策達成に支障があるか。同じ目的を持つ他の事業はあるか? さらに成果指標を伸ばせないか? 生活保護手前の第2のセーフティーネットとして機能しており、事業廃止により、生活保護申請が増加すると思われる。
	(5)効率性	3:高い	(理由)コストがかかりすぎているか? 事業費、所要時間を縮減する手段・方法はないか? 事業の実施方法は国で示されており、効率的に行っている。事業費については、全額国の補助がある。
	(6)総合評価	6:精査・検証	(今後の方向内容) 景気後退により恒久的事業となっていく可能性がある。今後の職員体制の強化を検討していく必要がある。

6. 改革・改善内容	(1)前回の事務事業評価で掲げた改革・改善内容	平成21年度に開始したばかりの事業であるが、期限付き事業である。利用者の動向が読めず、将来の動向も読めないため、改革・改善内容を掲げていない。なお事務量が增大してしまった場合、臨時職員の活用による体制強化を図る。
	(2)(1)に基づく取り組み結果	
	(3)平成25年度に取り組む改革・改善内容	利用者の動向や将来の動向が読めないため、改革・改善の方向性が不明瞭。

※評価検討(1)~(5) 1:低い、2:普通、3:高い、4:当てはまらない

※総合評価検討(6) 1:終了、2:廃止、3:休止、4:縮小、5:改善、6:精査・検証、7:拡充

1 終了:事業が完了したので、終了する

2 廃止:事業を廃止する

3 休止:再開を前提に休止する

4 縮小:好ましくない状況なので、規模を縮小する

5 改善:事業実施方法等について、改善した上、継続する

6 精査・検証:業務手法等について精査・検証の上、継続

7 拡充:重点的に資源を配分し、規模を拡大する

鎌ヶ谷市事務事業評価表(事後)

事務事業No.31-9

記入日 平成25年5月28日

点検日 平成25年5月31日

事務事業(予算)名	生活保護事務に要する経費(生活保護レセプト点検委託事業)					作成課・係	福祉社会福祉係						
政策名	1.1 誰も					施策	1.1.5 安心して暮ら	基本事業	1.1.5.4	生活保護と自立生活の支援			
関連計画・根拠法令等	①	②	③	④									
事業区分	継続	前回総合評価	6.精査検証	実施計画掲載	無	行革推進対象	無	事業実施主体	1.国	事業開始年度	平成15年度以前	事業終了予定年度	
関連類似事業名	資格・給付等に要する経費(国民健康保険特別会計:保険年金課)					予算(款)	3	予算(項)	3	予算(目)	1	予算コード	0201

1. 事業の目的	(1)事業の対象(誰を、何を対象としているか。範囲は。※補助事業等の場合は負担金・補助金の支払先も記入)	対象指標	指標名称(対象の大きさを表す)	データ出典
	医療機関から請求があった診療報酬明細書(レセプト)	①レセプト点検枚数	業務取得	
	(2)事業の概要(手段、具体的な事務事業のやり方、手順、詳細を記入)	活動指標	指標名称(手段や活動内容を示す)	データ出典
	レセプトの点検を行い、医療費の過誤納の発見に努める。 (事業の内容) (1)毎月、診療報酬明細書を点検する。 (2)レセプト点検により、診療報酬の請求内容疑義が生じた場合には、抽出しリストを作成する。 (3)前号の結果、誤りが発見された場合は、直ちに所定の過誤調整の手続きを行う。	①医療費過誤納件数	業務取得	
(3)事業の意図(対象をどのようにしたいのか。どう変えたいのか。※どんなサービスニーズに応えるかでも可)	成果指標 (基本事業成果指標等)	指標名称(意図の達成度を示す)	データ出典	
正しい請求内容に基づき、適正な医療費が支払われるべきである。よって、レセプトを審査点検することにより、医療費請求の過誤等を発見し医療費支払いの適正化を図る。	①医療費過誤納金	業務取得		
(4)結果(どんな結果に結びつけるのか。※基本計画の施策の「めざす姿」との関わり)	施策成果指標	指標名称(結果の達成度を示す)	データ出典	
経常的に必要とされる事務的経費の効率的な執行につながる。	①医療扶助費総額(支払基金審査の現審査算定額)に占める過誤納金の割合	業務取得		

2. コスト・実績の推移	年度	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	目標年度(年度) 今後の計画総額
			決算	決算	決算	決算見込み額	予算額	
(1)総事業費	自動計算	千円	115	179	88	154	331	0
①国庫支出金		千円	86	134	66	110	320	
②県支出金		千円						
③市債・その他財源		千円						
④一般財源		千円	29	45	22	44	11	
(2)総所要時間	(0.5単位)	時間/年	15	15	15	240	0	0
①正職員(時間内)		時間/年	15	15	15	192		
②正職員(時間外)		時間/年				48		
③非常勤職員		時間/年						

3. 指標の推移等	指標		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	目標年度()年度 将来目標値
	(1)対象指標	①	枚	34,949	25,813	28,022	23,071	54,414
②								
③								
(2)活動指標	①	件	191	141	279	231	158	
	②							
	③							
(3)成果指標 ※基本事業成果 指標等	①	千円	715	1,467	1,687	3,731	3,147	
	②							
	③							
(4)施策成果指標	①	%	0.13	0.25	0.25	0.46	0.35	
	②							
	③							
(5)指標の推移に影響を与えるような外的な要因はあるか。それは何か。								

4. 環境分析	(1)事業開始の背景・開始時の環境	生活保護扶助に占める医療費の割合が増大し、医療や投薬の適正を図り、不必要な検査、投薬をチェックする必要がある。	(2)過去5年間で事業を取り巻く環境はどのように変わったか ※新規は記入不要	景気低迷が続き、失業率が上昇し、稼働収入が得られないこと、企業のリストラ、高齢化の進行などの要因から低所得者による保護受給者が増加してきている。
	(3)今後事業を取り巻く環境はどのように変わることが予想されるか	厳しい財政の中で、扶助費の抑制、レセプト点検の充実及びジェネリック医薬品使用による医療費適正化への要請が高まってきている。	(4)事業について市民や議会の意見(市民意識調査、個別要望・意見)	平成24年3月議会で、国民健康保険における医療給付費の適正化について、ジェネリック医薬品の利用を促進するよう要望があった。

5. 評価・検討	(1)行政関与の妥当性	(理由)なぜ、市が関与する必要があるのか？ 法定事務受託のため、評価しない。(医療扶助を適正に執行するうえで、実施機関として本事業を行う必要がある。)
	(2)目的妥当性	(理由)事業の目的は上位の施策にどのように結びついているか。 法定事務受託のため、評価しない。(医療費にかかる過誤納を発見し、生活保護費で最も多額となっている医療扶助を削減することが可能となる。)
	(3)公平性	(理由)対象は偏っていないか？ 必要となる対象を広げたり狭めたりできないか？ 法定事務受託のため、評価しない。(生活保護受給者が対象である。)
	(4)有効性	(理由)この事業を廃止した場合、施策達成に支障があるか。同じ目的を持つ他の事業はあるか？ さらに成果指標を伸ばせないか？ 法定事務受託のため、評価しない。(医療費に係る過誤納を発見し、医療扶助の適切な支出を行ううえで欠かせない事業である。)
	(5)効率性	3: 高い (理由)コストがかかりすぎではないか？ 事業費、所要時間を縮減する手段・方法はないか？ 必要不可欠な事業であり、最小限の経費で執行されている。また、23年4月から導入した医療レセプト管理システムを十分に活用し、医療費の適正化に努めている。
	(6)総合評価	6: 精査・検証 (今後の方向内容) 医療費の適正化のために必要な事業であり、費用対効果の面からも効果を上げているため、事業の継続は必要と考える。

6. 改革・改善内容	(1)前回の事務事業評価で掲げた改革・改善内容	レセプト点検に関わる職員のスキル向上と、委託事業者との連携強化を図る。また、生活保護等レセプト管理システムを活用することにより、点検の効率化を図る。
	(2)(1)に基づく取り組み結果	23年度までは、年に4回業者にレセプト点検を委託していたが、生活保護等レセプト管理システムの導入により、24年度は毎月レセプト点検を実施することができた。その結果、支払基金診査(原審査)結果の金額に占める過誤納金の割合は、0.35%と最大の効果を上げることができた。24年度の実績は、委託費154,108円に対し、レセプト点検による過誤納金は3,146,372円であり、成果をあげている。
	(3)平成25年度に取り組み改革・改善内容	電子化されたレセプトにより点検の効率化を図り、診療報酬の適正化による医療費の抑制に努めていく。

※評価検討(1)～(5) 1: 低い、2: 普通、3: 高い、4: あてはまらない

※総合評価検討(6) 1: 終了 2: 廃止 3: 休止 4: 縮小 5: 改善 6: 精査・検証 7: 拡充

1 終了: 事業が完了したので、終了する

2 廃止: 事業を廃止する

3 休止: 再開を前提に休止する

4 縮小: 好ましくない状況なので、規模を縮小する

5 改善: 事業実施方法等について、改善した上、継続する

6 精査・検証: 業務手法等について精査・検証の上、継続

7 拡充: 重点的に資源を配分し、規模を拡大する

鎌ヶ谷市事務事業評価表(事後)

事務事業No.31-10
 記入日 平成25年5月27日
 点検日 平成25年5月31日

事務事業(予算)名	生活保護に要する経費			作成課・係	福祉課保護係						
政策名	1.1 誰 も			施策	1.1.5 安心して暮ら			基本事業	1.1.5.4 生活保護と自立生活の支援		
関連計画・根拠法令等	①生活保護法 ②生活保護法施行令 ③				④						
事業区分	継続	前回総合評価	6.精査検証	実施計画掲載	無	行革推進対象	無	事業実施主体	1.国	事業開始年度 平成15年度以前	事業終了予定年度
関連類似事業名	住宅手当緊急特別措置事業に要する経費			予算(款)	3	予算(項)	3	予算(目)	2	予算コード	0101

1. 事業の目的	(1)事業の対象(誰を、何を対象としているか。範囲は。※補助事業等の場合は負担金・補助金の支払先も記入)	対象指標	指標名称(対象の大きさを表す)	データ出典
	生活保護受給世帯	①被保護者世帯	業務取得(福祉行政報告例)	
		②		
		③		
(2) 事業の概要(手段、具体的な事務事業のやり方、手順、詳細を記入)	生活保護受給世帯の状況等を的確に把握し、自立へと指導していく。	活動指標	指標名称(手段や活動内容を示す)	データ出典
		①訪問の件数	業務取得	
		②		
		③		
(3)事業の意図(対象をどのようにしたいのか。どう変えたいのか。※どんなサービスニーズに応えるかでも可)	生活に困窮する被保護者に対して最低限度の生活を保障しつつ、被保護者の経済的、精神的自立を助長する。	成果指標 (基本事業成果指標等)	指標名称(意図の達成度を示す)	データ出典
		①年間の世帯あたりの訪問件数	業務取得	
		②		
		③		
(4)結果(どんな結果に結びつけるのか。※基本計画の施策の「めざす姿」との関わり)	被保護者の自立を高める。	施策成果指標	指標名称(結果の達成度を示す)	データ出典
		①廃止世帯数	業務取得(福祉行政報告例)	
		②		
		③		

2. コスト・実績の推移	年度	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	目標年度(年度) 今後の計画総額	
			決算	決算	決算	決算見込み額	予算額		
コスト・指標	(1)総事業費	自動計算	千円	1,350,787	1,690,875	1,869,603	2,027,078	2,451,834	0
	①国庫支出金		千円	1,026,846	1,268,156	1,470,457	1,628,081	1,838,875	
	②県支出金		千円	38,143	47,099	35,730	49,725	35,730	
	③市債・その他財源		千円						
	④一般財源		千円	285,798	375,620	363,416	349,272	577,229	
	(2)総所要時間	0.5単位	時間/年	18583	20301	22183	22410	20000	0
	①+②+③	自動計算							
	①正職員(時間内)		時間/年	15000	17000	18400	18400	18400	
	②正職員(時間外)		時間/年	1983	1701	2183	2410		
	③非常勤職員		時間/年	1600	1600	1600	1600	1600	

3. 指標の推移等	指標	単位	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	目標年度(年度) 将来目標値
			(1)対象指標	① 世帯	486	574	681	788
	②							
	③							
(2)活動指標	① 件	2,600	2,052	2,744	2,995	3,155		
	②							
	③							
(3)成果指標 ※基本事業成果指標等	① 件	5.35	3.57	4.03	3.80	3.62		
	②							
	③							
(4)施策成果指標	① 世帯	83	103	85	117	116		
	②							
	③							
(5)指標の推移に影響を与えるような外的な要因はあるか。それは何か。								

4. 環境分析	(1)事業開始の背景・開始時の環境	日本国憲法の施行により、「生存権の保障」と「社会保障制度」の拡充強化を図るため、昭和25年5月、旧生活保護法が全文改正され、現在に至る。	(2)過去5年間で事業を取り巻く環境はどのように変わったか ※新規は記入不要	アベノミクス効果で、経済の一部には回復の兆しが見受けられるが、依然として失業率は高く、企業のリストラ、派遣切り、少子高齢化の進行などによる低所得者層は右肩上がりで増加しているため、生活保護受給世帯は増加の傾向にある。
	(3)今後事業を取り巻く環境はどのように変わることが予想されるか	今後も年金の受給権がない高齢者層や失業した若年層の増加で、生活保護の受給率は上昇が見込まれる。なお平成25年8月には、生活保護の基準の見直しが行われ、平成27年度には生活保護法の改正が予定されている。	(4)事業について市民や議会の意見(市民意識調査、個別要望・意見)	生活保護業務の適正実施。

5. 評価・検討	(1)行政関与の妥当性	(理由)なぜ、市が関与する必要があるのか? 法定受託事務のため評価しない。
	(2)目的妥当性	(理由)事業の目的は上位の施策にどのように結びついているか? 法定受託事務のため評価しない。
	(3)公平性	(理由)対象は偏っていないか? 必要となる対象を広げたり狭めたりできないか? 法定受託事務のため評価しない。
	(4)有効性	(理由)この事業を廃止した場合、施策達成に支障があるか。同じ目的を持つ他の事業はあるか? さらに成果指標を伸ばせないか? 法定受託事務のため評価しない。
	(5)効率性	3: 高い (理由)コストがかりすぎているか? 事業費、所要時間を縮減する手段・方法はないか? 被保護者世帯が増加している状況の中、高齢や健康上の理由から自立が困難なケースも多く、結果的に保護の長期化に繋がる場合がある。
	(6)総合評価	6: 精査・検証 (今後の方向内容) 生活保護事務は、生活困窮者にとっては必要不可欠な制度である。そのため今後も法定受託事務として市の実施が見込まれる。

6. 改革・改善内容	(1)前回の事務事業評価で掲げた改革・改善内容	生活保護制度は、国の制度であるため、市単独で改革することは不可能である。また生活保護世帯の増減は、景気の影響をそのまま反映するため、市としてコントロールすることは難しい。
	(2)(1)に基づく取り組み結果	
	(3)平成25年度に取り組み改革・改善内容	生活保護制度は国の制度であり、また生活保護世帯の増減は、景気の影響をそのまま反映するため、市としてコントロールすることは難しい。なお平成25年8月に保護基準の見直しを実施される予定である。

※評価検討(1)~(5) 1: 低い、2: 普通、3: 高い、4: あてはまらない

※総合評価検討(6) 1: 終了、2: 廃止、3: 休止、4: 縮小、5: 改善、6: 精査・検証、7: 拡充

1 終了: 事業が完了したので、終了する

2 廃止: 事業を廃止する

3 休止: 再開を前提に休止する

4 縮小: 好ましくない状況なので、規模を縮小する

5 改善: 事業実施方法等について、改善した上、継続する

6 精査・検証: 業務手法等について精査・検証の上、継続

7 拡充: 重点的に資源を配分し、規模を拡大する

鎌ヶ谷市事務事業評価表(事後)

事務事業(予算)名	国民年金事務に要する経費		作成課・係	保険年金課国民年金係				
政策名	1.1 誰もが健康に暮らせる生涯福祉社会をつくります		施策	1.1.5 安心して暮らせる社会		基本事業	1.1.5.3 年金制度の周知	
関連計画・根拠法令等	①国民年金法 ②国民年金事務処理基準 ③			④				
事業区分	継続	前回総合評価	6.精査検証	実施計画掲載	無	行革推進対象	無	事業実施主体
関連類似事業名			予算(款)		3.市	業開始年度	平成15年度以前	事業終了予定年度
						7	0101	平成33年度以降

1. 事業の目的	(1)事業の対象(誰を、何を対象としているか。範囲は。※補助事業等の場合は負担金・補助金の支払先も記入)	指標名称(対象の大きさを表す)	データ出典
	市内に住所のある20歳以上60歳未満の被用者年金制度に加入していない者、60歳以上65歳未満の任意加入を希望する者及び65歳以上70歳未満で受給資格期間を満たしていない者。障害年金を受給している者。	①国民年金被保険者数	国民年金事業統計表
		②障害年金受給者数	国民年金事業統計表
		③	
(2)事業の概要(手段、具体的な事務事業のやり方、手順、詳細を記入)	活動指標	指標名称(手段や活動内容を示す)	データ出典
国民年金適用事務は、住民からの届け出に基づき加入・喪失等の受付、記録の作成及び管理を行い、日本年金機構へ報告する。総事業費については、法定受託事務のため、国庫支出金となっている。		①国民年金資格取得者数	国民年金事業年報
		②国民年金資格喪失者数	国民年金事業年報
		③	
(3)事業の意図(対象をどのようにしたいのか。どう変えたいのか。※どんなサービスニーズに応えるかでも可)	(基本事業成果指標等)	指標名称(意図の達成度を示す)	データ出典
被保険者に関する正確な記録を管理することにより、必要な情報の提供、周知が可能となり滞納者及び無年金者の減少につながる。		①国民年金保険料納付率	国民年金事業統計表
		②	
		③	
(4)結果(どんな結果に結びつけるのか。※基本計画の施策の「めざす姿」との関わり)	施策成果指標	指標名称(結果の達成度を示す)	データ出典
自立した生活基盤の確立。		①高齢年金受給者数	国民年金事業統計表
		②	
		③	

2. コスト・実績の推移	年度	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	目標年度(年度) 今後の計画総額
			決算	決算	決算	決算見込み額	予算額	
(1)総事業費 自動計算		千円	25,749	24,200	23,873	25,013	23,785	0
	①国庫支出金	千円	25,749	24,200	23,873	25,013	23,785	
	②県支出金	千円						
	③市債・その他財源	千円						
	④一般財源	千円						
(2)総所要時間(0.5単位) ①+②+③ 自動計算		時間/年	7,520	7,520	7,520	7,520	7,520	0
	①正職員(時間内)	時間/年	7,520	7,520	7,520	7,520	7,520	
	②正職員(時間外)	時間/年						
	③非常勤職員	時間/年						

3. 指標の推移等	指標		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	目標年度(平成27年度) 将来目標値
	(1)対象指標	①	人	26,792	26,427	26,068	25,887	25,516
②		人	998	1,033	1,088	1,126	算出中	
③								
(2)活動指標	①	人	7,005	6,620	6,317	6,236	6,567	
	②	人	7,678	6,985	6,676	6,417	6,938	
	③							
(3)成果指標 ※基本事業成果 指標等	①	%	60.52	56.27	57.26	56.64	算出中	
	②							
	③							
(4)施策成果指標	①	人	19,419	20,540	21,455	22,529	算出中	
	②							
	③							
(5)指標の推移に影響を与えるような外的要因はあるか。それは何か。								

4. 環境分析	(1)事業開始の背景・開始時の環境	高齢化による生活保障が必要となり、国民年金制度が発足された。(昭和36年4月)	(2)過去5年間で事業を取り巻く環境はどのように変わったか ※新規は記入不要	日本年金機構の発足。 年金支給額の改定。 保険料後納制度の創設。
	(3)今後事業を取り巻く環境はどのように変わることが予想されるか	年金制度に対する不信による滞納者、無年金者の増加。高齢化、滞納者の増加等による支給額の引き下げ及び保険料の引き上げ。	(4)事業について市民や議会の意見(市民意識調査、個別要望・意見)	各種届け出の簡素化、省略化。 年金制度の周知。 年金相談業務の充実。

5. 評価・検討	(1)行政関与の妥当性	(理由)なぜ、市が関与する必要があるのか？ 法定受託事務のため評価しない。
	(2)目的妥当性	(理由)事業の目的は上位の施策にどのように結びついているか。 法定受託事務のため評価しない。
	(3)公平性	(理由)対象は偏っていないか？ 必要となる対象を広げたり狭めたりできないか？ 法定受託事務のため評価しない。
	(4)有効性	(理由)この事業を廃止した場合、施策達成に支障があるか。同じ目的を持つ他の事業はあるか？ さらに成果指標を伸ばせないか？ 法定受託事務のため評価しない。
	(5)効率性	3: 高い (理由)コストがかかりすぎではないか？ 事業費、所要時間を削減する手段・方法はないか？ 業務委託によりコスト削減が図られている。
	(6)総合評価	6: 精査・検証 (今後の方向内容) 法定受託事務のため、業務手法等について精査・検証の上、継続する。

6. 改革・改善内容	(1)前回の事務事業評価で掲げた改革・改善内容	委託職員の採用等、人員増による事務の効率化。 年金相談等のサービスの向上。
	(2)(1)に基づく取り組み結果	人員の業務委託を継続して実施。
	(3)平成25年度に取り組む改革・改善内容	国民年金に対する住民の不満や不安を軽減するため、迅速かつ正確な対応に努める。 国民年金制度の周知を図る。 業務委託を継続し、業務を効率的に遂行する。 相談業務の充実を図る。

※評価検討(1)~(5) 1: 低い、2: 普通、3: 高い、4: あてはまらない

※総合評価検討(6) 1: 終了、2: 廃止、3: 休止、4: 縮小、5: 改善、6: 精査・検証、7: 拡充

1 終了: 事業が完了したので、終了する

2 廃止: 事業を廃止する

3 休止: 再開を前提に休止する

4 縮小: 好ましくない状況なので、規模を縮小する

5 改善: 事業実施方法等について、改善した上、継続する

6 精査・検証: 業務手法等について精査・検証の上、継続する

7 拡充: 重点的に資源を配分し、規模を拡大する

鎌ヶ谷市事務事業評価表(事後)

事務事業No.22-7

記入日 平成25年 5月 20日

点検日 平成25年 5月 20日

事務事業(予算)名	資格・給付等に要する経費		作成課・係	保険年金課国保給付係					
政策名	1.1 誰もが健康に暮らせる生涯福祉社会をつくります		施策	1.1.5 安心して暮らせる社会	基本事業	1.1.5.1 保険制度の適正な運営			
関連計画・根拠法令等	①国民健康保険法		②	③	④				
事業区分	継続	前回総合評価	6.精査検証	実施計画掲載	無	行革推進対象	無	事業実施主体	
関連類似事業名			予算(款)		予算(項)		予算(目)	1 0101	
					3.市	業開始年度	平成15年度以前	事業終了予定年度	平成33年度以降

1. 事業の目的	(1)事業の対象(誰を、何を対象としているか。範囲は。※補助事業等の場合は負担金・補助金の支払先も記入)	対象指標	指標名称(対象の大きさを表す)	データ出典
	国民健康保険法第6条(適用除外)に規定するもの以外の鎌ヶ谷市民とその世帯	①加入者数	業務から把握	
		②		
		③		
(2)事業の概要(手段、具体的な事務事業のやり方、手順、詳細を記入)	活動指標	指標名称(手段や活動内容を示す)	データ出典	
国民健康保険の資格の取得及び喪失を把握し、被保険者証の交付、回収及び更新を行う。	①加入者数	業務から把握		
	②			
	③			
(3)事業の意図(対象をどのようにしたいのか。どう変えたいのか。※どんなサービスニーズに応えるかでも可)	(基本事業成果指標等)	指標名称(意図の達成度を示す)	データ出典	
国民健康保険制度は、相互扶助・共助の精神にのっとり市町村を対象とした社会保険制度で国民皆保険を担うものである。国民健康保険法により対象が規定されている。	①加入者数	業務から把握		
	②			
	③			
(4)結果(どんな結果に結びつけるのか。※基本計画の施策の「めざす姿」との関わり)	施策成果指標	指標名称(結果の達成度を示す)	データ出典	
この国保制度の対象者の資格を適正に管理する。	①国民健康保険料収納率(現年)	集計による取得		
	②			
	③			

2. コスト・実績の推移	年度	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	目標年度(年度)
			決算	決算	決算	決算見込み額	予算額	今後の計画総額
(1)総事業費	自動計算	千円	54,101	51,852	44,213	46,757	50,188	0
①国庫支出金		千円						
②県支出金		千円						
③市債・その他財源		千円	54101	51852	44213	46757	50188	
④一般財源		千円						
(2)総所要時間	(0.5単位)	時間/年	7315	7315	6140	6140	0	0
①+②+③	自動計算							
①正職員(時間内)		時間/年	6120	6120	6120	6120		
②正職員(時間外)		時間/年	1195	1195	20	20		
③非常勤職員		時間/年						

3. 指標の推移等	指標		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	目標年度(平成27年度) 将来目標値
	(1)対象指標	①	人	32,881	32,954	33,252	33,468	33,161
②								
③								
(2)活動指標	①	人	32,881	32,954	33,252	33,468	33,161	
	②							
	③							
(3)成果指標 ※基本事業成果指標等	①	人	32,881	32,954	33,252	33,468	33,161	
	②							
	③							
(4)施策成果指標	①	%	91.00	90.24	90.20	90.20	今後算出予定	
	②							
	③							
(5)指標の推移に影響を与えるような外的要因はあるか。それは何か。								

4. 環境分析	(1)事業開始の背景・開始時の環境	新国民健康保険法の制定(昭和34年1月1日施行)	(2)過去5年間で事業を取り巻く環境はどのように変わったか ※新規は記入不要	平成20年度より、後期高齢者医療制度が創設された。
	(3)今後事業を取り巻く環境はどのように変わることが予想されるか	高齢化による医療費の増加が予想される。	(4)事業について市民や議会の意見(市民意識調査、個別要望・意見)	仕組みが煩雑に変わるので、理解するのが大変。

5. 評価・検討	(1)行政関与の妥当性	3: 高い	(理由)なぜ、市が関与する必要があるのか? 国民健康保険法により保険者である市が主体となって進めていく必要がある。
	(2)目的妥当性	3: 高い	(理由)事業の目的は上位の施策にどのように結びついているか。 被保険者が安心して必要な医療を受けられる環境を確保する。
	(3)公平性	3: 高い	(理由)対象は偏っていないか? 必要となる対象を広げたり狭めたりできないか? 国民皆保険制度のため、公平性が高く、対象を広げたり狭めたりすることはできない。
	(4)有効性	3: 高い	(理由)この事業を廃止した場合、施策達成に支障があるか。同じ目的を持つ他の事業はあるか? さらに成果指標を伸ばせないか? 国民健康保険法に基づき実施するものであり、事業の廃止はできない。
	(5)効率性	3: 高い	(理由)コストがかかりすぎていないか? 事業費、所要時間を縮減する手段・方法はないか? 1対1の窓口対応のため、縮減する方法はない。
	(6)総合評価	6: 精査・検証	(今後の方向内容) 国民健康保険法に基づき実施するものであり、事業の廃止はできない。

6. 改革・改善内容	(1)前回の事務事業評価で掲げた改革・改善内容	国民健康保険法等に基づき事務を進める。
	(2)(1)に基づく取り組み結果	国民健康保険法等に基づき事務を進めた。
	(3)平成25年度に取り組む改革・改善内容	国民健康保険法等に基づき事務を進める。

※評価検討(1)~(5) 1: 低い、2: 普通、3: 高い、4: あてはまらない

※総合評価検討(6) 1: 終了、2: 廃止、3: 休止、4: 縮小、5: 改善、6: 精査・検証、7: 拡充

1 終了: 事業が完了したので、終了する

2 廃止: 事業を廃止する

3 休止: 再開を前提に休止する

4 縮小: 好ましくない状況なので、規模を縮小する

5 改善: 事業実施方法等について、改善した上、継続する

6 精査・検証: 業務手法等について精査・検証の上、継続する

7 拡充: 重点的に資源を配分し、規模を拡大する

鎌ヶ谷市事務事業評価表(事後)

事務事業No.22-8

記入日 平成25年 5月20日

点検日 平成25年 5月20日

事務事業(予算)名	国保連合会等に要する経費		作成課・係	保険年金課国保給付係					
政策名	1.1 誰もが健康に暮らせる生涯福祉社会をつくります		施策	1.1.5 安心して暮らせる社会	基本事業	1.1.5.1 保険制度の適正な運営			
関連計画・根拠法令等	①国民健康保険法		②	③	④				
事業区分	継続	前回総合評価	6.精査検証	実施計画掲載	無	行革推進対象	無	事業実施主体	
関連類似事業名			予算(款)	予算(項)	予算(目)	2	予算コード	0101	
						業開始年度	平成15年度以前	事業終了予定年度	平成33年度以降
						3. 市			

1. 事業の目的	(1)事業の対象(誰を、何を対象としているか。範囲は。※補助事業等の場合は負担金・補助金の支払先も記入)	対象指標	指標名称(対象の大きさを表す)	データ出典
	国保の保険者が共同して国保事業の円滑な推進に寄与するために国保法に基づき設立された公法人の負担金を支払う。県内の全市町村、医師国保、歯科医師国保が加入。負担金の支払先 千葉県国民健康保険団体連合会	①加入数	業務から把握	
		②		
		③		
(2)事業の概要(手段、具体的な事務事業のやり方、手順、詳細を記入)	活動指標	指標名称(手段や活動内容を示す)	データ出典	
県、国保連合会からの通知により負担金を支払う。内訳は、事務費割、均等割、人数割。	①負担金	業務から把握		
	②			
	③			
(3)事業の意図(対象をどのようにしたいのか。どう変えたいのか。※どんなサービスニーズに応えるかでも可)	(基本事業成果指標等)	指標名称(意図の達成度を示す)	データ出典	
国民健康保険法第83条に基づき、各保険者が共同して国保事業の円滑な推進をするため。	①負担金	業務から把握		
	②			
	③			
(4)結果(どんな結果に結びつけるのか。※基本計画の施策の「めざす姿」との関わり)	施策成果指標	指標名称(結果の達成度を示す)	データ出典	
診療報酬の審査支払、高額医療費共同事業、保険者事務処理に係る共同事業等を行う。	①国民健康保険収納率(現年)	集計による取得		
	②			
	③			

2. コスト・実績の推移	年度	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	目標年度(年度) 今後の計画総額
			決算	決算	決算	決算見込み額	予算額	
(1)総事業費 自動計算		千円	3,642	3,643	3,671	3,671	3,699	0
	①国庫支出金	千円						
	②県支出金	千円						
	③市債・その他財源	千円	3,642	3,643	3,671	3,671	3,699	
	④一般財源	千円						
(2)総所要時間(0.5単位) ①+②+③ 自動計算		時間/年	50	50	50	50	0	0
①正職員(時間内)		時間/年	50	50	50	50		
	②正職員(時間外)	時間/年						
	③非常勤職員	時間/年						

3. 指標の推移等	指標		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	目標年度(平成27年度) 将来目標値
	(1)対象指標	①	人	32,881	32,954	33,252	33,468	33,161
②								
③								
(2)活動指標	①	円	3,588,090	3,641,910	3,642,080	3,670,010	3,670,110	
	②							
	③							
(3)成果指標 ※基本事業成果指標等	①	円	3,588,090	3,641,910	3,642,080	3,670,010	3,670,110	
	②							
	③							
(4)施策成果指標	①	%	91.00	90.24	90.20	90.20	今後算出	
	②							
	③							
(5)指標の推移に影響を与えるような外的要因はあるか。それは何か。								

4. 環境分析	(1)事業開始の背景・開始時の環境	昭和16年8月20日に千葉県知事の認可を受けて設立	(2)過去5年間で事業を取り巻く環境はどのように変わったか ※新規は記入不要	医療費の総額は年々増加してきており、レセプトの点検等を実施している国保連合会の役割は重要となっている。
	(3)今後事業を取り巻く環境はどのように変わることが予想されるか	今後も医療費は増加していくため、国保連合会の役割は増々重要となっていく。	(4)事業について市民や議会の意見(市民意識調査、個別要望・意見)	特になし。

5. 評価・検討	(1)行政関与の妥当性	3: 高い	(理由)なぜ、市が関与する必要があるのか？ 県内の国保保険者が共同して目的を達成するため。
	(2)目的妥当性	3: 高い	(理由)事業の目的は上位の施策にどのように結びついているか。 被保険者が安心して必要な医療を受けられる環境を確保する。
	(3)公平性	3: 高い	(理由)対象は偏っていないか？ 必要となる対象を広げたり狭めたりできないか？ 公平性が高く、対象を広げたり狭めたりすることができない。
	(4)有効性	3: 高い	(理由)この事業を廃止した場合、施策達成に支障があるか。同じ目的を持つ他の事業はあるか？ さらに成果指標を伸ばせないか？ 国民健康保険法に基づき実施するものであり、事業の廃止はできない。
	(5)効率性	3: 高い	(理由)コストがかかりすぎていないか？ 事業費、所要時間を縮減する手段・方法はないか？ 国民健康保険法に基づくものであり、縮減する方法はない。
	(6)総合評価	6: 精査・検証	(今後の方向内容) 今後とも国民健康保険法の定めに従い事務を進めてゆきたい。

6. 改革・改善内容	(1)前回の事務事業評価で掲げた改革・改善内容	国民健康保険法に基づき負担金の義務を負う。
	(2)(1)に基づく取り組み結果	国民健康保険法に従い事務を進めた。
	(3)平成25年度に取り組む改革・改善内容	国民健康保険法に従い事務を進める。

※評価検討(1)~(5) 1: 低い、2: 普通、3: 高い、4: あてはまらない

※総合評価検討(6) 1: 終了、2: 廃止、3: 休止、4: 縮小、5: 改善、6: 精査・検証、7: 拡充

1 終了: 事業が完了したので、終了する

2 廃止: 事業を廃止する

3 休止: 再開を前提に休止する

4 縮小: 好ましくない状況なので、規模を縮小する

5 改善: 事業実施方法等について、改善した上、継続する

6 精査・検証: 業務手法等について精査・検証の上、継続する

7 拡充: 重点的に資源を配分し、規模を拡大する

鎌ヶ谷市事務事業評価表(事後)

事務事業(予算)名	国保料(税)の賦課徴収に要する経費(国民健康保険料収納員報酬)		作成課・係	保険年金課保険料係									
政策名	1.1 誰もが健康に暮らせる生涯福祉社会をつくります	施策	1.1.5 安心して暮らせる社会	基本事業	1.1.5.1	保険制度の適正な運営							
関連計画・根拠法令等	①国民健康保険法 ②鎌ヶ谷市国民健康保険条例 ③		④										
事業区分	継続	前回総合評価	6.精査検証	実施計画掲載	無	行革推進対象	無	事業実施主体	3.市	業開始年度	平成15年度以前	事業終了予定年度	平成33年度以降
関連類似事業名		予算(款)		予算(項)		予算(目)		予算コード	0101				

1. 事業の目的	(1)事業の対象(誰を、何を対象としているか。範囲は。※補助事業等の場合は負担金・補助金の支払先も記入)	対象指標	指標名称(対象の大きさを表す)	データ出典
	国民健康保険に加入している世帯数及び国民健康保険料を口座振替している世帯		①国民健康保険加入世帯数	業務により取得
			②国民健康保険料口座振替世帯数	業務により取得
			③	
	(2)事業の概要(手段、具体的な事務事業のやり方、手順、詳細を記入)	活動指標	指標名称(手段や活動内容を示す)	データ出典
	国民健康保険料の徴収 自宅に個別訪問 口座振替の推奨(コストについては、収納員の報酬)		①収納員数	報告により取得
			②国民健康保険料収入済額	報告により取得
			③	
	(3)事業の意図(対象をどのようにしたいのか。どう変えたいのか。※どんなサービスニーズに応えるかでも可)	(基本事業成果指標等)	指標名称(意図の達成度を示す)	データ出典
	国民健康保険料の確保		①徴収件数	集計による取得
			②徴収金額	集計による取得
			③口座振替率	集計による取得
(4)結果(どんな結果に結びつけるのか。※基本計画の施策の「めざす姿」との関わり)	施策成果指標	指標名称(結果の達成度を示す)	データ出典	
国民健康保険事業の健全な運営に必要な財源の確保		①国民健康保険料収納率	集計による取得	
		②		
		③		

2. コスト・実績の推移	年度	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	目標年度(年度) 今後の計画総額
			決算	決算	決算	決算見込み額	予算額	
(1)総事業費 自動計算		千円	11,681	11,525	10,065	9,375	11,197	0
	①国庫支出金	千円						
	②県支出金	千円						
	③市債・その他財源	千円						
	④一般財源	千円	11,681	11,525	10,065	9,375	11,197	
	(2)総所要時間(0.5単位) ①+②+③ 自動計算	時間/年	0	0	0	0	0	0
	①正職員(時間内)	時間/年						
	②正職員(時間外)	時間/年						
	③非常勤職員	時間/年						

3. 指標の推移等	指標		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	目標年度(平成27年度) 将来目標値
	(1)対象指標	①	世帯	18,060	18,232	18,461	18,772	18,713
②		世帯	6,248	6,550	6,763	7,088	7,016	
③								
(2)活動指標	①	人	8	8	8	8	8	
	②	円	3,150,555,730	3,121,893,551	2,910,179,582	2,910,951,501	-	
	③							
(3)成果指標 ※基本事業成果 指標等	①	件	6,678	6,005	5,020	4,530	3,414	
	②	円	94,641,450	83,960,563	61,181,507	53,681,697	43,947,780	
	③	%	34.59	35.93	36.63	37.76	37.49	
(4)施策成果指標	①	%	91.00	90.24	90.20	90.20	-	
	②							
	③							
(5)指標の推移に影響を与えるような外的な要因はあるか。それは何か。								

4. 環境分析	(1)事業開始の背景・開始時の環境	国民健康保険税より国民健康保険料に移行した時に採用した(平成2年)	(2)過去5年間で事業を取り巻く環境はどのように変わったか ※新規は記入不要	経済事情の悪化により国民健康保険への加入者増加や所得の減額
	(3)今後事業を取り巻く環境はどのように変わることが予想されるか	国民健康保険の加入者の増加、非課税世帯など低所得者の増加	(4)事業について市民や議会の意見(市民意識調査、個別要望・意見)	他自治体で例のあるコンビニエンスストア等による納付や時間の拡大などの納付利便性の向上。

5. 評価・検討	(1)行政関与の妥当性	3: 高い	(理由)なぜ、市が関与する必要があるのか? 全市町村における国民健康保険事業の実施の義務化による。
	(2)目的妥当性	3: 高い	(理由)事業の目的は上位の施策にどのように結びついているか? 国民健康保険事業の財源の安定確保。
	(3)公平性	3: 高い	(理由)対象は偏っていないか? 必要となる対象を広げたり狭めたりできないか? 届出により資格の取得になるものである。
	(4)有効性	3: 高い	(理由)この事業を廃止した場合、施策達成に支障があるか。同じ目的を持つ他の事業はあるか? さらに成果指標を伸ばせないか? 収納率の低下、国民健康保険事業の財源不足になる。
	(5)効率性	3: 高い	(理由)コストがかかりすぎているか? 事業費、所要時間を削減する手段・方法はないか? 専門に取り扱いができるので効率的である。平成20年度に収納員報酬の見直しを行った。
	(6)総合評価	6: 精査・検証	(今後の方向内容) 収納員報酬は生じるが、収納率の向上に一定の効果がある。また、被保険者の生活状況調査などにも活用できるので有効である。

6. 改革・改善内容	(1)前回の事務事業評価で掲げた改革・改善内容	24年10月からペイジー(口座振替受付サービス)が導入されるため、加入者への口座振替の推奨をしていく。
	(2)(1)に基づく取り組み結果	ペイジーの導入により、口座振替の手続きが簡略化されたことを広報や折り込み通知により周知した。
	(3)平成25年度に取り組む改革・改善内容	口座振替の推奨を更に勤めるため、国民健康保険への加入手続き時に口座振替への申し込みを案内する。

※評価検討(1)~(5) 1: 低い、2: 普通、3: 高い、4: あてはまらない

※総合評価検討(6) 1: 終了、2: 廃止、3: 休止、4: 縮小、5: 改善、6: 精査・検証、7: 拡充

1 終了: 事業が完了したので、終了する

2 廃止: 事業を廃止する

3 休止: 再開を前提に休止する

4 縮小: 好ましくない状況なので、規模を縮小する

5 改善: 事業実施方法等について、改善した上、継続する

6 精査・検証: 業務手法等について精査・検証の上、継続

7 拡充: 重点的に資源を配分し、規模を拡大する

鎌ヶ谷市事務事業評価表(事後)

事務事業No.22-10

記入日 平成25年 5月20日

点検日 平成25年 5月20日

事務事業(予算)名	運営協議会に要する経費		作成課・係	保険年金課国保給付係				
政策名	1.1 誰もが健康に暮らせる生涯福祉社会をつくれます		施策	1.1.5 安心して暮らせる社会	基本事業	1.1.5.1	保険制度の適正な運営	
関連計画・根拠法令等	①国民健康保険法 ②鎌ヶ谷市国民健康保険条例 ③			④				
事業区分	継続	前回総合評価	6.精査検証	実施計画掲載	無	行革推進対象	無	事業実施主体
関連類似事業名			予算(款)		予算(項)		予算(目)	1 0101

1. 事業の目的	(1)事業の対象(誰を、何を対象としているか。範囲は。※補助事業等の場合は負担金・補助金の支払先も記入)	対象指標	指標名称(対象の大きさを表す)	データ出典
	国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議し、国民健康保険事業の適正化を図る。このため、国民健康保険運営に係る重要事項(一部負担金の負担割合、保険料の賦課方法、保険給付の種類及び内容の変更、保険事業の実施大綱の決定等)について諮問に応じ審議する。	①会議の開催数	会議開催報告書	
	(2)事業の概要(手段、具体的な事務事業のやり方、手順、詳細を記入)	活動指標	指標名称(手段や活動内容を示す)	データ出典
	国民健康保険事業について円滑かつ民主的な運営を行うため、諮問事項について意見・要望をいただく。	①委員の出席者数	会議開催報告書	
(3)事業の意図(対象をどのようにしたいのか。どう変えたいのか。※どんなサービスニーズに応えるかでも可)	成果指標(基本事業成果指標等)	指標名称(意図の達成度を示す)	データ出典	
国民健康保険運営協議会は、国民健康保険の運営にあたり、それぞれの立場の利害を調整し、国民健康保険の運営が円滑におこなわれるように設置されており、いただいた意見の集約がなされ、国民健康保険の運営に反映されるようにする。	①委員の出席者数	会議開催報告書		
(4)結果(どんな結果に結びつけるのか。※基本計画の施策の「めざす姿」との関わり)	施策成果指標	指標名称(結果の達成度を示す)	データ出典	
国民健康保険の適正な運営は、加入する市民が安心して暮らせる医療保険制度の源であり、運営の重要な事項について審議することで、適正な国民健康保険の運営を図る。	①国民健康保険収納率(現年)	集計による取得		

2. コスト・実績の推移	年度	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	目標年度(年度) 今後の計画総額	
			決算	決算	決算	決算見込み額	予算額		
コスト・指標	(1)総事業費	自動計算	千円	165	76	76	69	184	0
	①国庫支出金		千円						
	②県支出金		千円						
	③市債・その他財源		千円						
	④一般財源		千円	165	76	76	69	184	
	(2)総所要時間(0.5単位)		時間/年	50	50	50	50	0	0
	①正職員(時間内)		時間/年	50	50	50	50		
	②正職員(時間外)		時間/年						
	③非常勤職員		時間/年						

3. 指標の推移等	指標		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	目標年度(平成27年度) 将来目標値
	(1)対象指標	①	日	2	2	1	1	1
②								
③								
(2)活動指標	①	人	23	24	12	11	11	
	②							
	③							
(3)成果指標 ※基本事業成果 指標等	①	人	23	24	12	11	11	
	②							
	③							
(4)施策成果指標	①	%	91.00	90.24	90.20	90.20	今後算出	
	②							
	③							
(5)指標の推移に影響を与えるような外的要因はあるか。それは何か。								

4. 環境分析	(1)事業開始の背景・開始時の環境	運営協議会は、市町村の必置の機関であり、法律の施行により開始された。	(2)過去5年間で事業を取り巻く環境はどのように変わったか ※新規は記入不要	国民健康保険の加入者は高齢化してきており、医療機関での受診の機会も増加している。
	(3)今後事業を取り巻く環境はどのように変わることが予想されるか	今後も高齢化は進行していくため、医療機関での受診の機会も増加していく。	(4)事業について市民や議会の意見(市民意識調査、個別要望・意見)	特になし。

5. 評価・検討	(1)行政関与の妥当性	3: 高い	(理由)なぜ、市が関与する必要があるのか？ 国民健康保険は、国民健康保険法第3条により市町村が行うものとされており、同法第11条により国民健康保険運営協議会を置くことと定められている。
	(2)目的妥当性	3: 高い	(理由)事業の目的は上位の施策にどのように結びついているか。 国民健康保険運営協議会の審議を通じ、適正に国民健康保険の運営を行うことができる。
	(3)公平性	3: 高い	(理由)対象は偏っていないか？ 必要となる対象を広げたり狭めたりできないか？ 法令等により委員は、被保険者を代表する委員、公益を代表する委員、保険医を代表する委員、それぞれ同数の委員をもって組織しており、平等性が保たれている。
	(4)有効性	3: 高い	(理由)この事業を廃止した場合、施策達成に支障があるか。同じ目的を持つ他の事業はあるか？ さらに成果指標を伸ばせないか？ 法定設置の協議会であり廃止できない。
	(5)効率性	3: 高い	(理由)コストがかかりすぎているか？ 事業費、所要時間を縮減する手段・方法はないか？ 開催に係る主な経費は事務費と報酬であり、効率的といえる。
	(6)総合評価	6: 精査・検証	(今後の方向内容) 国民健康保険の運営については、法律、条例等により引き続き適正な国民健康保険の運営に努める必要がある。

6. 改革・改善内容	(1)前回の事務事業評価で掲げた改革・改善内容	様々な立場から意見を出していただき集約していく必要がある。
	(2)(1)に基づく取り組み結果	様々な立場から意見を出していただき集約した。
	(3)平成25年度に取り組み改革・改善内容	様々な立場から意見を出していただき集約していく必要がある。

※評価検討(1)~(5) 1: 低い、2: 普通、3: 高い、4: あてはまらない

※総合評価検討(6) 1: 終了、2: 廃止、3: 休止、4: 縮小、5: 改善、6: 精査・検証、7: 拡充

1 終了: 事業が完了したので、終了する

2 廃止: 事業を廃止する

3 休止: 再開を前提に休止する

4 縮小: 好ましくない状況なので、規模を縮小する

5 改善: 事業実施方法等について、改善した上、継続する

6 精査・検証: 業務手法等について精査・検証の上、継続する

7 拡充: 重点的に資源を配分し、規模を拡大する

鎌ヶ谷市事務事業評価表(事後)

事務事業No.22-11

記入日 平成25年 5月20日

点検日 平成25年 5月20日

事務事業(予算)名	一般被保険者療養給付費に要する経費		作成課・係	保険年金課国保給付係				
政策名	1.1 誰もが健康に暮らせる生涯福祉社会をつくります		施策	1.1.5 安心して暮らせる社会	基本事業	1.1.5.1 保険制度の適正な運営		
関連計画・根拠法令等	①国民健康保険法		②	③	④			
事業区分	継続	前回総合評価	6.精査検証	実施計画掲載	無	行革推進対象	無	事業実施主体
関連類似事業名		予算(款)		2	予算(項)		1	予算(目)
								1
								0101

1. 事業の目的	(1)事業の対象(誰を、何を対象としているか。範囲は。※補助事業等の場合は負担金・補助金の支払先も記入)	対象指標	指標名称(対象の大きさを表す)	データ出典
	疾病や負傷の治療を目的とした一連の医療サービスの給付に要する経費		①受診件数	業務から把握
			②	
			③	
	(2)事業の概要(手段、具体的な事務事業のやり方、手順、詳細を記入)	活動指標	指標名称(手段や活動内容を示す)	データ出典
	国民健康保険加入者が被保険者証を提示することにより、医療機関の窓口で一部負担金を支払う。保険者負担分は医療機関から国保連合会に請求され、審査後に国保連合会は保険者に請求することになる。その保険者負担分が療養給付費で賄われる。		①総医療費	業務から把握
			②	
			③	
	(3)事業の意図(対象をどのようにしたいのか。どう変えたいのか。※どんなサービスニーズに応えるかでも可)	(基本事業成果指標等)	指標名称(意図の達成度を示す)	データ出典
	国民健康保険法第36条及び第54条の規定に定めるところにより給付が義務付けられている。		①保険者負担額	業務から把握
			②	
			③	
(4)結果(どんな結果に結びつけるのか。※基本計画の施策の「めざす姿」との関わり)	施策成果指標	指標名称(結果の達成度を示す)	データ出典	
誰もが安心して医療を受けることができる医療制度の実現		①国民健康保険料収納率(現年)	集計による取得	
		②		
		③		

2. コスト・実績の推移	年度	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	目標年度(年度) 今後の計画総額
			決算	決算	決算	決算見込み額	予算額	
(1)総事業費 自動計算		千円	5,558,994	5,860,887	6,139,957	6,397,393	6,638,040	0
	①国庫支出金	千円	1,279,017	1,278,026	1,325,394	1,082,940	1,193,140	
	②県支出金	千円	206,875	313,739	347,184	476,688	301,192	
	③市債・その他財源	千円	2,093,283	2,457,692	2,875,954	3,231,278	3,810,575	
	④一般財源	千円	1,979,819	1,811,430	1,591,425	1,606,487	1,333,133	
	(2)総所要時間(0.5単位) ①+②+③ 自動計算	時間/年	1,800	1,800	1,800	1,800	0	0
	①正職員(時間内)	時間/年	1,500	1,500	1,500	1,500		
	②正職員(時間外)	時間/年	300	300	300	300		
	③非常勤職員	時間/年						

3. 指標の推移等	指標		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	目標年度(平成27年度) 将来目標値
	(1)対象指標	①	件	376,196	400,214	410,096	417,073	425,587
②								
③								
(2)活動指標	①	円	7,102,657,514	7,622,154,986	8,014,374,940	8,382,048,705	8,709,314,743	
	②							
	③							
(3)成果指標 ※基本事業成果 指標等	①	円	5,167,410,732	5,552,441,539	5,852,183,803	6,124,982,795	6,376,987,915	
	②							
	③							
(4)施策成果指標	①	%	91.00	90.24	90.20	90.20	今後算出	
	②							
	③							
(5)指標の推移に影響を与えるような外的な要因はあるか。それは何か。								

4. 環境分析	(1)事業開始の背景・開始時の環境	昭和36年国民皆保険体制の確立、国保事業実施の義務付け	(2)過去5年間で事業を取り巻く環境はどのように変わったか ※新規は記入不要	医療の高度化や被保険者の高齢化などにより、療養給付費は年々増加している。
	(3)今後事業を取り巻く環境はどのように変わることが予想されるか	失業や退職等による他保険からの加入者増に加え、平成14年10月の法改正により前期高齢者を国民健康保険の支給対象に含むことから今後も給付件数の増加が見込まれる。	(4)事業について市民や議会の意見(市民意識調査、個別要望・意見)	特になし。

5. 評価・検討	(1)行政関与の妥当性	3: 高い	(理由)なぜ、市が関与する必要があるのか？ 国民健康保険法第36条及び第54条の規定に定めるところにより給付が義務付けられており、保険者である市が事業主体となる。
	(2)目的妥当性	3: 高い	(理由)事業の目的は上位の施策にどのように結びついているか。 被保険者が必要な医療を受け、健康を保ち安心して生活できる環境を確保する。
	(3)公平性	3: 高い	(理由)対象は偏っていないか？ 必要となる対象を広げたり狭めたりできないか？ 国民健康保険加入者を医療給付の対象としており、公平性は高い。(他保険加入者は加入健康保険から支給される)
	(4)有効性	3: 高い	(理由)この事業を廃止した場合支障があるか。同じ目的を持つ他の事業はあるか？ さらに成果指標を伸ばせないか？ 国民健康保険法に基づき実施するものであり、事業の廃止はできない。
	(5)効率性	3: 高い	(理由)コストがかかりすぎていないか？ 事業費、所要時間を縮減する手段・方法はないか？ 医療費の適性化対策による効果以上に、医療の高度化や被保険者の高齢化によるコスト上昇が発生する。
	(6)総合評価	6: 精査・検証	(今後の方向内容) 今後とも国民健康保険法の定めに従い事務を進めていきたい。

6. 改革・改善内容	(1)前回の事務事業評価で掲げた改革・改善内容	国民健康保険法に基づき給付義務を負う。
	(2)(1)に基づく取り組み結果	国民健康保険法に従い事務を進めた。
	(3)平成25年度に取り組む改革・改善内容	国民健康保険法に従い事務を進める。

※評価検討(1)~(5) 1: 低い、2: 普通、3: 高い、4: あてはまらない

※総合評価検討(6) 1: 終了、2: 廃止、3: 休止、4: 縮小、5: 改善、6: 精査・検証、7: 拡充

1 終了: 事業が完了したので、終了する

2 廃止: 事業を廃止する

3 休止: 再開を前提に休止する

4 縮小: 好ましくない状況なので、規模を縮小する

5 改善: 事業実施方法等について、改善した上、継続する

6 精査・検証: 業務手法等について精査・検証の上、継続

7 拡充: 重点的に資源を配分し、規模を拡大する

鎌ヶ谷市事務事業評価表(事後)

事務事業No.22-12

記入日 平成25年 5月20日

点検日 平成25年 5月20日

事務事業(予算)名	退職被保険者等療養給付費に要する経費		作成課・係	保険年金課国保給付係				
政策名	1.1 誰もが健康に暮らせる生涯福祉社会をつくれます		施策	1.1.5 安心して暮らせる社会	基本事業	1.1.5.1 保険制度の適正な運営		
関連計画・根拠法令等	①国民健康保険法 ②		③	④				
事業区分	継続	前回総合評価	6.精査検証	実施計画掲載	無	行革推進対象	無	事業実施主体
関連類似事業名			予算(款)	2	予算(項)	1	予算(目)	2
					2	予算コード	0101	
						平成15年度以前	事業終了予定年度	平成33年度以降

1. 事業の目的	(1)事業の対象(誰を、何を対象としているか。範囲は。※補助事業等の場合は負担金・補助金の支払先も記入)	対象指標	指標名称(対象の大きさを表す)	データ出典
	疾病や負傷の治療を目的とした一連の医療サービスの給付に要する経費		①受診件数	業務から把握
			②	
		③		
	(2)事業の概要(手段、具体的な事務事業のやり方、手順、詳細を記入)	活動指標	指標名称(手段や活動内容を示す)	データ出典
	退職者医療制度の国民健康保険加入者が被保険者証を提示することにより、医療機関の窓口で一部負担金を支払う。保険者負担分は医療機関から国保連合会に請求され、国保連合会は保険者に請求することになる。その保険者負担分を予算計している。		①総医療費	業務から把握
			②	
		③		
(3)事業の意図(対象をどのようにしたいのか。どう変えたいのか。※どんなサービスニーズに応えるかでも可)	(基本事業成果指標等) 成果指標	指標名称(意図の達成度を示す)	データ出典	
国民健康保険法第36条及び第54条の規定に定めるところにより給付が義務付けられている。		①保険者負担額	業務から把握	
		②		
	③			
(4)結果(どんな結果に結びつけるのか。※基本計画の施策の「めざす姿」との関わり)	施策成果指標	指標名称(結果の達成度を示す)	データ出典	
誰もが安心して医療を受けることができる医療制度の実現		①国民健康保険料収納率(現年)	集計による取得	
		②		
	③			

2. コスト・実績の推移	年度	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	目標年度(年度) 今後の計画総額	
			決算	決算	決算	決算見込み額	予算額		
コスト・指標	(1)総事業費	自動計算	千円	408,992	495,354	503,902	448,451	497,713	0
	①国庫支出金		千円						
	②県支出金		千円						
	③市債・その他財源		千円	252104	352524	444549	316937	286686	
	④一般財源		千円	156888	142830	59353	131514	211027	
	(2)総所要時間(0.5単位)		時間/年	1800	1800	1800	1800	0	0
	①+②+③	自動計算							
	①正職員(時間内)		時間/年	1500	1500	1500	1500		
	②正職員(時間外)		時間/年	300	300	300	300		
	③非常勤職員		時間/年						

3. 指標の推移等	指標		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	目標年度(平成27年度) 将来目標値
	(1)対象指標	①	件	45,172	30,556	30,606	31,544	29,739
②								
③								
(2)活動指標	①	円	891,622,420	583,306,875	708,430,832	720,171,820	641,557,644	
	②							
	③							
(3)成果指標 ※基本事業成果 指標等	①	円	642,327,137	407,928,352	495,326,569	503,612,267	448,427,257	
	②							
	③							
(4)施策成果指標	①	%	91.00	90.24	90.20	90.20	今後算出	
	②							
	③							
(5)指標の推移に影響を与えるような外的な要因はあるか。それは何か。								

4. 環境分析	(1)事業開始の背景・開始時の環境	昭和36年国民皆保険体制の確立、国保事業実施の義務付け	(2)過去5年間で事業を取り巻く環境はどのように変わったか ※新規は記入不要	給付費は平成19年度まで年々増加していたが、平成20年度の退職者医療制度の対象年齢の縮小により、平成19年度以前に比べ大幅に給付費は減少している。
	(3)今後事業を取り巻く環境はどのように変わることが予想されるか	団塊の世代の退職や、平成22年度から始まった非自発的失業者に対する国民健康保険料の軽減措置により、今後は対象者の増加が見込まれる。平成26年度には退職者医療制度は廃止される予定である。	(4)事業について市民や議会の意見(市民意識調査、個別要望・意見)	特になし。

5. 評価・検討	(1)行政関与の妥当性	3: 高い	(理由)なぜ、市が関与する必要があるのか？ 国民健康保険法第36条及び第54条の規定に定めるところにより給付が義務付けられており、保険者である市が事業主体となる。
	(2)目的妥当性	3: 高い	(理由)事業の目的は上位の施策にどのように結びついているか。 被保険者が必要な医療を受け、健康を保ち安心して生活できる環境を確保する。
	(3)公平性	3: 高い	(理由)対象は偏っていないか？ 必要となる対象を広げたり狭めたりできないか？ 国民健康保険加入者を医療給付の対象としており、公平性は高い。(他保険加入者は加入健康保険から支給される)
	(4)有効性	3: 高い	(理由)この事業を廃止した場合支障があるか。同じ目的を持つ他の事業はあるか？ さらに成果指標を伸ばせないか？ 国民健康保険法に基づき実施するものであり、事業の廃止はできない。
	(5)効率性	3: 高い	(理由)コストがかかりすぎているか？ 事業費、所要時間を縮減する手段・方法はないか？ 適用適正化調査や自動喪失通知の発送などを行い適正化を図っているが、団塊の世代の退職による対象者の増加や、医療費の高額化により保険給付費は大きくなると予想される。
	(6)総合評価	6: 精査・検証	(今後の方向内容) 国民健康保険法の定めに従い、事務を進める。

6. 改革・改善内容	(1)前回の事務事業評価で掲げた改革・改善内容	国民健康保険法に基づき給付義務を負う。
	(2)(1)に基づく取り組み結果	国民健康保険法に従い事務を進めた。
	(3)平成25年度に取り組む改革・改善内容	国民健康保険法に従い事務を進める。

※評価検討(1)~(5) 1: 低い、2: 普通、3: 高い、4: あてはまらない

※総合評価検討(6) 1: 終了、2: 廃止、3: 休止、4: 縮小、5: 改善、6: 精査・検証、7: 拡充

1 終了: 事業が完了したので、終了する

2 廃止: 事業を廃止する

3 休止: 再開を前提に休止する

4 縮小: 好ましくない状況なので、規模を縮小する

5 改善: 事業実施方法等について、改善した上、継続する

6 精査・検証: 業務手法等について精査・検証の上、継続する

7 拡充: 重点的に資源を配分し、規模を拡大する

鎌ヶ谷市事務事業評価表(事後)

事務事業(予算)名	一般被保険者療養費に要する経費		作成課・係	保険年金課国保給付係				
政策名	1.1 誰もが健康に暮らせる生涯福祉社会をつくれます		施策	1.1.5 安心して暮らせる社会	基本事業	1.1.5.1	保険制度の適正な運営	
関連計画・根拠法令等	①国民健康保険法		②	③	④			
事業区分	継続	前回総合評価	6.精査検証	実施計画掲載	無	行革推進対象	無	事業実施主体
関連類似事業名			予算(款)	2	予算(項)	1	予算(目)	3
						3	業開始年度	平成15年度以前
							事業終了予定年度	平成33年度以降
							0101	

1. 事業の目的	(1)事業の対象(誰を、何を対象としているか。範囲は。※補助事業等の場合は負担金・補助金の支払先も記入)	対象指標	指標名称(対象の大きさを表す)	データ出典
	疾病や負傷の治療を目的とした一連の医療サービスの給付に対する経費	①受診件数		業務から把握
		②		
		③		
(2) 事業の概要(手段、具体的な事務事業のやり方、手順、詳細を記入)	活動指標	指標名称(手段や活動内容を示す)	データ出典	
被保険者が療養の給付若しくは特定療養費の支給を行うことが困難な場合、緊急その他やむを得ない場合、被保険者証を提出が出来ないために療養の給付若しくは特定療養費の支給が受けられなかった場合等に、療養に要した費用を事後において償還払いをする。	①総医療費		業務から把握	
	②			
	③			
(3)事業の意図(対象をどのようにしたいのか。どう変えたいのか。※どんなサービスニーズに応えるかでも可)	成果指標(基本事業成果指標等)	指標名称(意図の達成度を示す)	データ出典	
国民健康保険法第54条の規定に定めるところにより給付が義務付けられている。	①保険者負担額		業務から把握	
	②			
	③			
(4)結果(どんな結果に結びつけるのか。※基本計画の施策の「めざす姿」との関わり)	施策成果指標	指標名称(結果の達成度を示す)	データ出典	
誰もが安心して医療を受けることができる医療制度の実現	①国民健康保険料収納率(現年)		集計による取得	
	②			
	③			

2. コスト・実績の推移	年度	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	目標年度(年度) 今後の計画総額
			決算	決算	決算	決算見込み額	予算額	
(1)総事業費 自動計算		千円	103,917	109,803	114,426	118,307	124,202	0
	①国庫支出金	千円	23909	23943	24700	20026	20,037	
	②県支出金	千円	3867	5877	6470	8815	5,635	
	③市債・その他財源	千円	39131	46044	53597	59756	0	
	④一般財源	千円	37010	33939	29659	29710	98,530	
	(2)総所要時間(0.5単位) ①+②+③ 自動計算	時間/年	760	760	760	760	0	0
	①正職員(時間内)	時間/年	600	600	600	600		
	②正職員(時間外)	時間/年	160	160	160	160		
	③非常勤職員	時間/年						

3. 指標の推移等	指標		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	目標年度(平成27年度) 将来目標値
	(1)対象指標	①	件	12,160	14,279	15,240	15,720	16,416
②								
③								
(2)活動指標	①	円	119,103,747	141,756,656	149,328,444	156,159,877	160,139,383	
	②							
	③							
(3)成果指標 ※基本事業成果指標等	①	円	87,166,228	103,372,905	109,151,148	113,886,776	114,091,319	
	②							
	③							
(4)施策成果指標	①	%	91.00	90.24	90.20	90.20	今後算出	
	②							
	③							
(5)指標の推移に影響を与えるような外的な要因はあるか。それは何か。								

4. 環境分析	(1)事業開始の背景・開始時の環境	昭和36年国民皆保険体制の確立、国保事業実施の義務付け	(2)過去5年間で事業を取り巻く環境はどのように変わったか ※新規は記入不要	平成20年度に退職者医療制度の対象年齢の縮小や後期高齢者医療制度の創設があり、また、年々高齢化や医療費の高額化などがみられる。
	(3)今後事業を取り巻く環境はどのように変わることが予想されるか	高齢化や医療費の高額化は今後も進んでいくと思われる。また、不況等による失業者の増加により、国民健康保険の被保険者が増え、給付費の増加があると考えられる。	(4)事業について市民や議会の意見(市民意識調査、個別要望・意見)	特になし。

5. 評価・検討	(1)行政関与の妥当性	3: 高い	(理由)なぜ、市が関与する必要があるのか？ 国民健康保険法第54条の規定により給付が義務付けられており、保険者である市が事業主体となる。
	(2)目的妥当性	3: 高い	(理由)事業の目的は上位の施策にどのように結びついているか。 被保険者が安心して必要な医療を受けられる環境を確保する。
	(3)公平性	3: 高い	(理由)対象は偏っていないか？ 必要となる対象を広げたり狭めたりできないか？ 国民健康保険加入者を対象としており、公平性は高い。
	(4)有効性	3: 高い	(理由)この事業を廃止した場合、施策達成に支障があるか。同じ目的を持つ他の事業はあるか？ さらに成果指標を伸ばせないか？ 国民健康保険法に基づき実施するものであり、事業の廃止は出来ない。
	(5)効率性	3: 高い	(理由)コストがかかりすぎではないか？ 事業費、所要時間を縮減する手段・方法はないか？ 医療費の適正化対策による効果以上に、医療の高度化や被保険者の高齢化によるコスト上昇が発生する。
	(6)総合評価	6: 精査・検証	(今後の方向内容) 今後とも国民健康保険法に定めに従い事務を進めていきたい。

6. 改革・改善内容	(1)前回の事務事業評価で掲げた改革・改善内容	国民健康保険法に基づき給付義務を負う。
	(2)(1)に基づく取り組み結果	国民健康保険法に従い事務を進めた。
	(3)平成25年度に取り組み改革・改善内容	国民健康保険法に従い事務を進める。

※評価検討(1)~(5) 1: 低い、2: 普通、3: 高い、4: あてはまらない

※総合評価検討(6) 1: 終了、2: 廃止、3: 休止、4: 縮小、5: 改善、6: 精査・検証、7: 拡充

1 終了: 事業が完了したので、終了する

2 廃止: 事業を廃止する

3 休止: 再開を前提に休止する

4 縮小: 好ましくない状況なので、規模を縮小する

5 改善: 事業実施方法等について、改善した上、継続する

6 精査・検証: 業務手法等について精査・検証の上、継続する

7 拡充: 重点的に資源を配分し、規模を拡大する

鎌ヶ谷市事務事業評価表(事後)

事務事業(予算)名	退職被保険者療養費に要する経費		作成課・係	保険年金課国保給付係					
政策名	1.1 誰もが健康に暮らせる生涯福祉社会をつくります		施策	1.1.5 安心して暮らせる社会	基本事業	1.1.5.1 保険制度の適正な運営			
関連計画・根拠法令等	①国民健康保険法		②	③	④				
事業区分	継続	前回総合評価	6.精査検証	実施計画掲載	無	行革推進対象	無	事業実施主体	
関連類似事業名			予算(款)	2	予算(項)	1	予算(目)	4	
					3. 市	業開始年度	平成15年度以前	事業終了予定年度	平成33年度以降
						0101			

1. 事業の目的	(1)事業の対象(誰を、何を対象としているか。範囲は。※補助事業等の場合は負担金・補助金の支払先も記入)	対象指標	指標名称(対象の大きさを表す)	データ出典
	疾病や負傷の治療を目的とした一連の医療サービスの給付に対する経費	①受診件数	業務から把握	
		②		
		③		
	(2)事業の概要(手段、具体的な事務事業のやり方、手順、詳細を記入)	活動指標	指標名称(手段や活動内容を示す)	データ出典
	退職者医療制度該当の被保険者が療養の給付若しくは特定療養費の支給を行うことが困難な場合、緊急その他やむを得ない場合、被保険者証を提出が出来ないために療養の給付若しくは特定療養費の支給が受けられなかった場合等に、療養に要した費用を事後において償還払いする。	①総医療費	業務から把握	
		②		
		③		
(3)事業の意図(対象をどのようにしたいのか。どう変えたいのか。※どんなサービスニーズに応えるかでも可)	成果指標 (基本事業成果指標等)	指標名称(意図の達成度を示す)	データ出典	
国民健康保険法第54条の規定に定めるところにより給付が義務付けられている。	①保険者負担額	業務から把握		
	②			
	③			
(4)結果(どんな結果に結びつけるのか。※基本計画の施策の「めざす姿」との関わり)	施策成果指標	指標名称(結果の達成度を示す)	データ出典	
誰もが安心して医療を受けることができる医療制度の実現	①国民健康保険料収納率(現年)	集計による取得		
	②			
	③			

2. コスト・実績の推移	年度	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	目標年度(年度) 今後の計画総額
			決算	決算	決算	決算見込み額	予算額	
コスト・指標	(1)総事業費 自動計算	千円	6,217	6,260	7,120	6,281	6,823	0
	①国庫支出金	千円						
	②県支出金	千円						
	③市債・その他財源	千円	3,832	4,455	6,281	4,439	3,929	
	④一般財源	千円	2,385	1,805	839	1,842	2,894	
	(2)総所要時間(0.5単位) ①+②+③ 自動計算	時間/年	280	280	280	280	0	0
	①正職員(時間内)	時間/年	200	200	200	200		
	②正職員(時間外)	時間/年	80	80	80	80		
	③非常勤職員	時間/年						

3. 指標の推移等	指標		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	目標年度(平成27年度) 将来目標値
	(1)対象指標	①	件	1,907	983	998	1,116	963
②								
③								
(2)活動指標	①	円	18,361,267	8,880,972	8,942,794	10,164,703	8,971,817	
	②							
	③							
(3)成果指標 ※基本事業成果 指標等	①	円	13,644,465	6,216,576	6,259,788	7,119,825	6,280,106	
	②							
	③							
(4)施策成果指標	①	%	91.00	90.24	90.20	90.20	今後算出	
	②							
	③							
(5)指標の推移に影響を与えるような外的要因はあるか。それは何か。								

4. 環境分析	(1)事業開始の背景・開始時の環境	昭和36年国民皆保険体制の確立、国保事業実施の義務付け	(2)過去5年間で事業を取り巻く環境はどのように変わったか ※新規は記入不要	給付費は平成19年度まで年々増加していたが、平成20年度の退職者医療制度の対象年齢の縮小により、平成19年度以前に比べ大幅に給付費は減少している。
	(3)今後事業を取り巻く環境はどのように変わることが予想されるか	団塊の世代の退職や、平成22年度から始まった非自発的失業者に対する国民健康保険料の軽減措置により、今後は対象者の増加が見込まれる。平成26年度には退職者医療制度は廃止される予定である。	(4)事業について市民や議会の意見(市民意識調査、個別要望・意見)	特になし。

5. 評価・検討	(1)行政関与の妥当性	3: 高い	(理由)なぜ、市が関与する必要があるのか？ 国民健康保険法第54条の規定により給付が義務付けられており、保険者である市が事業主体となる。
	(2)目的妥当性	3: 高い	(理由)事業の目的は上位の施策にどのように結びついているか。 被保険者が安心して必要な医療を受けられる環境を確保する。
	(3)公平性	3: 高い	(理由)対象は偏っていないか？ 必要となる対象を広げたり狭めたりできないか？ 国民健康保険加入者を対象としており、公平性は高い。
	(4)有効性	3: 高い	(理由)この事業を廃止した場合、施策達成に支障があるか。同じ目的を持つ他の事業はあるか？ さらに成果指標を伸ばせないか？ 国民健康保険法に基づき実施するものであり、事業の廃止は出来ない。
	(5)効率性	3: 高い	(理由)コストがかかりすぎているか？ 事業費、所要時間を縮減する手段・方法はないか？ 医療費の適正化対策による効果以上に、医療の高度化や医療費の増大によるコスト上昇が発生する。
	(6)総合評価	6: 精査・検証	(今後の方向内容) 今後とも国民健康保険法に定めに従い事務を進めてゆきたい。

6. 改革・改善内容	(1)前回の事務事業評価で掲げた改革・改善内容	国民健康保険法に基づき給付義務を負う。
	(2)(1)に基づく取り組み結果	国民健康保険法に従い事務を進めた。
	(3)平成25年度に取り組む改革・改善内容	国民健康保険法に従い事務を進める。

※評価検討(1)~(5) 1: 低い、2: 普通、3: 高い、4: あてはまらない

※総合評価検討(6) 1: 終了、2: 廃止、3: 休止、4: 縮小、5: 改善、6: 精査・検証、7: 拡充

1 終了: 事業が完了したので、終了する

2 廃止: 事業を廃止する

3 休止: 再開を前提に休止する

4 縮小: 好ましくない状況なので、規模を縮小する

5 改善: 事業実施方法等について、改善した上、継続する

6 精査・検証: 業務手法等について精査・検証の上、継続する

7 拡充: 重点的に資源を配分し、規模を拡大する

鎌ヶ谷市事務事業評価表(事後)

事務事業No.22-15

記入日 平成25年 5月20日

記入日 平成25年 5月20日

事務事業(予算)名	審査支払手数料に要する経費		作成課・係	保険年金課国保給付係					
政策名	1.1 誰もが健康に暮らせる生涯福祉社会をつくります		施策	1.1.5 安心して暮らせる社会	基本事業	1.1.5.1 保険制度の適正な運営			
関連計画・根拠法令等	①国民健康保険法		②	③	④				
事業区分	継続	前回総合評価	6.精査検証	実施計画掲載	無	行革推進対象	無	事業実施主体	
関連類似事業名			予算(款)	2	予算(項)	1	予算(目)	5	
					3.市	業開始年度	平成15年度以前	事業終了予定年度	平成33年度以降
						0101			

1. 事業の目的	(1)事業の対象(誰を、何を対象としているか。範囲は。※補助事業等の場合は負担金・補助金の支払先も記入)	対象指標	指標名称(対象の大きさを表す)	データ出典
	医療機関等が算定し請求する額を法が定める準則や算定方法により国保連合会に審査機関を設置して審査事務を委託している。その審査手数料に要する経費。	①受診件数	業務から把握	
	(2) 事業の概要(手段、具体的な事務事業のやり方、手順、詳細を記入)	活動指標	指標名称(手段や活動内容を示す)	データ出典
	国保連合会に審査を委託する保険給付の診療報酬請求書の件数を1件当たりの基準単価を乗じて算定し、審査手数料の支払いを審査終了月の翌月20日までに国保連合会から審査手数料が請求され、保険者は請求月の25日までに支払うこととされている。	①審査手数料	業務から把握	
(3)事業の意図(対象をどのようにしたいのか。どう変えたいのか。※どんなサービスニーズに応えるかでも可)	成果指標(基本事業成果指標等)	指標名称(意図の達成度を示す)	データ出典	
国民健康保険法第45条により義務付けられている。	①審査手数料	業務から把握		
(4)結果(どんな結果に結びつけるのか。※基本計画の施策の「めざす姿」との関わり)	施策成果指標	指標名称(結果の達成度を示す)	データ出典	
誰もが安心して医療を受けることができる医療制度の実現	①国民健康保険料収納率(現年)	集計による取得		

2. コスト・実績の推移	年度	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	目標年度(年度) 今後の計画総額
			決算	決算	決算	決算見込み額	予算額	
(1)総事業費 自動計算		千円	23,754	24,202	22,368	21,620	21,304	0
①国庫支出金		千円						
②県支出金		千円						
③市債・その他財源		千円						
④一般財源		千円	23754	24202	22368	21620	21304	
(2)総所要時間(0.5単位) ①+②+③ 自動計算		時間/年	100	100	100	100	0	0
①正職員(時間内)		時間/年	100	100	100	100		
②正職員(時間外)		時間/年						
③非常勤職員		時間/年						

3. 指標の推移等	指標		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	目標年度(平成27年度) 将来目標値
	(1)対象指標	①	件	435,436	447,368	455,319	464,169	473,371
②								
③								
(2)活動指標	①	円	23,086,215	23,753,456	24,201,700	22,367,363	21,619,606	
	②							
	③							
(3)成果指標 ※基本事業成果 指標等	①	円	23,086,215	23,753,456	24,201,700	22,367,363	21,619,606	
	②							
	③							
(4)施策成果指標	①	%	91.00	90.24	90.20	90.20	今後算出	
	②							
	③							
(5)指標の推移に影響を与えるような外的な要因はあるか。それは何か。								

4. 環境分析	(1)事業開始の背景・開始時の環境	昭和36年国民皆保険体制の確立、国保事業実施の義務付け	(2)過去5年間で事業を取り巻く環境はどのように変わったか ※新規は記入不要	高齢化等により受診件数は年々増加しており、それに伴い審査手数料も年々増加している。
	(3)今後事業を取り巻く環境はどのように変わることが予想されるか	今後も受診件数は増加していくと考えられる。	(4)事業について市民や議会の意見(市民意識調査、個別要望・意見)	特になし。

5. 評価・検討	(1)行政関与の妥当性	3: 高い	(理由)なぜ、市が関与する必要があるのか？ 国民健康保険法第45条の規定に定めるところにより審査手数料の支払いが義務付けられており、保険者である市が事業主体となる。
	(2)目的妥当性	3: 高い	(理由)事業の目的は上位の施策にどのように結びついているか。 被保険者が必要な医療を受け、健康を保ち安心して生活できる環境を確保する。
	(3)公平性	3: 高い	(理由)対象は偏っていないか？ 必要となる対象を広げたり狭めたりできないか？ 国民健康保険加入者分の審査を対象としており、公平性は高い。(他保険加入者分の審査は加入健康保険等が負担する)
	(4)有効性	3: 高い	(理由)この事業を廃止した場合支障があるか。同じ目的を持つ他の事業はあるか？ さらに成果指標を伸ばせないか？ 国民健康保険法に基づき実施するものであり、事業の廃止はできない。
	(5)効率性	3: 高い	(理由)コストがかかりすぎていないか？ 事業費、所要時間を縮減する手段・方法はないか？ 医療費の適性化対策による効果以上に、医療費の高度化に伴う医療費の増大や被保険者数の増加に伴う給付件数の増によるコスト上昇が発生する。
	(6)総合評価	6: 精査・検証	(今後の方向内容) 国民健康保険法の定めに従い事務を進める。

6. 改革・改善内容	(1)前回の事務事業評価で掲げた改革・改善内容	国民健康保険法に基づき支払いを行う。
	(2)(1)に基づく取り組み結果	国民健康保険法に基づき支払いを行った。
	(3)平成25年度に取り組む改革・改善内容	国民健康保険法に基づき支払いを行う。

※評価検討(1)~(5) 1: 低い、2: 普通、3: 高い、4: あてはまらない

※総合評価検討(6) 1: 終了、2: 廃止、3: 休止、4: 縮小、5: 改善、6: 精査・検証、7: 拡充

1 終了: 事業が完了したので、終了する

2 廃止: 事業を廃止する

3 休止: 再開を前提に休止する

4 縮小: 好ましくない状況なので、規模を縮小する

5 改善: 事業実施方法等について、改善した上、継続する

6 精査・検証: 業務手法等について精査・検証の上、継続する

7 拡充: 重点的に資源を配分し、規模を拡大する

鎌ヶ谷市事務事業評価表(事後)

事務事業(予算)名	一般被保険者高額療養費に要する経費		作成課・係	保険年金課国保給付係				
政策名	1.1 誰もが健康に暮らせる生涯福祉社会をつくります		施策	1.1.5 安心して暮らせる社会	基本事業	1.1.5.1 保険制度の適正な運営		
関連計画・根拠法令等	①国民健康保険法		②	③	④			
事業区分	継続	前回総合評価	6.精査検証	実施計画掲載	無	行革推進対象	無	事業実施主体
関連類似事業名	退職被保険者高額療養費に要する経費		予算(款)	2	予算(項)	2	予算(目)	1
					1	予算コード	0101	
							平成15年度以前	事業終了予定年度
								平成33年度以降

1. 事業の目的	(1)事業の対象(誰を、何を対象としているか。範囲は。※補助事業等の場合は負担金・補助金の支払先も記入)	対象指標	指標名称(対象の大きさを表す)	データ出典
	国民健康保険 被保険者が、同じ月内の医療費の自己負担額が高額になったとき、申請により自己負担限度額を超えた分を償還する。	①償還支給対象件数	業務から把握	
		②		
		③		
(2) 事業の概要(手段、具体的な事務事業のやり方、手順、詳細を記入)	活動指標	指標名称(手段や活動内容を示す)	データ出典	
毎月、国保連合会から送付される高額療養費の該当者のデータをもとに、通知文及び申請書を送付する。該当者は、申請書に必要事項を記入し、領収書の写しとともに返送し、口座振込により高額療養費の償還を受ける。	①償還申請件数	業務から把握		
	②			
	③			
(3)事業の意図(対象をどのようにしたいのか。どう変えたいのか。※どんなサービスニーズに応えるかでも可)	成果指標(基本事業成果指標等)	指標名称(意図の達成度を示す)	データ出典	
国民健康保険法第57条の2の定めるところにより、給付が義務付けられている。	①償還額	業務から把握		
	②			
	③			
(4)結果(どんな結果に結びつけるのか。※基本計画の施策の「めざす姿」との関わり)	施策成果指標	指標名称(結果の達成度を示す)	データ出典	
誰もが安心して医療を受けることができる医療制度の実現	①国民健康保険収納率(現年)	集計による取得		
	②			
	③			

2. コスト・実績の推移	年度	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	目標年度(年度) 今後の計画総額
			決算	決算	決算	決算見込み額	予算額	
(1)総事業費 自動計算		千円	585,871	642,693	709,448	758,014	790,024	0
①国庫支出金		千円	134,797	140,145	153,144	128,315	127,453	
②県支出金		千円	2,183	34,404	40,115	56,481	35,846	
③市債・その他財源		千円	323,646	269,505	332,305	382,867	131,325	
④一般財源		千円	105,625	198,639	183,884	190,351	495,400	
(2)総所要時間(0.5単位) ①+②+③ 自動計算		時間/年	98	980	980	980	0	0
①正職員(時間内)		時間/年	98	980	980	980		
②正職員(時間外)		時間/年						
③非常勤職員		時間/年						

3. 指標の推移等	指標		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	目標年度(平成27年度) 将来目標値
	(1)対象指標	①	件	3,278	3,532	3,638	3,931	4,100
②								
③								
(2)活動指標	①	件	3,278	3,532	3,638	3,931	4,100	
	②							
	③							
(3)成果指標 ※基本事業成果 指標等	①	円	123,357,446	107,676,561	116,280,134	99,033,946	96,044,955	
	②							
	③							
(4)施策成果指標	①	%	91.00	90.24	90.20	90.20	今後算出	
	②							
	③							
(5)指標の推移に影響を与えるような外的要因はあるか。それは何か。		平成18年10月より、自己負担額が変更となった。平成19年4月より限度額適用認定証の交付により高額療養費の窓口での申請が減少した。						

4. 環境分析	(1)事業開始の背景・開始時の環境	昭和33年12月に現行の国民健康保険法が制定され、すべての市町村は、昭和36年4月1日までに国保事業を行うことが義務付けられ、すべての国民が何らかの医療保険制度の対象となる国民皆保険体制が確立された。	(2)過去5年間で事業を取り巻く環境はどのように変わったか ※新規は記入不要	平成19年4月より、限度額適用認定証を導入した。
	(3)今後事業を取り巻く環境はどのように変わることが予想されるか	平成26年度には、退職者医療制度が廃止となるため、今後は、件数が増える可能性がある。	(4)事業について市民や議会の意見(市民意識調査、個別要望・意見)	仕組みが煩雑に変わるので、理解するのが大変。

5. 評価・検討	(1)行政関与の妥当性	3: 高い	(理由)なぜ、市が関与する必要があるのか? 国民健康保険法第57条の2により、昭和50年10月から法定給付と規定され、保険者である市が主体となって進めて行く必要がある。
	(2)目的妥当性	3: 高い	(理由)事業の目的は上位の施策にどのように結びついているか。 被保険者が必要な医療を受け、健康を保ち安心して生活できる環境を確保する。
	(3)公平性	3: 高い	(理由)対象は偏っていないか? 必要となる対象を広げたり狭めたりできないか? 法定給付であり、公平である。
	(4)有効性	3: 高い	(理由)この事業を廃止した場合、施策達成に支障があるか。同じ目的を持つ他の事業はあるか? さらに成果指標を伸ばせないか? 平成26年度に退職被保険者高額療養費が廃止され、徐々に一般被保険者高額療養費に移行するため、増額が予想される。
	(5)効率性	3: 高い	(理由)コストがかかりすぎているか? 事業費、所要時間を縮減する手段・方法はないか? 23年度より通知とともに申請書を送付し、申請を郵送で行い、支給を振込で行ったので、所要時間は縮減している。
	(6)総合評価	6: 精査・検証	(今後の方向内容) 法定給付の為縮減は難しいが、精査・検証していく。

6. 改革・改善内容	(1)前回の事務事業評価で掲げた改革・改善内容	国民健康保険法に基づき、給付義務を負う。
	(2)(1)に基づく取り組み結果	国民健康保険法に従い事務を進めた。
	(3)平成25年度に取り組む改革・改善内容	国民健康保険法に従い事務を進める。

※評価検討(1)~(5) 1: 低い、2: 普通、3: 高い、4: あてはまらない

※総合評価検討(6) 1: 終了、2: 廃止、3: 休止、4: 縮小、5: 改善、6: 精査・検証、7: 拡充

1 終了: 事業が完了したので、終了する

2 廃止: 事業を廃止する

3 休止: 再開を前提に休止する

4 縮小: 好ましくない状況なので、規模を縮小する

5 改善: 事業実施方法等について、改善した上、継続する

6 精査・検証: 業務手法等について精査・検証の上、継続

7 拡充: 重点的に資源を配分し、規模を拡大する

鎌ヶ谷市事務事業評価表(事後)

事務事業(予算)名	退職被保険者高額療養費に要する経費		作成課・係	保険年金課国保給付係				
政策名	1.1 誰もが健康に暮らせる生涯福祉社会をつくります		施策	1.1.5 安心して暮らせる社会	基本事業	1.1.5.1 保険制度の適正な運営		
関連計画・根拠法令等	①国民健康保険法 ②		③	④				
事業区分	継続	前回総合評価	6.精査検証	実施計画掲載	無	行革推進対象	無	事業実施主体
関連類似事業名	一般被保険者高額療養費に要する経費		予算(款)	2	予算(項)	2	予算(目)	2
					2	予算コード	0101	

1. 事業の目的	(1)事業の対象(誰を、何を対象としているか。範囲は。※補助事業等の場合は負担金・補助金の支払先も記入)	対象指標	指標名称(対象の大きさを表す)	データ出典
	国民健康保険 退職者医療制度(厚生年金などの年金を受けていて、加入期間が20年以上または40歳以降の年金加入期間が10年以上の60~64歳の)に該当する被保険者が、同じ月内の医療費の自己負担額が高額になったとき、申請により自己負担限度額を超えた分を償還する。	①償還申請件数	業務から把握	
		②		
		③		
(2) 事業の概要(手段、具体的な事務事業のやり方、手順、詳細を記入)	活動指標	指標名称(手段や活動内容を示す)	データ出典	
	毎月、国保連合会から送付される高額療養費の該当者のデータをもとに、通知文及び申請書を送付する。該当者は、申請書に必要事項を記入し、領収書の写しとともに返送し、口座振込により高額療養費の償還を受ける。	①償還申請件数	業務から把握	
		②		
	③			
(3)事業の意図(対象をどのようにしたいのか。どう変えたいのか。※どんなサービスニーズに応えるかでも可)	成果指標	指標名称(意図の達成度を示す)	データ出典	
	国民健康保険法第57条の2の定めるところにより、給付が義務付けられている。	①償還額	業務から把握	
		②		
	③			
(4)結果(どんな結果に結びつけるのか。※基本計画の施策の「めざす姿」との関わり)	施策成果指標	指標名称(結果の達成度を示す)	データ出典	
	誰もが安心して医療を受けることができる医療制度の実現	①国民健康保険収納率(現年)	集計による取得	
		②		
	③			

2. コスト・実績の推移	年度	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	目標年度(年度) 今後の計画総額
			決算	決算	決算	決算見込み額	予算額	
(1)総事業費 自動計算		千円	46,197	68,749	74,432	64,712	73,315	0
	①国庫支出金	千円						
	②県支出金	千円						
	③市債・その他財源	千円	28476	48,926	65,664	45,734	42229	
	④一般財源	千円	17721	19,823	8,768	18,978	31086	
(2)総所要時間(0.5単位) ①+②+③ 自動計算		時間/年	200	200	200	200	0	0
	①正職員(時間内)	時間/年	80	80	80	80		
	②正職員(時間外)	時間/年						
	③非常勤職員	時間/年	120	120	120	120		

3. 指標の推移等	指標		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	目標年度(平成27年度) 将来目標値
	(1)対象指標	①	件	711	137	167	203	222
②								
③								
(2)活動指標	①	件	711	137	167	203	222	
	②							
	③							
(3)成果指標 ※基本事業成果 指標等	①	円	123,357,446	6,776,231	11,271,124	11,484,780	7,987,425	
	②							
	③							
(4)施策成果指標	①	%	91.00	90.24	90.20	90.20	今後算出	
	②							
	③							
(5)指標の推移に影響を与えるような外的な要因はあるか。それは何か。								

4. 環境分析	(1)事業開始の背景・開始時の環境	昭和33年12月に現行の国民健康保険法が制定され、すべての市町村は、昭和36年4月1日までに国保事業を行うことが義務付けられ、すべての国民が何らかの医療保険制度の対象となる国民皆保険体制が確立された。	(2)過去5年間で事業を取り巻く環境はどのように変わったか ※新規は記入不要	平成19年4月より、限度額適用認定証を導入した。平成20年4月より、該当者が60歳から64歳に縮小された。
	(3)今後事業を取り巻く環境はどのように変わることが予想されるか	平成26年度には退職者医療制度が廃止となる。	(4)事業について市民や議会の意見(市民意識調査、個別要望・意見)	仕組みが煩雑に変わるので、理解するのが大変。

5. 評価・検討	(1)行政関与の妥当性	3: 高い	(理由)なぜ、市が関与する必要があるのか? 国民健康保険法第57条の2により、昭和50年10月から法定給付と規定され、保険者である市が主体となって進めて行く必要がある。
	(2)目的妥当性	3: 高い	(理由)事業の目的は上位の施策にどのように結びついているか。 被保険者が必要な医療を受け、健康を保ち安心して生活できる環境を確保する。
	(3)公平性	3: 高い	(理由)対象は偏っていないか? 必要となる対象を広げたり狭めたりできないか? 法定給付であり、公平である。
	(4)有効性	3: 高い	(理由)この事業を廃止した場合、施策達成に支障があるか。同じ目的を持つ他の事業はあるか? さらに成果指標を伸ばせないか? 平成26年度に廃止され、徐々に一般被保険者高額療養費に移行する。
	(5)効率性	3: 高い	(理由)コストがかかりすぎているか? 事業費、所要時間を縮減する手段・方法はないか? 23年度より通知とともに申請書を送付し、申請を郵送で行い、支給を振込で行ったことで、所要時間は縮減に努める。
	(6)総合評価	6: 精査・検証	(今後の方向内容) 終了年度が予定されており、終了後は一般高額療養費に移行するため縮減は難しいが、精査・検証していく。

6. 改革・改善内容	(1)前回の事務事業評価で掲げた改革・改善内容	国民健康保険法に基づき、給付義務を負う。
	(2)(1)に基づく取り組み結果	国民健康保険法に従い事務を進めた。
	(3)平成25年度に取り組む改革・改善内容	国民健康保険法に従い事務を進める。

※評価検討(1)~(5) 1: 低い、2: 普通、3: 高い、4: あてはまらない

※総合評価検討(6) 1: 終了、2: 廃止、3: 休止、4: 縮小、5: 改善、6: 精査・検証、7: 拡充

1 終了: 事業が完了したので、終了する

2 廃止: 事業を廃止する

3 休止: 再開を前提に休止する

4 縮小: 好ましくない状況なので、規模を縮小する

5 改善: 事業実施方法等について、改善した上、継続する

6 精査・検証: 業務手法等について精査・検証の上、継続する

7 拡充: 重点的に資源を配分し、規模を拡大する

鎌ヶ谷市事務事業評価表(事後)

事務事業No.22-18

記入日 平成25年 5月20日

点検日 平成25年 5月20日

事務事業(予算)名	一般被保険者高額介護合算療養費に要する経費		作成課・係	保険年金課国保給付係				
政策名	1.1 誰もが健康に暮らせる生涯福祉社会をつくれます		施策	1.1.5 安心して暮らせる社会	基本事業	1.1.5.1 保険制度の適正な運営		
関連計画・根拠法令等	①健康保険法 ②国民健康保険における高額介護合算制度の支給等の事務取扱い		④					
事業区分	継続	前回総合評価	6.精査検証	実施計画掲載	無	行革推進対象	無	事業実施主体
関連類似事業名			予算(款)	2	予算(項)	2	予算(目)	3
					3	業開始年度	平成21年度	事業終了予定年度
								平成33年度以降
						0101		

1. 事業の目的	(1)事業の対象(誰を、何を対象としているか。範囲は。※補助事業等の場合は負担金・補助金の支払先も記入)	対象指標	指標名称(対象の大きさを表す)	データ出典
	国民健康保険に加入している者(一般被保険者)のうち、医療保険と介護保険のそれぞれの負担が長期にわたって重複して生じている世帯。	①償還分支給対象者件数	業務から把握	
		②		
		③		
(2) 事業の概要(手段、具体的な事務事業のやり方、手順、詳細を記入)	医療保険と介護保険の1年間分の自己負担額の合算額について限度額を設け、高額介護合算療養費を支給する。国保連合会からのデータを基に該当者に申請勧奨通知をし、申請書の提出を持って振込みにより支給する。	活動指標	指標名称(手段や活動内容を示す)	データ出典
		①償還申請件数	業務から把握	
		②		
		③		
(3)事業の意図(対象をどのようにしたいのか。どう変えたいのか。※どんなサービスニーズに応えるかでも可)	健康保険法第115条の2の定めるところにより、給付が義務付けられている。	成果指標(基本事業成果指標等)	指標名称(意図の達成度を示す)	データ出典
		①償還額	業務から把握	
		②		
		③		
(4)結果(どんな結果に結びつけるのか。※基本計画の施策の「めざす姿」との関わり)	誰もが安心して医療を受けることができる医療制度の実現。	施策成果指標	指標名称(結果の達成度を示す)	データ出典
		①収納率(現年)	集計による取得	
		②		
		③		

2. コスト・実績の推移	年度	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	目標年度(年度) 今後の計画総額
			決算	決算	決算	決算見込み額	予算額	
コスト・指標	(1)総事業費 自動計算	千円	212	115	0	306	500	0
	①国庫支出金	千円					80	
	②県支出金	千円					23	
	③市債・その他財源	千円						
	④一般財源	千円	212	115		306	397	
	(2)総所要時間(0.5単位) ①+②+③ 自動計算	時間/年	80	80	0	80	0	0
	①正職員(時間内)	時間/年	80	80		80		
	②正職員(時間外)	時間/年						
	③非常勤職員	時間/年						

3. 指標の推移等	指標		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	目標年度(平成27年度) 将来目標値
	(1)対象指標	①	件		14	10	0	25
②								
③								
(2)活動指標	①	件		14	10	0	25	
	②							
	③							
(3)成果指標 ※基本事業成果 指標等	①	円		211,264	114,084	0	305,156	
	②							
	③							
(4)施策成果指標	①	%		90.24	90.20	90.20	今後算出	
	②							
	③							
(5)指標の推移に影響を与えるような外的な要因はあるか。それは何か。								

4. 環境分析	(1)事業開始の背景・開始時の環境	平成20年4月制度開始。平成21年8月申請受付開始。	(2)過去5年間で事業を取り巻く環境はどのように変わったか ※新規は記入不要	平成18年に高額療養費の自己負担限度額の引上げが行われたが、高齢化や医療費の高額化が進み、高額療養費の支給は年々増加している。
	(3)今後事業を取り巻く環境はどのように変わることが予想されるか	高齢化に伴い、医療保険と介護保険の負担が増大していくことが予測される。	(4)事業について市民や議会の意見(市民意識調査、個別要望・意見)	特になし。

5. 評価・検討	(1)行政関与の妥当性	3: 高い	(理由)なぜ、市が関与する必要があるのか？ 健康保険法第115条の2の定めるところにより、保険者である市が主体となって進めて行く必要がある。
	(2)目的妥当性	3: 高い	(理由)事業の目的は上位の施策にどのように結びついているか。 市民が必要な医療を受け、健康を保ち安心して生活できる環境を確保する。
	(3)公平性	3: 高い	(理由)対象は偏っていないか？ 必要となる対象を広げたり狭めたりできないか？ 国保加入者のうち高額介護合算療養費該当者を対象としており、公平性は高い。
	(4)有効性	3: 高い	(理由)この事業を廃止した場合、施策達成に支障があるか。同じ目的を持つ他の事業はあるか？ さらに成果指標を伸ばせないか？ 健康保険法等に基づき実施するものであり、事業の廃止できない。
	(5)効率性	3: 高い	(理由)コストがかかりすぎているか？ 事業費、所要時間を縮減する手段・方法はないか？ 妥当である。
	(6)総合評価	6: 精査・検証	(今後の方向内容) 今後も法の定めに従い、事務を進めていきたい。

6. 改革・改善内容	(1)前回の事務事業評価で掲げた改革・改善内容	国民健康保険法に基づき、給付義務を負う。
	(2)(1)に基づく取り組み結果	国民健康保険法に従い事務を進めた。
	(3)平成25年度に取り組む改革・改善内容	国民健康保険法に従い事務を進める。

※評価検討(1)~(5) 1: 低い、2: 普通、3: 高い、4: あてはまらない

※総合評価検討(6) 1: 終了、2: 廃止、3: 休止、4: 縮小、5: 改善、6: 精査・検証、7: 拡充

1 終了: 事業が完了したので、終了する

2 廃止: 事業を廃止する

3 休止: 再開を前提に休止する

4 縮小: 好ましくない状況なので、規模を縮小する

5 改善: 事業実施方法等について、改善した上、継続する

6 精査・検証: 業務手法等について精査・検証の上、継続

7 拡充: 重点的に資源を配分し、規模を拡大する

鎌ヶ谷市事務事業評価表(事後)

事務事業No.22-19

記入日 平成25年 5月20日

点検日 平成25年 5月20日

事務事業(予算)名	退職被保険者高額介護合算療養費に要する経費		作成課・係	保険年金課国保給付係				
政策名	1.1 誰もが健康に暮らせる生涯福祉社会をつくれます		施策	1.1.5 安心して暮らせる社会	基本事業	1.1.5.1 保険制度の適正な運営		
関連計画・根拠法令等	①健康保険法 ②国民健康保険における高額介護合算制度の支給等の事務取扱い		④					
事業区分	継続	前回総合評価	6.精査検証	実施計画掲載	無	行革推進対象	無	事業実施主体
関連類似事業名			予算(款)	2	予算(項)	2	予算(目)	3
					3	業開始年度	平成21年度	事業終了予定年度
							0101	平成33年度以降

1. 事業の目的	(1)事業の対象(誰を、何を対象としているか。範囲は。※補助事業等の場合は負担金・補助金の支払先も記入)	対象指標	指標名称(対象の大きさを表す)	データ出典
	国民健康保険に加入している者(退職被保険者)のうち、医療保険と介護保険のそれぞれの負担が長期にわたって重複して生じている世帯。	①償還分支給対象者件数	業務から把握	
		②		
		③		
	(2) 事業の概要(手段、具体的な事務事業のやり方、手順、詳細を記入)	活動指標	指標名称(手段や活動内容を示す)	データ出典
	医療保険と介護保険の1年間分の自己負担額の合算額について限度額を設け、高額介護合算療養費を支給する。国保連合会からのデータを基に該当者に申請勧奨通知をし、申請書の提出を持って振込みにより支給する。	①償還申請件数	業務から把握	
		②		
		③		
	(3)事業の意図(対象をどのようにしたいのか。どう変えたいのか。※どんなサービスニーズに応えるかでも可)	成果指標(基本事業成果指標等)	指標名称(意図の達成度を示す)	データ出典
	健康保険法第115条の2の定めるところにより、給付が義務付けられている。	①償還額	業務から把握	
		②		
		③		
(4)結果(どんな結果に結びつけるのか。※基本計画の施策の「めざす姿」との関わり)	施策成果指標	指標名称(結果の達成度を示す)	データ出典	
誰もが安心して医療を受けることができる医療制度の実現。	①収納率(現年)	集計による取得		
	②			
	③			

2. コスト・実績の推移	年度	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	目標年度(年度) 今後の計画総額
			決算	決算	決算	決算見込み額	予算額	
コスト・指標	(1)総事業費 自動計算	千円	0	0	0	0	300	0
	①国庫支出金	千円						
	②県支出金	千円						
	③市債・その他財源	千円					172	
	④一般財源	千円					128	
	(2)総所要時間(0.5単位) ①+②+③ 自動計算	時間/年	0	0	0	0	0	0
	①正職員(時間内)	時間/年						
	②正職員(時間外)	時間/年						
	③非常勤職員	時間/年						

3. 指標の推移等	指標		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	目標年度(平成27年度) 将来目標値
	(1)対象指標	①	件		0	0	0	0
②								
③								
(2)活動指標	①	件		0	0	0	0	
	②							
	③							
(3)成果指標 ※基本事業成果 指標等	①	円		0	0	0	0	
	②							
	③							
(4)施策成果指標	①	%		90.24	90.20	90.20	今後算出	
	②							
	③							
(5)指標の推移に影響を与えるような外的要因はあるか。それは何か。								

4. 環境分析	(1)事業開始の背景・開始時の環境	平成20年4月制度開始。平成21年8月申請受付開始。	(2)過去5年間で事業を取り巻く環境はどのように変わったか ※新規は記入不要	平成18年に高額療養費の自己負担限度額の引上げが行われたが、高齢化や医療費の高額化が進み、高額療養費の支給は年々増加している。
	(3)今後事業を取り巻く環境はどのように変わることが予想されるか	高齢化に伴い、医療保険と介護保険の負担が増大していくことが予測されるが、介護保険の給付対象は65歳以上がほとんどであり、60歳以上65歳未満が対象となる退職被保険者では、ほとんど該当がないと考えられる。	(4)事業について市民や議会の意見(市民意識調査、個別要望・意見)	特になし。

5. 評価・検討	(1)行政関与の妥当性	3: 高い	(理由)なぜ、市が関与する必要があるのか？ 健康保険法第115条の2の定めるところにより、保険者である市が主体となって進めて行く必要がある。
	(2)目的妥当性	3: 高い	(理由)事業の目的は上位の施策にどのように結びついているか。 市民が必要な医療を受け、健康を保ち安心して生活できる環境を確保する。
	(3)公平性	3: 高い	(理由)対象は偏っていないか？ 必要となる対象を広げたり狭めたりできないか？ 国保加入者のうち高額介護合算療養費該当者を対象としており、公平性は高い。
	(4)有効性	3: 高い	(理由)この事業を廃止した場合、施策達成に支障があるか。同じ目的を持つ他の事業はあるか？ さらに成果指標を伸ばせないか？ 健康保険法等に基づき実施するものであり、廃止できない。
	(5)効率性	3: 高い	(理由)コストがかかりすぎているか？ 事業費、所要時間を削減する手段・方法はないか？ 妥当である。
	(6)総合評価	6: 精査・検証	(今後の方向内容) 今後も法の定めに従い、事務を進めていきたい。

6. 改革・改善内容	(1)前回の事務事業評価で掲げた改革・改善内容	国民健康保険法に基づき、給付義務を負う。
	(2)(1)に基づく取り組み結果	国民健康保険法に従い事務を進めた。
	(3)平成25年度に取り組み改革・改善内容	国民健康保険法に従い事務を進める。

※評価検討(1)~(5) 1: 低い、2: 普通、3: 高い、4: あてはまらない

※総合評価検討(6) 1: 終了、2: 廃止、3: 休止、4: 縮小、5: 改善、6: 精査・検証、7: 拡充

1 終了: 事業が完了したので、終了する

2 廃止: 事業を廃止する

3 休止: 再開を前提に休止する

4 縮小: 好ましくない状況なので、規模を縮小する

5 改善: 事業実施方法等について、改善した上、継続する

6 精査・検証: 業務手法等について精査・検証の上、継続

7 拡充: 重点的に資源を配分し、規模を拡大する

鎌ヶ谷市事務事業評価表(事後)

事務事業No.22-20

記入日 平成25年 5月20日

点検日 平成25年 5月20日

事務事業(予算)名	一般被保険者移送費に要する経費		作成課・係	保険年金課国保給付係				
政策名	1.1 誰もが健康に暮らせる生涯福祉社会をつくります		施策	1.1.5 安心して暮らせる社会	基本事業	1.1.5.1 保険制度の適正な運営		
関連計画・根拠法令等	①国民健康保険法		②	③	④			
事業区分	継続	前回総合評価	6.精査検証	実施計画掲載	無	行革推進対象	無	事業実施主体
関連類似事業名			予算(款)	2	予算(項)	3	予算(目)	1
							0101	
							平成15年度以前	事業終了予定年度
								平成33年度以降

1. 事業の目的	(1)事業の対象(誰を、何を対象としているか。範囲は。※補助事業等の場合は負担金・補助金の支払先も記入)	対象指標	指標名称(対象の大きさを表す)	データ出典
	負傷、疾病等のより移動が困難な一般被保険者が、医師の指示により一時的、緊急的な必要性があって移送された場合に、経済的な出費について補填を行い、必要な医療が受けられることを可能にする制度である。		①受付人数	業務から把握
			②	
			③	
	(2) 事業の概要(手段、具体的な事務事業のやり方、手順、詳細を記入)	活動指標	指標名称(手段や活動内容を示す)	データ出典
	該当者は、申請書と医師の意見書、領収書を保険年金課に提出する。		①支給人数	業務から把握
			②	
			③	
	(3)事業の意図(対象をどのようにしたいのか。どう変えたいのか。※どんなサービスニーズに応えるかでも可)	(基本事業成果指標等)	指標名称(意図の達成度を示す)	データ出典
	国民健康保険法第54条の4の定めるところにより、給付が義務付けられている。		①支給金額	業務から把握
			②	
			③	
	(4)結果(どんな結果に結びつけるのか。※基本計画の施策の「めざす姿」との関わり)	施策成果指標	指標名称(結果の達成度を示す)	データ出典
	誰もが安心して医療を受けることができる医療制度の実現		①国民健康保険料収納率(現年)	集計による取得
			②	
			③	

2. コスト・実績の推移	年度	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	目標年度()年度 今後の計画総額
			決算	決算	決算	決算見込み額	予算額	
(1)総事業費 自動計算		千円	0	0	0	0	200	0
	①国庫支出金	千円					32	
	②県支出金	千円					9	
	③市債・その他財源	千円						
	④一般財源	千円					159	
	(2)総所要時間(0.5単位) ①+②+③ 自動計算	時間/年	0	0	0	0	0	0
	①正職員(時間内)	時間/年						
	②正職員(時間外)	時間/年						
	③非常勤職員	時間/年						

3. 指標の推移等	指標		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	目標年度(平成27年度) 将来目標値
	(1)対象指標	①	人	0	0	0	0	0
②								
③								
(2)活動指標	①	人	0	0	0	0	0	
	②							
	③							
(3)成果指標 ※基本事業成果 指標等	①	円	0	0	0	0	0	
	②							
	③							
(4)施策成果指標	①	%	91.00	90.24	90.20	90.20	今後算出	
	②							
	③							
(5)指標の推移に影響を与えるような外的な要因はあるか。それは何か。								

4. 環境分析	(1)事業開始の背景・開始時の環境	昭和33年12月に現行の国民健康保険法が制定され、翌34年1月に施行されたことから、すべての市町村及び特別区は、昭和36年4月1日までに国保事業を行うことが義務付けられて、すべての国民が何らかの医療保険制度の対象となる国民皆保険体制が確立された。	(2)過去5年間で事業を取り巻く環境はどのように変わったか ※新規は記入不要	国民健康保険の加入者は高齢化してきており、医療機関での受診の機会も増加している。
	(3)今後事業を取り巻く環境はどのように変わることが予想されるか	高齢者の増加により、増加が予想される。	(4)事業について市民や議会の意見(市民意識調査、個別要望・意見)	特になし。

5. 評価・検討	(1)行政関与の妥当性	3: 高い	(理由)なぜ、市が関与する必要があるのか？ 国民健康保険法第54条の4により、保険者である市が主体となって進めていく必要がある。
	(2)目的妥当性	3: 高い	(理由)事業の目的は上位の施策にどのように結びついているか。 国保は、被保険者が療養の給付を受けるための移送に関して必要な給付を行うことで、誰もが安心して医療を受けることができる医療制度の実現を目指している。
	(3)公平性	3: 高い	(理由)対象は偏っていないか？ 必要となる対象を広げたり狭めたりできないか？ 法定給付のため、偏りは無い。
	(4)有効性	3: 高い	(理由)この事業を廃止した場合、施策達成に支障があるか。同じ目的を持つ他の事業はあるか？ さらに成果指標を伸ばせないか？ 国民健康保険法に基づき実施するものであり、事業の廃止はできない。
	(5)効率性	3: 高い	(理由)コストがかかりすぎているか？ 事業費、所要時間を削減する手段・方法はないか？ 申請による支給のため、削減する方法はない。
	(6)総合評価	6: 精査・検証	(今後の方向内容) 今後とも国民健康保険法に定めに従い事務を進めていきたい。

6. 改革・改善内容	(1)前回の事務事業評価で掲げた改革・改善内容	国民健康保険法に基づき給付義務を負う。
	(2)(1)に基づく取り組み結果	国民健康保険法に従い事務を進めた。
	(3)平成25年度に取り組む改革・改善内容	国民健康保険法に従い事務を進める。

※評価検討(1)~(5) 1: 低い、2: 普通、3: 高い、4: あてはまらない

※総合評価検討(6) 1: 終了、2: 廃止、3: 休止、4: 縮小、5: 改善、6: 精査・検証、7: 拡充

1 終了: 事業が完了したので、終了する

2 廃止: 事業を廃止する

3 休止: 再開を前提に休止する

4 縮小: 好ましくない状況なので、規模を縮小する

5 改善: 事業実施方法等について、改善した上、継続する

6 精査・検証: 業務手法等について精査・検証の上、継続する

7 拡充: 重点的に資源を配分し、規模を拡大する

鎌ヶ谷市事務事業評価表(事後)

事務事業No.22-21

記入日 平成25年 5月20日

点検日 平成25年 5月20日

事務事業(予算)名	退職被保険者移送費に要する経費		作成課・係	保険年金課国保給付係				
政策名	1.1 誰もが健康に暮らせる生涯福祉社会をつくります		施策	1.1.5 安心して暮らせる社会	基本事業	1.1.5.1 保険制度の適正な運営		
関連計画・根拠法令等	①国民健康保険法 ②		③	④				
事業区分	継続	前回総合評価	6.精査検証	実施計画掲載	無	行革推進対象	無	事業実施主体
関連類似事業名			予算(款)	2	予算(項)	3	予算(目)	2
						2	予算コード	0101
							平成15年度以前	事業終了予定年度
								平成33年度以降

1. 事業の目的	(1)事業の対象(誰を、何を対象としているか。範囲は。※補助事業等の場合は負担金・補助金の支払先も記入)	対象指標	指標名称(対象の大きさを表す)	データ出典
	負傷、疾病等のより移動が困難な退職被保険者が、医師の指示により一時的、緊急的な必要性があって移送された場合に、経済的な出費について補填を行い、必要な医療が受けられることを可能にする制度である。		①受付人数	業務から把握
			②	
		③		
	(2) 事業の概要(手段、具体的な事務事業のやり方、手順、詳細を記入)	活動指標	指標名称(手段や活動内容を示す)	データ出典
	該当者は、申請書と医師の意見書、領収書を保険年金課に提出する。		①支給人数	業務から把握
			②	
		③		
	(3)事業の意図(対象をどのようにしたいのか。どう変えたいのか。※どんなサービスニーズに応えるかでも可)	(基本事業成果指標等) 成果指標	指標名称(意図の達成度を示す)	データ出典
	国民健康保険法第54条の4の定めるところにより、給付が義務付けられている。		①支給金額	業務から把握
			②	
		③		
	(4)結果(どんな結果に結びつけるのか。※基本計画の施策の「めざす姿」との関わり)	施策成果指標	指標名称(結果の達成度を示す)	データ出典
	誰もが安心して医療を受けることができる医療制度の実現		①国民健康保険料収納率(現年)	集計による取得
			②	
		③		

2. コスト・実績の推移	年度	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	目標年度(年度) 今後の計画総額	
			決算	決算	決算	決算見込み額	予算額		
コスト・指標	(1)総事業費	自動計算	千円	0	0	0	0	200	0
	①国庫支出金		千円						
	②県支出金		千円						
	③市債・その他財源		千円					115	
	④一般財源		千円					85	
	(2)総所要時間	(0.5単位)	時間/年	0	0	0	0	0	0
	①+②+③	自動計算							
	①正職員(時間内)		時間/年						
	②正職員(時間外)		時間/年						
	③非常勤職員		時間/年						

3. 指標の推移等	指標		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	目標年度(平成27年度) 将来目標値
	(1)対象指標	①	人	1	0	0	0	0
②								
③								
(2)活動指標	①	人	1	0	0	0	0	0
	②							
	③							
(3)成果指標 ※基本事業成果指標等	①	円	57,020	0	0	0	0	0
	②							
	③							
(4)施策成果指標	①	%	91.00	90.24	90.20	90.20	今後算出	
	②							
	③							
(5)指標の推移に影響を与えるような外的な要因はあるか。それは何か。								

4. 環境分析	(1)事業開始の背景・開始時の環境	昭和33年12月に現行の国民健康保険法が制定され、翌34年1月に施行されたことから、すべての市町村及び特別区は、昭和36年4月1日までに国保事業を行うことが義務付けられて、すべての国民が何らかの医療保険制度の対象となる国民皆保険体制が確立された。	(2)過去5年間で事業を取り巻く環境はどのように変わったか ※新規は記入不要	国民健康保険の加入者は高齢化してきており、医療機関での受診の機会も増加している。
	(3)今後事業を取り巻く環境はどのように変わることが予想されるか	高齢者の増加により、増加が予想される。	(4)事業について市民や議会の意見(市民意識調査、個別要望・意見)	特になし。

5. 評価・検討	(1)行政関与の妥当性	3: 高い	(理由)なぜ、市が関与する必要があるのか？ 国民健康保険法第54条の4により、保険者である市が主体となって進めていく必要がある。
	(2)目的妥当性	3: 高い	(理由)事業の目的は上位の施策にどのように結びついているか。 国保は、被保険者が療養の給付を受けるための移送に関して必要な給付を行うことで、誰もが安心して医療を受けることができる医療制度の実現を目指している。
	(3)公平性	3: 高い	(理由)対象は偏っていないか？ 必要となる対象を広げたり狭めたりできないか？ 法定給付のため、偏りは無い。
	(4)有効性	3: 高い	(理由)この事業を廃止した場合、施策達成に支障があるか。同じ目的を持つ他の事業はあるか？ さらに成果指標を伸ばせないか？ 国民健康保険法に基づき実施するものであり、事業の廃止はできない。
	(5)効率性	3: 高い	(理由)コストがかかりすぎているか？ 事業費、所要時間を削減する手段・方法はないか？ 申請による支給のため、削減する方法はない。
	(6)総合評価	6: 精査・検証	(今後の方向内容) 今後とも国民健康保険法に定めに従い事務を進めていきたい。

6. 改革・改善内容	(1)前回の事務事業評価で掲げた改革・改善内容	国民健康保険法に基づき給付義務を負う。
	(2)(1)に基づく取り組み結果	国民健康保険法に従い事務を進めた。
	(3)平成25年度に取り組む改革・改善内容	国民健康保険法に従い事務を進める。

※評価検討(1)～(5) 1: 低い、2: 普通、3: 高い、4: あてはまらない

※総合評価検討(6) 1: 終了、2: 廃止、3: 休止、4: 縮小、5: 改善、6: 精査・検証、7: 拡充

1 終了: 事業が完了したので、終了する

2 廃止: 事業を廃止する

3 休止: 再開を前提に休止する

4 縮小: 好ましくない状況なので、規模を縮小する

5 改善: 事業実施方法等について、改善した上、継続する

6 精査・検証: 業務手法等について精査・検証の上、継続

7 拡充: 重点的に資源を配分し、規模を拡大する

鎌ヶ谷市事務事業評価表(事後)

事務事業No.22-22

記入日 平成25年 5月 20日

点検日 平成25年 5月 20日

事務事業(予算)名	出産育児一時金に要する経費		作成課・係	保険年金課国保給付係										
政策名	1.1 誰もが健康に暮らせる生涯福祉社会をつくります		施策	1.1.5 安心して暮らせる社会	基本事業	1.1.5.1	保険制度の適正な運営							
関連計画・根拠法令等	①国民健康保険法 ②		③	④										
事業区分	継続	前回総合評価	6.精査検証	実施計画掲載	無	行革推進対象	無	事業実施主体	3.市	業開始年度	平成15年度以前	事業終了予定年度	平成33年度以降	
関連類似事業名				予算(款)		2	予算(項)		4	予算(目)		1	予算コード	0101

1. 事業の目的	(1)事業の対象(誰を、何を対象としているか。範囲は。※補助事業等の場合は負担金・補助金の支払先も記入)	対象指標	指標名称(対象の大きさを表す)	データ出典
	国民健康保険、被保険者が、出産した場合(妊娠85日以上)の死産・流産も含む)に39万円を支給する。なお、産科医療補償制度に加入している病院で出産した場合には、3万円を上乗せする。	①受付人数	業務から把握	
		②		
		③		
	(2)事業の概要(手段、具体的な事務事業のやり方、手順、詳細を記入)	活動指標	指標名称(手段や活動内容を示す)	データ出典
	該当者は、保険年金課で申請を行う。申請に基づき、出産育児一時金を支給する。また、平成21年10月から、直接支払制度(出産費用に産産育児一時金を充てることができるように、国保から連合会を通して医療機関に直接、出産育児一時金を支払う制度)が始まった。	①支給人数	業務から把握	
		②直接支払制度利用人数	業務から把握	
(3)事業の意図(対象をどのようにしたいのか。どう変えたいのか。※どんなサービスニーズに応えるかでも可)	成果指標(基本事業成果指標等)	指標名称(意図の達成度を示す)	データ出典	
国民健康保険法第58条の定めるところにより、給付が義務付けられている。	①支給金額	業務から把握		
	②			
	③			
(4)結果(どんな結果に結びつけるのか。※基本計画の施策の「めざす姿」との関わり)	施策成果指標	指標名称(結果の達成度を示す)	データ出典	
誰もが安心して医療を受けることができる医療制度の実現	①国民健康保険収納率(現年)	集計による取得		
	②			
	③			

2. コスト・実績の推移	年度	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	目標年度(年度) 今後の計画総額
			決算	決算	決算	決算見込み額	予算額	
(1)総事業費 自動計算		千円	56,506	65,557	61,408	64,020	71,436	0
	①国庫支出金	千円		3120	1650	160		
	②県支出金	千円						
	③市債・その他財源	千円	50666	43685	40920	42660	47600	
	④一般財源	千円	5840	18752	18838	21200	23836	
(2)総所要時間(0.5単位) ①+②+③ 自動計算		時間/年	480	400	400	400	0	0
	①正職員(時間内)	時間/年	480	400	400	400		
	②正職員(時間外)	時間/年						
	③非常勤職員	時間/年						

3. 指標の推移等	指標		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	目標年度(平成27年度) 将来目標値
	(1)対象指標	①	人	182	107	43	33	22
②								
③								
(2)活動指標	①	人	182	146	156	147	153	
	②	人	—	53	144	139	145	
	③							
(3)成果指標 ※基本事業成果指標等	①	円	64,840,000	57,606,000	65,527,000	61,379,000	639,990,000	
	②							
	③							
(4)施策成果指標	①	%	91.00	90.24	90.20	90.20	今後算出予定	
	②							
	③							
(5)指標の推移に影響を与えるような外的要因はあるか。それは何か。			平成21年10月より、出産育児一時金の給付額が35万円から39万円に変更になり、直接支払制度が開始された。平成21年1月1日以降産科医療補償制度加入の病院で出産した場合3万円上乗せされることになった。					

4. 環境分析	(1)事業開始の背景・開始時の環境	昭和33年12月に現行の国民健康保険法が制定され、すべての市町村は、昭和36年4月1日までに国保事業を行うことが義務付けられ、すべての国民が何らかの医療保険制度の対象となる国民皆保険体制が確立された。	(2)過去5年間で事業を取り巻く環境はどのように変わったか ※新規は記入不要	支給額が35万円から39万円へと増額されている。また、産科医療補償制度や直接支払制度など、被保険者や医療機関が利用しやすい体制の整備が進んでいる。
	(3)今後事業を取り巻く環境はどのように変わることが予想されるか	出生率が低下しているため、減少が予測される。	(4)事業について市民や議会の意見(市民意識調査、個別要望・意見)	特になし。

5. 評価・検討	(1)行政関与の妥当性	3: 高い	(理由)なぜ、市が関与する必要があるのか？ 国民健康保険法第58条により、保険者である市が主体となって進めていく必要がある。
	(2)目的妥当性	3: 高い	(理由)事業の目的は上位の施策にどのように結びついているか。 国保は、被保険者の疾病、負傷、出産または死亡に関して、必要な保険給付を行うことで、誰もが安心して医療を受けることができる医療制度の実現を目指している。
	(3)公平性	3: 高い	(理由)対象は偏っていないか？ 必要となる対象を広げたり狭めたりできないか？ 法定給付のため、偏りは無い。また、いずれかの加入保険から支給されることとなっている。
	(4)有効性	3: 高い	(理由)この事業を廃止した場合、施策達成に支障があるか。同じ目的を持つ他の事業はあるか？ さらに成果指標を伸ばせないか？ 国民健康保険法に基づき実施するものであり、事業の廃止はできない。
	(5)効率性	3: 高い	(理由)コストがかりすぎているか？ 事業費、所要時間を縮減する手段・方法はないか？ 直接支払制度により、所要時間は縮減している。
	(6)総合評価	6: 精査・検証	(今後の方向内容) 法に定められた事務であり、縮減は難しいが、精査・検証していく。

6. 改革・改善内容	(1)前回の事務事業評価で掲げた改革・改善内容	直接支払制度や出産前の貸付など、より市民ニーズに応える制度が整備されている。
	(2)(1)に基づく取り組み結果	出産育児一時金を支給し、出産前の貸付を行い、市民ニーズに応えた。
	(3)平成25年度に取り組む改革・改善内容	出産育児一時金の支給や出産前の貸付など、市民ニーズに応える。

※評価検討(1)～(5) 1: 低い、2: 普通、3: 高い、4: 当てはまらない

※総合評価検討(6) 1: 終了、2: 廃止、3: 休止、4: 縮小、5: 改善、6: 精査・検証、7: 拡充

1 終了: 事業が完了したので、終了する

2 廃止: 事業を廃止する

3 休止: 再開を前提に休止する

4 縮小: 好ましくない状況なので、規模を縮小する

5 改善: 事業実施方法等について、改善した上、継続する

6 精査・検証: 業務手法等について精査・検証の上、継続

7 拡充: 重点的に資源を配分し、規模を拡大する

鎌ヶ谷市事務事業評価表(事後)

事務事業No.22-23

記入日 平成25年 5月 20日

点検日 平成25年 5月 20日

事務事業(予算)名	葬祭費に要する経費		作成課・係	保険年金課国保給付係				
政策名	1.1 誰もが健康に暮らせる生涯福祉社会をつくります		施策	1.1.5 安心して暮らせる社会	基本事業	1.1.5.1 保険制度の適正な運営		
関連計画・根拠法令等	①国民健康保険法		②	③	④			
事業区分	継続	前回総合評価	6.精査検証	実施計画掲載	無	行革推進対象	無	事業実施主体
関連類似事業名			予算(款)	2	予算(項)	3	予算(目)	1
							0101	
							平成15年度以前	事業終了予定年度
								平成33年度以降

1. 事業の目的	(1)事業の対象(誰を、何を対象としているか。範囲は。※補助事業等の場合は負担金・補助金の支払先も記入)	対象指標	指標名称(対象の大きさを表す)	データ出典
	国民健康保険被保険者が、死亡した場合に喪主に5万円を支給する。		①受付人数	業務から把握
			②	
			③	
	(2) 事業の概要(手段、具体的な事務事業のやり方、手順、詳細を記入)	活動指標	指標名称(手段や活動内容を示す)	データ出典
	喪主は、保険年金課で申請を行う。葬祭費を支給する。		①支給人数	業務から把握
			②	
			③	
	(3)事業の意図(対象をどのようにしたいのか。どう変えたいのか。※どんなサービスニーズに応えるかでも可)	(基本事業成果指標等)	指標名称(意図の達成度を示す)	データ出典
	国民健康保険法第58条の定めるところにより、給付が義務付けられている。		①支給金額	業務から把握
			②	
			③	
(4)結果(どんな結果に結びつけるのか。※基本計画の施策の「めざす姿」との関わり)	施策成果指標	指標名称(結果の達成度を示す)	データ出典	
誰もが安心して医療を受けることができる医療制度の実現		①国民健康保険収納率(現年)	集計による取得	
		②		
		③		

2. コスト・実績の推移	年度	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	目標年度(年度)
			決算	決算	決算	決算見込み額	予算額	今後の計画総額
(1)総事業費 自動計算		千円	9,400	9,450	9,400	10,100	11,500	0
	①国庫支出金	千円						
	②県支出金	千円						
	③市債・その他財源	千円						
	④一般財源	千円	9400	9450	9400	10100	11500	
	(2)総所要時間(0.5単位)	時間	300	300	250	250	0	0
	①+②+③ 自動計算	時間						
	①正職員(時間内)	時間	300	300	200	200		
	②正職員(時間外)	時間						
	③非常勤職員	時間			50	50		

3. 指標の推移等	指標		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	目標年度(平成27年度) 将来目標値
	(1)対象指標	①	人	214	188	189	188	202
②								
③								
(2)活動指標	①	人	214	188	189	188	202	
	②							
	③							
(3)成果指標 ※基本事業成果 指標等	①	円	10,700,000	9,400,000	9,450,000	9,400,000	10,100,000	
	②							
	③							
(4)施策成果指標	①	%	91.00	90.24	90.20	90.20	今後算出予定	
	②							
	③							
(5)指標の推移に影響を与えるような外的要因はあるか。それは何か。								

4. 環境分析	(1)事業開始の背景・開始時の環境	昭和33年12月に現行の国民健康保険法が制定され、すべての市町村は、昭和36年4月1日までに国保事業を行うことが義務付けられ、すべての国民が何らかの医療保険制度の対象となる国民皆保険体制が確立された。	(2)過去5年間で事業を取り巻く環境はどのように変わったか ※新規は記入不要	平成20年4月から75歳以上は、後期高齢者医療制度より葬祭費が支給されるようになった。
	(3)今後事業を取り巻く環境はどのように変わることが予想されるか	しばらくは、年間200人前後の支給で推移すると予想される。	(4)事業について市民や議会の意見(市民意識調査、個別要望・意見)	特になし。

5. 評価・検討	(1)行政関与の妥当性	3: 高い	(理由)なぜ、市が関与する必要があるのか? 国民健康保険法第58条により、保険者である市が主体となって進めていく必要がある。
	(2)目的妥当性	3: 高い	(理由)事業の目的は上位の施策にどのように結びついているか。 国保は、被保険者の疾病、負傷、出産または死亡に関して、必要な保険給付を行うことで、誰もが安心して医療を受けることができる医療制度の実現を目指している。
	(3)公平性	3: 高い	(理由)対象は偏っていないか? 必要となる対象を広げたり狭めたりできないか? 法定給付のため、偏りはない。
	(4)有効性	3: 高い	(理由)この事業を廃止した場合、施策達成に支障があるか。同じ目的を持つ他の事業はあるか? さらに成果指標を伸ばせないか? 国民健康保険法に基づき実施するものであり、事業の廃止はできない。
	(5)効率性	3: 高い	(理由)コストがかかりすぎているか? 事業費、所要時間を縮減する手段・方法はないか? 申請による支給のため、縮減する方法はない。
	(6)総合評価	6: 精査・検証	(今後の方向内容) 法に定められた事務であり、縮減は難しいが精査・検証していく。

6. 改革・改善内容	(1)前回の事務事業評価で掲げた改革・改善内容	国民健康保険法に基づき、給付の義務を負う。
	(2)(1)に基づく取り組み結果	国民健康保険法等に基づき、事務を遂行した。
	(3)平成25年度に取り組む改革・改善内容	国民健康保険法等に基づき、事務を進める。

※評価検討(1)~(5) 1: 低い、2: 普通、3: 高い、4: あてはまらない

※総合評価検討(6) 1: 終了、2: 廃止、3: 休止、4: 縮小、5: 改善、6: 精査・検証、7: 拡充

1 終了: 事業が完了したので、終了する

2 廃止: 事業を廃止する

3 休止: 再開を前提に休止する

4 縮小: 好ましくない状況なので、規模を縮小する

5 改善: 事業実施方法等について、改善した上、継続する

6 精査・検証: 業務手法等について精査・検証の上、継続する

7 拡充: 重点的に資源を配分し、規模を拡大する

鎌ヶ谷市事務事業評価表(事後)

事務事業No.22-24

記入日 平成25年 5月20日

点検日 平成25年 5月20日

事務事業(予算)名	後期高齢者支援金に要する経費		作成課・係	保険年金課国保給付係				
政策名	1.1 誰もが健康に暮らせる生涯福祉社会をつくります		施策	1.1.5 安心して暮らせる社会	基本事業	1.1.5.1 保険制度の適正な運営		
関連計画・根拠法令等	①高齢者の医療の確保に関する法 ②		③	④				
事業区分	継続	前回総合評価	6.精査検証	実施計画掲載	無	行革推進対象	無	事業実施主体
関連類似事業名			予算(款)	3	予算(項)	1	予算(目)	1
				3		1	0101	

1. 事業の目的	(1)事業の対象(誰を、何を対象としているか。範囲は。※補助事業等の場合は負担金・補助金の支払先も記入)	対象指標	指標名称(対象の大きさを表す)	データ出典
	社会保険診療報酬支払基金	①団体数		業務から把握
		②		
		③		
(2)事業の概要(手段、具体的な事務事業のやり方、手順、詳細を記入)	活動指標	指標名称(手段や活動内容を示す)	データ出典	
平成20年4月から後期高齢者医療制度が始まり、この制度の財政負担は被保険者が1割、公費が5割、残り4割は各医療保険者(被用者保険・国民健康保険)の若年者の保険料が被保険者の数に応じて負担することとなった。	①支援金額		業務から把握	
	②			
	③			
(3)事業の意図(対象をどのようにしたいのか。どう変えたいのか。※どんなサービスニーズに応えるかでも可)	(基本事業成果指標等)	指標名称(意図の達成度を示す)	データ出典	
高齢者の医療の確保に関する法律第118条第1項の規定に基づき支援金を納付することが義務付けられている。	①支援金額		集計による取得	
	②			
	③			
(4)結果(どんな結果に結びつけるのか。※基本計画の施策の「めざす姿」との関わり)	施策成果指標	指標名称(結果の達成度を示す)	データ出典	
保険者として支援金を滞滞なく負担することで、各事業・制度の健全な運営を図る。	①国民健康保険料収納率(現年)		集計による取得	
	②			
	③			

2. コスト・実績の推移	年度	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	目標年度(年度) 今後の計画総額
			決算	決算	決算	決算見込み額	予算額	
(1)総事業費 自動計算		千円	1,401,887	1,339,068	1,507,116	1,664,571	1,771,529	0
①国庫支出金		千円	535,193	508,876	594,964	627,275	597,829	
②県支出金		千円	78,838	105,072	109,619	109,246	136,987	
③市債・その他財源		千円	115,032	97,937	107,980	126,503	288,061	
④一般財源		千円	672,824	627,183	694,553	801,547	748,652	
(2)総所要時間(0.5単位) ①+②+③ 自動計算		時間/年	50	50	50	50	0	0
①正職員(時間内)		時間/年	50	50	50	50		
②正職員(時間外)		時間/年						
③非常勤職員		時間/年						

3. 指標の推移等	指標		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	目標年度(平成27年度) 将来目標値
	(1)対象指標	①	団体	1	1	1	1	1
②								
③								
(2)活動指標	①	円	1,268,575,327	1,401,886,777	1,339,067,269	1,507,115,783	1,664,570,147	
	②							
	③							
(3)成果指標 ※基本事業成果 指標等	①	円	1,268,575,327	1,401,886,777	1,339,067,269	1,507,115,783	1,664,570,147	
	②							
	③							
(4)施策成果指標	①	%	91.00	90.24	90.20	90.20	今後算出	
	②							
	③							
(5)指標の推移に影響を与えるような外的な要因はあるか。それは何か。								

4. 環境分析	(1)事業開始の背景・開始時の環境	高齢化社会が進み、医療費が膨張すれば増加した医療費は国(各都道府県・各市区町村)、または現役世代が負担することになるか、高齢者に対する医療、介護サービスの質を落とさなければならないため、高齢者に対する医療、介護サービスの質を維持、向上させるためには医療制度を改革、根本的に見直さなければならない必要があった。	(2)過去5年間で事業を取り巻く環境はどのように変わったか ※新規は記入不要	平成20年度から75歳以上は後期高齢医療保険に自動的に加入することとなった。
	(3)今後事業を取り巻く環境はどのように変わることが予想されるか	高齢化が進むことにより、支援金の需要が伸びることが予想される。	(4)事業について市民や議会の意見(市民意識調査、個別要望・意見)	特になし。

5. 評価・検討	(1)行政関与の妥当性	3: 高い	(理由)なぜ、市が関与する必要があるのか？ 社会保険診療報酬支払基金は、各保険者に支援金を納付することを義務付けている。
	(2)目的妥当性	3: 高い	(理由)事業の目的は上位の施策にどのように結びついているか。 支払基金の事業が滞りなく行われ後期高齢者支援金事業が円滑に実施される。
	(3)公平性	3: 高い	(理由)対象は偏っていないか？ 必要となる対象を広げたり狭めたりできないか？ 後期高齢者医療全般を対象としているため、公平性は高い。
	(4)有効性	3: 高い	(理由)この事業を廃止した場合支障があるか。同じ目的を持つ他の事業はあるか？ さらに成果指標を伸ばせないか？ 高齢者の医療を確保に関する法律に基づき実施するものであり、事業の廃止できない。
	(5)効率性	3: 高い	(理由)コストがかかりすぎではないか？ 事業費、所要時間を削減する手段・方法はないか？ 按分されており妥当である。
	(6)総合評価	6: 精査・検証	(今後の方向内容) 高齢者の医療の確保に関する法律に定められたとおり事務を進める。

6. 改革・改善内容	(1)前回の事務事業評価で掲げた改革・改善内容	高齢者の医療の確保に関する法律のとおり拠出金を支払う。
	(2)(1)に基づく取り組み結果	高齢者の医療の確保に関する法律のとおり拠出金を支払った。
	(3)平成25年度に取り組み改革・改善内容	高齢者の医療の確保に関する法律のとおり拠出金を支払う。

※評価検討(1)~(5) 1: 低い、2: 普通、3: 高い、4: あてはまらない

※総合評価検討(6) 1: 終了、2: 廃止、3: 休止、4: 縮小、5: 改善、6: 精査・検証、7: 拡充

1 終了: 事業が完了したので、終了する

2 廃止: 事業を廃止する

3 休止: 再開を前提に休止する

4 縮小: 好ましくない状況なので、規模を縮小する

5 改善: 事業実施方法等について、改善した上、継続する

6 精査・検証: 業務手法等について精査・検証の上、継続する

7 拡充: 重点的に資源を配分し、規模を拡大する

鎌ヶ谷市事務事業評価表(事後)

事務事業No.22-25

記入日 平成25年 5月20日

点検日 平成25年 5月20日

事務事業(予算)名	後期高齢者関係事務費拠出金に要する経費		作成課・係	保険年金課国保給付係				
政策名	1.1 誰もが健康に暮らせる生涯福祉社会をつくります	施策	1.1.5 安心して暮らせる社会	基本事業	1.1.5.1	保険制度の適正な運営		
関連計画・根拠法令等	①高齢者の医療の確保に関する法 ②		③	④				
事業区分	継続	前回総合評価	6.精査検証	実施計画掲載	無	行革推進対象	無	事業実施主体
関連類似事業名		予算(款)	3	予算(項)	1	予算(目)	2	予算コード
							0101	
								平成20年度
								事業終了予定年度
								平成33年度以降

1. 事業の目的	(1)事業の対象(誰を、何を対象としているか。範囲は。※補助事業等の場合は負担金・補助金の支払先も記入)	対象指標	指標名称(対象の大きさを表す)	データ出典
	社会保険診療報酬支払基金	①団体数		業務から把握
		②		
		③		
(2)事業の概要(手段、具体的な事務事業のやり方、手順、詳細を記入)	活動指標	指標名称(手段や活動内容を示す)	データ出典	
保険者から後期高齢者支援金等を徴収し、後期高齢者医療広域連合に対し後期高齢者交付金を交付する業務及びこれに附帯する業務に要する費用に充てるため、年度ごとに、保険者から、後期高齢者関係事務費拠出金を徴収する。	①拠出金額		業務から把握	
	②			
	③			
(3)事業の意図(対象をどのようにしたいのか。どう変えたいのか。※どんなサービスニーズに応えるかでも可)	成果指標(基本事業成果指標等)	指標名称(意図の達成度を示す)	データ出典	
高齢者の医療の確保に関する法律第118条第1項の規定に基づき拠出金を納付することが義務付けられている。	①拠出金額		業務から把握	
	②			
	③			
(4)結果(どんな結果に結びつけるのか。※基本計画の施策の「めざす姿」との関わり)	施策成果指標	指標名称(結果の達成度を示す)	データ出典	
保険者として拠出金を滞滞なく負担することで、各事業・制度の健全な運営を図る。	①国民健康保険料収納率(現年)		集計による取得	
	②			
	③			

2. コスト・実績の推移	年度	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	目標年度(年度) 今後の計画総額
			決算	決算	決算	決算見込み額	予算額	
(1)総事業費 自動計算		千円	191	169	144	122	136	0
①国庫支出金		千円						
②県支出金		千円						
③市債・その他財源		千円						
④一般財源		千円	191	169	144	122	136	
(2)総所要時間(0.5単位) ①+②+③ 自動計算		時間/年	50	50	50	50	0	0
①正職員(時間内)		時間/年	50	50	50	50		
②正職員(時間外)		時間/年						
③非常勤職員		時間/年						

3. 指標の推移等	指標		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	目標年度(平成27年度) 将来目標値
	(1)対象指標	①	団体	1	1	1	1	1
②								
③								
(2)活動指標	①	円	199,037	190,764	168,261	143,558	121,929	
	②							
	③							
(3)成果指標 ※基本事業成果 指標等	①	円	199,037	190,764	168,261	143,558	121,929	
	②							
	③							
(4)施策成果指標	①	%	91.00	90.24	90.20	90.20	今後算出	
	②							
	③							
(5)指標の推移に影響を与えるような外的な要因はあるか。それは何か。								

4. 環境分析	(1)事業開始の背景・開始時の環境	高齢化社会が進み、医療費が膨張すれば増加した医療費は国(各都道府県・各市区町村)、または現役世代が負担することになるか、高齢者に対する医療、介護サービスの質を落とさなければならないため、高齢者に対する医療、介護サービスの質を維持、向上させるためには医療制度を改革、根本的に見直さなければならない必要があった。	(2)過去5年間で事業を取り巻く環境はどのように変わったか ※新規は記入不要	平成20年度から75歳以上は後期高齢医療保険に自動的に加入することとなった。
	(3)今後事業を取り巻く環境はどのように変わることが予想されるか	高齢化が進むことにより拠出金は需要が伸びることが予想される。	(4)事業について市民や議会の意見(市民意識調査、個別要望・意見)	特になし。

5. 評価・検討	(1)行政関与の妥当性	3: 高い	(理由)なぜ、市が関与する必要があるのか？ 社会保険診療報酬支払基金は、各保険者に拠出金を納付することを義務付けている。
	(2)目的妥当性	3: 高い	(理由)事業の目的は上位の施策にどのように結びついているか。 支払基金の事業が滞りなく行われ後期高齢者支援金事業が円滑に実施される。
	(3)公平性	3: 高い	(理由)対象は偏っていないか？ 必要となる対象を広げたり狭めたりできないか？ 後期高齢者医療全般を対象としているため、公平性は高い。
	(4)有効性	3: 高い	(理由)この事業を廃止した場合支障があるか。同じ目的を持つ他の事業はあるか？ さらに成果指標を伸ばせないか？ 高齢者の医療の確保に関する法律に基づき実施するものであり、事業の廃止できない。
	(5)効率性	3: 高い	(理由)コストがかかりすぎではないか？ 事業費、所要時間を縮減する手段・方法はないか？ 按分されており妥当である。
	(6)総合評価	6: 精査・検証	(今後の方向内容) 高齢者の医療の確保に関する法律に定められたとおり事務を進める。

6. 改革・改善内容	(1)前回の事務事業評価で掲げた改革・改善内容	高齢者の医療の確保に関する法律のとおり拠出金を支払う。
	(2)(1)に基づく取り組み結果	高齢者の医療の確保に関する法律のとおり拠出金を支払った。
	(3)平成25年度に取り組み改革・改善内容	高齢者の医療の確保に関する法律のとおり拠出金を支払う。

※評価検討(1)~(5) 1: 低い、2: 普通、3: 高い、4: あてはまらない

※総合評価検討(6) 1: 終了、2: 廃止、3: 休止、4: 縮小、5: 改善、6: 精査・検証、7: 拡充

1 終了: 事業が完了したので、終了する

2 廃止: 事業を廃止する

3 休止: 再開を前提に休止する

4 縮小: 好ましくない状況なので、規模を縮小する

5 改善: 事業実施方法等について、改善した上、継続する

6 精査・検証: 業務手法等について精査・検証の上、継続

7 拡充: 重点的に資源を配分し、規模を拡大する

鎌ヶ谷市事務事業評価表(事後)

事務事業No.22-26

記入日 平成25年 5月20日

点検日 平成25年 5月20日

事務事業(予算)名	前期高齢者納付金に要する経費		作成課・係	保険年金課国保給付係				
政策名	1.1 誰もが健康に暮らせる生涯福祉社会をつくります	施策	1.1.5 安心して暮らせる社会	基本事業	1.1.5.1	保険制度の適正な運営		
関連計画・根拠法令等	①高齢者の医療の確保に関する法 ②		③	④				
事業区分	継続	前回総合評価	6.精査検証	実施計画掲載	無	行革推進対象	無	事業実施主体
関連類似事業名		予算(款)	4	予算(項)	1	予算(目)	1	予算コード
						0101		

1. 事業の目的	(1)事業の対象(誰を、何を対象としているか。範囲は。※補助事業等の場合は負担金・補助金の支払先も記入)	対象指標	指標名称(対象の大きさを表す)	データ出典
	社会保険診療報酬支払基金	①団体数		業務から把握
		②		
		③		
(2)事業の概要(手段、具体的な事務事業のやり方、手順、詳細を記入)	活動指標	指標名称(手段や活動内容を示す)	データ出典	
前期高齢者医療制度とは、65歳～74歳の方を対象とした、医療保険(国保・被用者保険)の加入者に係る給付費及び後期高齢者支援金について保険者間の前期高齢者の偏在による負担の不均衡を調整するための制度。 国保・被用者保険の各保険者が、その加入者数に応じて負担する費用負担の調整を行う。	①納付金額		業務から把握	
	②			
	③			
(3)事業の意図(対象をどのようにしたいのか。どう変えたいのか。※どんなサービスニーズに応えるかでも可)	成果指標 (基本事業成果指標等)	指標名称(意図の達成度を示す)	データ出典	
高齢者の医療の確保に関する法律第36条第2項の規定に基づき納付金を納付することが義務付けられている。	①納付金額		業務から把握	
	②			
	③			
(4)結果(どんな結果に結びつけるのか。※基本計画の施策の「めざす姿」との関わり)	施策成果指標	指標名称(結果の達成度を示す)	データ出典	
保険者として納付金を滞滞なく負担することで、各事業・制度の健全な運営を図る。	①国民健康保険料収納率(現年)		集計による取得	
	②			
	③			

2. コスト・実績の推移	年度	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	目標年度(年度) 今後の計画総額
			決算	決算	決算	決算見込み額	予算額	
(1)総事業費	自動計算	千円	3,816	2,147	4,315	1,678	2,169	0
①国庫支出金		千円						
②県支出金		千円						
③市債・その他財源		千円						
④一般財源		千円	3,816	2,147	4,315	1,678	2,169	
(2)総所要時間	0.5単位	時間/年	50	50	50	50	0	0
①+②+③	自動計算							
①正職員(時間内)		時間/年	50	50	50	50		
②正職員(時間外)		時間/年						
③非常勤職員		時間/年						

3. 指標の推移等	指標		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	目標年度(平成27年度) 将来目標値
	(1)対象指標	①	団体	1	1	1	1	1
②								
③								
(2)活動指標	①	円	1,525,958	3,815,294	2,146,211	4,314,759	1,677,757	
	②							
	③							
(3)成果指標 ※基本事業成果 指標等	①	円	1,525,958	3,815,294	2,146,211	4,314,759	1,677,757	
	②							
	③							
(4)施策成果指標	①	%	91.00	90.24	90.20	90.20	今後算出	
	②							
	③							
(5)指標の推移に影響を与えるような外的な要因はあるか。それは何か。								

4. 環境分析	(1)事業開始の背景・開始時の環境	高齢化社会が進み、医療費が増加すれば増加した医療費は国(各都道府県・各市区町村)、または現役世代が負担することになるか、高齢者に対する医療、介護サービスの質を落とさなければならないため、高齢者に対する医療、介護サービスの質を維持、向上させるためには医療制度を改革、根本的に見直さなければならない必要があった。	(2)過去5年間で事業を取り巻く環境はどのように変わったか ※新規は記入不要	平成20年度から75歳以上は後期高齢医療保険に自動的に加入することとなった。それに伴い、70歳から74歳までが前期高齢者となり、所得に応じて1割か3割の負担を負うこととなった。
	(3)今後事業を取り巻く環境はどのように変わることが予想されるか	高齢化が進むことにより、納付金の需要が伸びることが予想される。	(4)事業について市民や議会の意見(市民意識調査、個別要望・意見)	特になし。

5. 評価・検討	(1)行政関与の妥当性	3: 高い	(理由)なぜ、市が関与する必要があるのか？ 社会保険診療報酬支払基金は、各保険者に納付金を納付することを義務付けている。
	(2)目的妥当性	3: 高い	(理由)事業の目的は上位の施策にどのように結びついているか。 支払基金の事業が滞りなく行われ前期高齢者納付金事業が円滑に実施される。
	(3)公平性	3: 高い	(理由)対象は偏っていないか？ 必要となる対象を広げたり狭めたりできないか？ 前期高齢者医療全般を対象としているため、公平性は高い
	(4)有効性	3: 高い	(理由)この事業を廃止した場合支障があるか。同じ目的を持つ他の事業はあるか？ さらに成果指標を伸ばせないか？ 高齢者の医療の確保に関する法律に基づき実施するものであり、事業の廃止できない。
	(5)効率性	3: 高い	(理由)コストがかかりすぎではないか？ 事業費、所要時間を縮減する手段・方法はないか？ 按分されており妥当である。
	(6)総合評価	6: 精査・検証	(今後の方向内容) 高齢者の医療の確保に関する法律に定められたとおり事務を進める。

6. 改革・改善内容	(1)前回の事務事業評価で掲げた改革・改善内容	高齢者の医療の確保に関する法律のとおり納付金を支払う。
	(2)(1)に基づく取り組み結果	高齢者の医療の確保に関する法律のとおり納付金を支払った。
	(3)平成25年度に取り組み改革・改善内容	高齢者の医療の確保に関する法律のとおり納付金を支払う。

※評価検討(1)~(5) 1: 低い、2: 普通、3: 高い、4: あてはまらない

※総合評価検討(6) 1: 終了、2: 廃止、3: 休止、4: 縮小、5: 改善、6: 精査・検証、7: 拡充

1 終了: 事業が完了したので、終了する

2 廃止: 事業を廃止する

3 休止: 再開を前提に休止する

4 縮小: 好ましくない状況なので、規模を縮小する

5 改善: 事業実施方法等について、改善した上、継続する

6 精査・検証: 業務手法等について精査・検証の上、継続

7 拡充: 重点的に資源を配分し、規模を拡大する

鎌ヶ谷市事務事業評価表(事後)

事務事業No.22-27

記入日 平成25年 5月20日

点検日 平成25年 5月20日

事務事業(予算)名	前期高齢者関係事務費拠出金に要する経費		作成課・係	保険年金課国保給付係				
政策名	1.1 誰もが健康に暮らせる生涯福祉社会をつくります		施策	1.1.5 安心して暮らせる社会	基本事業	1.1.5.1 保険制度の適正な運営		
関連計画・根拠法令等	①高齢者の医療の確保に関する法 ②		③	④				
事業区分	継続	前回総合評価	6.精査検証	実施計画掲載	無	行革推進対象	無	事業実施主体
関連類似事業名			予算(款)	4	予算(項)	1	予算(目)	2
						0101		

1. 事業の目的	(1)事業の対象(誰を、何を対象としているか。範囲は。※補助事業等の場合は負担金・補助金の支払先も記入)	対象指標	指標名称(対象の大きさを表す)	データ出典
	社会保険診療報酬支払基金	①団体数	業務から把握	
		②		
		③		
(2)事業の概要(手段、具体的な事務事業のやり方、手順、詳細を記入)	活動指標	指標名称(手段や活動内容を示す)	データ出典	
保険者から前期高齢者納付金等を徴収し、保険者に対し前期高齢者交付金を交付する業務及びこれに附帯する業務に要する費用に充てるため、年度ごとに、保険者から、前期高齢者関係事務費拠出金を徴収する。	①拠出金額	業務から把握		
	②			
	③			
(3)事業の意図(対象をどのようにしたいのか。どう変えたいのか。※どんなサービスニーズに応えるかでも可)	(基本事業成果指標等)	指標名称(意図の達成度を示す)	データ出典	
高齢者の医療の確保に関する法律第36条第2項の規定に基づき拠出金を納付することが義務付けられている。	①拠出金額	業務から把握		
	②			
	③			
(4)結果(どんな結果に結びつけるのか。※基本計画の施策の「めざす姿」との関わり)	施策成果指標	指標名称(結果の達成度を示す)	データ出典	
保険者として拠出金を滞滞なく負担することで、各事業・制度の健全な運営を図る。	①国民健康保険料収納率(現年)	集計による取得		
	②			
	③			

2. コスト・実績の推移	年度	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	目標年度(年度)
			決算	決算	決算	決算見込み額	予算額	今後の計画総額
(1)総事業費 自動計算		千円	172	166	141	119	120	0
①国庫支出金		千円						
②県支出金		千円						
③市債・その他財源		千円						
④一般財源		千円	172	166	141	119	120	
(2)総所要時間(0.5単位) ①+②+③ 自動計算		時間/年	50	50	50	50	0	0
①正職員(時間内)		時間/年	50	50	50	50		
②正職員(時間外)		時間/年						
③非常勤職員		時間/年						

3. 指標の推移等	指標		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	目標年度(平成27年度) 将来目標値
	(1)対象指標	①	団体	1	1	1	1	1
②								
③								
(2)活動指標	①	円	182,451	171,364	165,025	140,296	118,634	
	②							
	③							
(3)成果指標 ※基本事業成果指標等	①	円	182,451	171,364	165,025	140,296	118,634	
	②							
	③							
(4)施策成果指標	①	%	91.00	90.24	90.20	90.20	今後算出	
	②							
	③							
(5)指標の推移に影響を与えるような外的な要因はあるか。それは何か。								

4. 環境分析	(1)事業開始の背景・開始時の環境	高齢化社会が進み、医療費が膨張すれば増加した医療費は国(各都道府県・各市区町村)、または現役世代が負担することになるか、高齢者に対する医療、介護サービスの質を落とさなければならないため、高齢者に対する医療、介護サービスの質を維持、向上させるためには医療制度を改革、根本的に見直さなければならない必要があった。	(2)過去5年間で事業を取り巻く環境はどのように変わったか ※新規は記入不要	平成20年度から75歳以上は後期高齢医療保険に自動的に加入することとなった。それに伴い、70歳から74歳までが前期高齢者となり、所得に応じて1割か3割の負担を負うこととなった。
	(3)今後事業を取り巻く環境はどのように変わることが予想されるか	高齢化が進むことにより拠出金は需要が伸びることが予想される。	(4)事業について市民や議会の意見(市民意識調査、個別要望・意見)	特になし。

5. 評価・検討	(1)行政関与の妥当性	3: 高い	(理由)なぜ、市が関与する必要があるのか？ 社会保険診療報酬支払基金は、各保険者に拠出金を納付することを義務付けている。
	(2)目的妥当性	3: 高い	(理由)事業の目的は上位の施策にどのように結びついているか。支払基金の事業が滞りなく行われ前期高齢者支援金事業が円滑に実施される。
	(3)公平性	3: 高い	(理由)対象は偏っていないか？ 必要となる対象を広げたり狭めたりできないか？ 前期高齢者医療全般を対象としているため、公平性は高い。
	(4)有効性	3: 高い	(理由)この事業を廃止した場合支障があるか。同じ目的を持つ他の事業はあるか？ さらに成果指標を伸ばせないか？ 高齢者の医療の確保に関する法律に基づき実施するものであり、事業の廃止はできない。
	(5)効率性	3: 高い	(理由)コストがかかりすぎではないか？ 事業費、所要時間を縮減する手段・方法はないか？ 按分されており妥当である。
	(6)総合評価	6: 精査・検証	(今後の方向内容) 高齢者の医療の確保に関する法律に定められたとおり事務を進める。

6. 改革・改善内容	(1)前回の事務事業評価で掲げた改革・改善内容	高齢者の医療の確保に関する法律のとおり拠出金を支払う。
	(2)(1)に基づく取り組み結果	高齢者の医療の確保に関する法律のとおり拠出金を支払った。
	(3)平成25年度に取り組む改革・改善内容	高齢者の医療の確保に関する法律のとおり拠出金を支払う。

※評価検討(1)~(5) 1: 低い、2: 普通、3: 高い、4: あてはまらない

※総合評価検討(6) 1: 終了、2: 廃止、3: 休止、4: 縮小、5: 改善、6: 精査・検証、7: 拡充

1 終了: 事業が完了したので、終了する

2 廃止: 事業を廃止する

3 休止: 再開を前提に休止する

4 縮小: 好ましくない状況なので、規模を縮小する

5 改善: 事業実施方法等について、改善した上、継続する

6 精査・検証: 業務手法等について精査・検証の上、継続

7 拡充: 重点的に資源を配分し、規模を拡大する

鎌ヶ谷市事務事業評価表(事後)

事務事業No.22-28

記入日 平成25年 5月20日

点検日 平成25年 5月20日

事務事業(予算)名	老人保健医療費拠出金に要する経費		作成課・係	保険年金課国保給付係			
政策名	1.1 誰もが健康に暮らせる生涯福祉社会をつくります		施策	1.1.5 安心して暮らせる社会	基本事業	1.1.5.1 保険制度の適正な運営	
関連計画・根拠法令等	①老人保健法 ②		③	④			
事業区分	継続	前回総合評価	1:終了	実施計画掲載	無	行革推進対象	無
事業実施主体	3.市			業開始年度	事業終了予定年度		
関連類似事業名	予算(款)	予算(項)	予算(目)	予算コード	0101		

1. 事業の目的	(1)事業の対象(誰を、何を対象としているか。範囲は。※補助事業等の場合は負担金・補助金の支払先も記入)	社会保険診療報酬支払基金	対象指標	指標名称(対象の大きさを表す)	データ出典
				①団体数	業務から把握
				②	
				③	
	(2)事業の概要(手段、具体的な事務事業のやり方、手順、詳細を記入)	老人保健医療事業に要する費用に充てる為、各保険者が負担することとなっている。	活動指標	指標名称(手段や活動内容を示す)	データ出典
				①対象事業数	業務から把握
				②実施団体数	業務から把握
				③	
	(3)事業の意図(対象をどのようにしたいのか。どう変えたいのか。※どんなサービスニーズに応えるかでも可)	老人保健法第53条第2項の規定に定めるところにより負担することが義務付けられている。	基本事業成果指標等	指標名称(意図の達成度を示す)	データ出典
				①老人保健医療費拠出金	業務から把握
				②	
				③	
	(4)結果(どんな結果に結びつけるのか。※基本計画の施策の「めざす姿」との関わり)	保険者として拠出金を滞滞なく負担することで、各事業・制度の健全な運営を図る。	施策成果指標	指標名称(結果の達成度を示す)	データ出典
				①国民健康保険料収納率(現年)	集計による取得
				②	
				③	

2. コスト・実績の推移	年度	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	目標年度(年度) 今後の計画総額
			決算	決算	決算	決算見込み額	予算額	
(1)総事業費 自動計算		千円	16,157	26,320	0	0	365	0
	①国庫支出金	千円	7062	6896			116	
	②県支出金	千円					33	
	③市債・その他財源	千円	572	6737				
	④一般財源	千円	8523	12687			216	
(2)総所要時間(0.5単位) ①+②+③ 自動計算		時間/年	80	80	80	80	0	0
	①正職員(時間内)	時間/年	80	80	80	80		
	②正職員(時間外)	時間/年						
	③非常勤職員	時間/年						

3. 指標の推移等	指標		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	目標年度(平成27年度) 将来目標値
	(1)対象指標	①	団体	1	1	1	1	1
②								
③								
(2)活動指標	①	事業	1	1	1	1	1	
	②	団体	1	1	1	1	1	
	③							
(3)成果指標 ※基本事業成果 指標等	①	円	241,599,697	16,156,571	26,319,700		0	0
	②							
	③							
(4)施策成果指標	①	%	91.00	90.24	90.20	90.20	今後算出	
	②							
	③							
(5)指標の推移に影響を与えるような外的な要因はあるか。それは何か。								

4. 環境分析	(1)事業開始の背景・開始時の環境	老人保健制度は高齢化社会の進行に伴い年々老人医療費が増え続ける中で、その負担面において各医療保険制度間に著しい不均衡があったという反省から、公平に負担する制度として、老人保健法に基づき昭和58年2月から実施された。	(2)過去5年間で事業を取り巻く環境はどのように変わったか ※新規は記入不要	平成20年4月1日より新たに後期高齢者医療制度が創設された。
	(3)今後事業を取り巻く環境はどのように変わることが予想されるか	新たに後期高齢者医療制度が創設されたため、老人保健医療費拠出金は、平成20年3月以前の医療費の精算を残すのみとなっている。	(4)事業について市民や議会の意見(市民意識調査、個別要望・意見)	特になし。

5. 評価・検討	(1)行政関与の妥当性	3: 高い	(理由)なぜ、市が関与する必要があるのか？ 社会保障制度では、各保険者に老人保健医療保健制度への拠出を行うことを義務付けている。
	(2)目的妥当性	3: 高い	(理由)事業の目的は上位の施策にどのように結びついているか。 老人保健医療対象者が必要な医療を受け、健康を保ち安心して生活できる環境を確保する。
	(3)公平性	3: 高い	(理由)対象は偏っていないか？ 必要となる対象を広げたり狭めたりできないか？ 老人保健医療対象者が医療給付の対象としており、公平性は高い。
	(4)有効性	3: 高い	(理由)この事業を廃止した場合支障があるか。同じ目的を持つ他の事業はあるか？ さらに成果指標を伸ばせないか？ 老人保健法に基づき実施するものであり、事業の廃止はできない。
	(5)効率性	3: 高い	(理由)コストがかかりすぎていないか？ 事業費、所要時間を縮減する手段・方法はないか？ 拠出金は保険者の老人医療費に加入調整率を乗じて算定しており、老人加入率の高い保険者も低い保険者も平等に拠出金を負担する仕組みになっている。
	(6)総合評価	1: 終了	(今後の方向内容) 後期高齢者医療制度の創設により老人保健医療費拠出金は精算金を拠出し終了する。

6. 改革・改善内容	(1)前回の事務事業評価で掲げた改革・改善内容	老人保健法に基づき拠出金を支払う。
	(2)(1)に基づく取り組み結果	老人保健法に基づき拠出金を支払った。
	(3)平成25年度に取り組み改革・改善内容	老人保健法に基づき拠出金を支払う。

※評価検討(1)~(5) 1: 低い、2: 普通、3: 高い、4: あてはまらない

※総合評価検討(6) 1: 終了、2: 廃止、3: 休止、4: 縮小、5: 改善、6: 精査・検証、7: 拡充

1 終了: 事業が完了したので、終了する

2 廃止: 事業を廃止する

3 休止: 再開を前提に休止する

4 縮小: 好ましくない状況なので、規模を縮小する

5 改善: 事業実施方法等について、改善した上、継続する

6 精査・検証: 業務手法等について精査・検証の上、継続する

7 拡充: 重点的に資源を配分し、規模を拡大する

鎌ヶ谷市事務事業評価表(事後)

事務事業No.22-29

記入日 平成25年 5月20日

点検日 平成25年 5月20日

事務事業(予算)名	老人保健事務費拠出金に要する経費		作成課・係	保険年金課国保給付係				
政策名	1.1 誰もが健康に暮らせる生涯福祉社会をつくれます		施策	1.1.5 安心して暮らせる社会	基本事業	1.1.5.1 保険制度の適正な運営		
関連計画・根拠法令等	①老人保健法 ②		③	④				
事業区分	継続	前回総合評価	1:終了	実施計画掲載	無	行革推進対象	無	事業実施主体
関連類似事業名			予算(款)		予算(項)		予算(目)	
						2	予算コード	0101

1. 事業の目的	(1)事業の対象(誰を、何を対象としているか。範囲は。※補助事業等の場合は負担金・補助金の支払先も記入)	社会保険診療報酬支払基金	対象指標	指標名称(対象の大きさを表す)	データ出典
				①団体数	業務から把握
				②	
				③	
	(2)事業の概要(手段、具体的な事務事業のやり方、手順、詳細を記入)	老人医療の審査、支払等に係る事務費で、各保険者が負担することとなっている。	活動指標	指標名称(手段や活動内容を示す)	データ出典
				①対象事業数	業務から把握
				②実施団体数	業務から把握
				③	
	(3)事業の意図(対象をどのようにしたいのか。どう変えたいのか。※どんなサービスニーズに応えるかでも可)	老人保健法第53条第2項の規定に定めるところにより負担することが義務付けられている。	基本事業成果指標等	指標名称(意図の達成度を示す)	データ出典
				①老人保健事務費拠出金	業務から把握
				②	
				③	
	(4)結果(どんな結果に結びつけるのか。※基本計画の施策の「めざす姿」との関わり)	保険者として拠出金を滞滞なく負担することで、各事業・制度の健全な運営を図る。	施策成果指標	指標名称(結果の達成度を示す)	データ出典
				①国民健康保険料収納率(現年)	集計による取得
				②	
				③	

2. コスト・実績の推移	年度	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	目標年度(年度) 今後の計画総額	
			決算	決算	決算	決算見込み額	予算額		
コスト・指標	(1)総事業費	自動計算	千円	96	82	78	67	67	0
	①国庫支出金		千円						
	②県支出金		千円						
	③市債・その他財源		千円						
	④一般財源		千円	96	82	78	67	67	
	(2)総所要時間(0.5単位)	自動計算	時間/年	80	80	80	80	0	0
	①正職員(時間内)		時間/年	80	80	80	80		
	②正職員(時間外)		時間/年						
	③非常勤職員		時間/年						

3. 指標の推移等	指標		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	目標年度(平成27年度) 将来目標値
	(1)対象指標	①	団体	1	1	1	1	1
②								
③								
(2)活動指標	①	事業	1	1	1	1	1	
	②	団体	1	1	1	1	1	
	③							
(3)成果指標 ※基本事業成果 指標等	①	円	1,633,651	95,786	81,791	77,795	66,031	
	②							
	③							
(4)施策成果指標	①	%	91.00	90.24	90.20	90.20	今後算出	
	②							
	③							
(5)指標の推移に影響を与えるような外的な要因はあるか。それは何か。								

4. 環境分析	(1)事業開始の背景・開始時の環境	老人保健制度は高齢化社会の進行に伴い年々老人医療費が増え続ける中で、その負担面において各医療保険制度間に著しい不均衡があったという反省から、公平に負担する制度として、老人保健法に基づき昭和58年2月から実施された。	(2)過去5年間で事業を取り巻く環境はどのように変わったか ※新規は記入不要	平成20年4月1日より新たに後期高齢者医療制度が創設された。
	(3)今後事業を取り巻く環境はどのように変わることが予想されるか	新たに後期高齢者医療制度が創設されたため、老人保健医療費拠出金は、平成20年3月以前の医療費の精算を残すのみとなっている。	(4)事業について市民や議会の意見(市民意識調査、個別要望・意見)	特になし。

5. 評価・検討	(1)行政関与の妥当性	3: 高い	(理由)なぜ、市が関与する必要があるのか？ 社会保障制度では、各保険者に老人保健医療保健制度への拠出を行うことを義務付けている。
	(2)目的妥当性	3: 高い	(理由)事業の目的は上位の施策にどのように結びついているか。 老人保健医療対象者が必要な医療を受け、健康を保ち安心して生活できる環境を確保する。
	(3)公平性	3: 高い	(理由)対象は偏っていないか？ 必要となる対象を広げたり狭めたりできないか？ 老人保健医療対象者が医療給付の対象としており、公平性は高い。
	(4)有効性	3: 高い	(理由)この事業を廃止した場合支障があるか。同じ目的を持つ他の事業はあるか？ さらに成果指標を伸ばせないか？ 老人保健法に基づき実施するものであり、事業の廃止はできない。
	(5)効率性	3: 高い	(理由)コストがかかりすぎているか？ 事業費、所要時間を縮減する手段・方法はないか？ 拠出金は保険者の老人医療費に加入調整率を乗じて算定しており、老人加入率の高い保険者も低い保険者も平等に拠出金を負担する仕組みになっている。
	(6)総合評価	6: 精査・検証	(今後の方向内容) 後期高齢者医療制度の創設により老人保健事務費拠出金は精算金を拠出し終了する。

6. 改革・改善内容	(1)前回の事務事業評価で掲げた改革・改善内容	老人保健法に基づき拠出金を支払う。
	(2)(1)に基づく取り組み結果	老人保健法に基づき拠出金を支払った。
	(3)平成25年度に取り組み改革・改善内容	老人保健法に基づき拠出金を支払う。

※評価検討(1)~(5) 1: 低い、2: 普通、3: 高い、4: あてはまらない

※総合評価検討(6) 1: 終了、2: 廃止、3: 休止、4: 縮小、5: 改善、6: 精査・検証、7: 拡充

1 終了: 事業が完了したので、終了する

2 廃止: 事業を廃止する

3 休止: 再開を前提に休止する

4 縮小: 好ましくない状況なので、規模を縮小する

5 改善: 事業実施方法等について、改善した上、継続する

6 精査・検証: 業務手法等について精査・検証の上、継続

7 拡充: 重点的に資源を配分し、規模を拡大する

鎌ヶ谷市事務事業評価表(事後)

事務事業No.22-30

記入日 平成25年 5月20日

点検日 平成25年 5月20日

事務事業(予算)名	介護納付金に要する経費				作成課・係	保険年金課国保給付係			
政策名	1.1 誰もが健康に暮らせる生涯福祉社会をつくります				施策	1.1.5 安心して暮らせる社会	基本事業	1.1.5.1 保険制度の適正な運営	
関連計画・根拠法令等	①介護保険法		②		③		④		
事業区分	継続	前回総合評価	6.精査検証	実施計画掲載	無	行革推進対象	無	事業実施主体	3.市
関連類似事業名					予算(款)	0	予算(項)	1	予算(目)
							1	予算コード	0101
								平成15年度以前	事業終了予定年度
									平成33年度以降

1. 事業の目的	(1)事業の対象(誰を、何を対象としているか。範囲は。※補助事業等の場合は負担金・補助金の支払先も記入)	対象指標	指標名称(対象の大きさを表す)	データ出典
	社会保険診療報酬支払基金	①団体数		業務から把握
		②		
		③		
(2)事業の概要(手段、具体的な事務事業のやり方、手順、詳細を記入)	活動指標	指標名称(手段や活動内容を示す)	データ出典	
介護保険事業に要する費用に充てる為、各保険者が負担することとなっている。	①対象事業数		業務から把握	
	②実施団体数		業務から把握	
	③			
(3)事業の意図(対象をどのようにしたいのか。どう変えたいのか。※どんなサービスニーズに応えるかでも可)	成果指標(基本事業成果指標等)	指標名称(意図の達成度を示す)	データ出典	
介護保険法第150条第2項の規定に定めるところにより負担することが義務付けられている。	①介護納付金		業務から把握	
	②			
	③			
(4)結果(どんな結果に結びつけるのか。※基本計画の施策の「めざす姿」との関わり)	施策成果指標	指標名称(結果の達成度を示す)	データ出典	
保険者として納付金を遅滞なく負担することで、各事業・制度の健全な運営を図る。	①国民健康保険料収納率(現年)		集計による取得	
	②			
	③			

2. コスト・実績の推移	年度	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	目標年度(年度) 今後の計画総額
			決算	決算	決算	決算見込み額	予算額	
(1)総事業費 自動計算		千円	515,660	534,974	584,201	641,605	715,168	0
①国庫支出金		千円	220,066	221,229	239,317	249,316	267,431	
②県支出金		千円	36,117	52,803	20,416	53,534	64,365	
③市債・その他財源		千円	17,268	6,260	6,254	6,286	25,320	
④一般財源		千円	242,209	254,682	318,214	332,469	358,052	
(2)総所要時間(0.5単位) ①+②+③ 自動計算		時間/年	80	80	80	80	0	0
①正職員(時間内)		時間/年	80	80	80	80		
②正職員(時間外)		時間/年						
③非常勤職員		時間/年						

3. 指標の推移等	指標		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	目標年度(平成27年度) 将来目標値
	(1)対象指標	①	団体	1	1	1	1	1
②								
③								
(2)活動指標	①	事業	1	1	1	1	1	
	②	団体	1	1	1	1	1	
	③							
(3)成果指標 ※基本事業成果指標等	①	円	532,268,720	515,659,999	534,973,445	584,200,172	641,604,414	
	②							
	③							
(4)施策成果指標	①	率	91.00	90.24	90.20	90.20	今後算出	
	②							
	③							
(5)指標の推移に影響を与えるような外的な要因はあるか。それは何か。								

4. 環境分析	(1)事業開始の背景・開始時の環境	平成9年介護保険法施行	(2)過去5年間で事業を取り巻く環境はどのように変わったか ※新規は記入不要	高齢化や核家族化により、介護納付金は年々増加している。
	(3)今後事業を取り巻く環境はどのように変わることが予想されるか	高齢化が進み寝たきりや痴呆の高齢者が増える一方で、介護する人も高齢になり、また働きに出る女性も増えるなど家族だけで介護することは難しくなっていくと予想される。	(4)事業について市民や議会の意見(市民意識調査、個別要望・意見)	特になし。

5. 評価・検討	(1)行政関与の妥当性	3: 高い	(理由)なぜ、市が関与する必要があるのか？ 社会保障制度では、各保険者に介護保険制度への拠出を行うことを義務付けている。
	(2)目的妥当性	3: 高い	(理由)事業の目的は上位の施策にどのように結びついているか。 介護保険事業をおこない、健康を保ち安心して生活できる環境を確保する。
	(3)公平性	3: 高い	(理由)対象は偏っていないか？ 必要となる対象を広げたり狭めたりできないか？ 介護の必要な人を対象に介護事業を行う為、公平性は高い。
	(4)有効性	3: 高い	(理由)この事業を廃止した場合支障があるか。同じ目的を持つ他の事業はあるか？ さらに成果指標を伸ばせないか？ 介護保険法に基づき実施するものであり、事業の廃止はできない。
	(5)効率性	3: 高い	(理由)コストがかかりすぎているか？ 事業費、所要時間を縮減する手段・方法はないか？ 介護納付金は介護2号被保険者1人あたりの保険料(全国平均)人数を乗じて算定される為、縮減する方法はない。
	(6)総合評価	6: 精査・検証	(今後の方向内容) 介護保険法に定められたとおり、適切に事務を進める。

6. 改革・改善内容	(1)前回の事務事業評価で掲げた改革・改善内容	介護保険法に従い、納付を行う。
	(2)(1)に基づく取り組み結果	介護保険法に従い、納付を行った。
	(3)平成25年度に取り組む改革・改善内容	介護保険法に従い、納付を行う。

※評価検討(1)~(5) 1: 低い、2: 普通、3: 高い、4: あてはまらない

※総合評価検討(6) 1: 終了、2: 廃止、3: 休止、4: 縮小、5: 改善、6: 精査・検証、7: 拡充

1 終了: 事業が完了したので、終了する

2 廃止: 事業を廃止する

3 休止: 再開を前提に休止する

4 縮小: 好ましくない状況なので、規模を縮小する

5 改善: 事業実施方法等について、改善した上、継続する

6 精査・検証: 業務手法等について精査・検証の上、継続する

7 拡充: 重点的に資源を配分し、規模を拡大する

鎌ヶ谷市事務事業評価表(事後)

事務事業No.22-31

記入日 平成25年 5月20日

点検日 平成25年 5月20日

事務事業(予算)名	高額医療費共同事業医療費拠出金に要する経費				作成課・係	保険年金課国保給付係			
政策名	1.1 誰もが健康に暮らせる生涯福祉社会をつくります				施策	1.1.5 安心して暮らせる社会	基本事業	1.1.5.1 保険制度の適正な運営	
関連計画・根拠法令等	①国民健康保険法附則		②		③		④		
事業区分	継続	前回総合評価	6.精査検証	実施計画掲載	無	行革推進対象	無	事業実施主体	3.市
関連類似事業名					予算(款)		予算(項)		予算(目)
							1	0101	

1. 事業の目的	(1)事業の対象(誰を、何を対象としているか。範囲は。※補助事業等の場合は負担金・補助金の支払先も記入)	対象指標	指標名称(対象の大きさを表す)	データ出典
	千葉県国民健康保険団体連合会	①団体数		業務から把握
		②		
		③		
(2)事業の概要(手段、具体的な事務事業のやり方、手順、詳細を記入)	活動指標	指標名称(手段や活動内容を示す)	データ出典	
高額医療費共同事業とは、小規模保険者の運営基盤の安定化を図るため、市町村からの拠出金を財源に、高額医療費について、都道府県単位で費用負担を調整するものとして国保連合会において実施されている制度。	①対象事業数		業務から把握	
	②実施団体数		業務から把握	
	③			
(3)事業の意図(対象をどのようにしたいのか。どう変えたいのか。※どんなサービスニーズに応えるかでも可)	成果指標(基本事業成果指標等)	指標名称(意図の達成度を示す)	データ出典	
国民健康保険法附則第14条及び15条の規定に定めるところにより拠出金を納付することが義務付けられている。	①高額医療費共同事業医療費拠出金		業務から把握	
	②			
	③			
(4)結果(どんな結果に結びつけるのか。※基本計画の施策の「めざす姿」との関わり)	施策成果指標	指標名称(結果の達成度を示す)	データ出典	
保険者として拠出金を遅滞なく負担することで、各事業・制度の健全な運営を図る。	①国民健康保険料収納率(現年)		集計による取得	
	②			
	③			

2. コスト・実績の推移	年度	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	目標年度(年度) 今後の計画総額
			決算	決算	決算	決算見込み額	予算額	
(1)総事業費 自動計算		千円	208,752	224,216	245,876	265,629	284,939	0
	①国庫支出金	千円	52196	56053	61468	66407	71234	
	②県支出金	千円	52196	56053	61468	66407	71234	
	③市債・その他財源	千円	104360	112110	122940	132815	142471	
	④一般財源	千円						
(2)総所要時間(0.5単位) ①+②+③ 自動計算		時間/年	50	50	50	50	0	0
	①正職員(時間内)	時間/年	50	50	50	50		
	②正職員(時間外)	時間/年						
	③非常勤職員	時間/年						

3. 指標の推移等	指標		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	目標年度(平成27年度) 将来目標値
	(1)対象指標	①	団体	1	1	1	1	1
②								
③								
(2)活動指標	①	事業	1	1	1	1	1	
	②	団体	1	1	1	1	1	
	③							
(3)成果指標 ※基本事業成果 指標等	①	円	202,309,952	208,751,899	224,215,787	245,875,197	265,628,097	
	②							
	③							
(4)施策成果指標	①	%	91.00	90.24	90.20	90.20	今後算出	
	②							
	③							
(5)指標の推移に影響を与えるような外的な要因はあるか。それは何か。								

4. 環境分析	(1)事業開始の背景・開始時の環境	年々増加する高度な医療費の発生に対応する為、とくに小規模保険者の運営基盤を安定させる必要があった。	(2)過去5年間で事業を取り巻く環境はどのように変わったか ※新規は記入不要	市町村国保の財政基盤を強化する為平成15年度から平成17年度間での間の措置として、交付基準額を従来の80万円から70万円に引き下げることにより事業規模を拡充し、市町村の拠出金に対し、都道府県及び国において一定の支援措置を講ずることされた。平成18年からは対象額が80万円に引上げられるが、保険財政共同安定化事業が新たに創設された。
	(3)今後事業を取り巻く環境はどのように変わることが予想されるか	市町村国保の財政基盤の強化・安定化・広域化のため、対象医療費の引下げや拠出割合(現在は、被保険者割:医療費実績割=50:50)の見直しが平成27年度までに行われる予定である。 現在は、県及び市町村間でどのように見直しを実施していくか調整段階であり拠出金が増額となることが見込まれる。	(4)事業について市民や議会の意見(市民意識調査、個別要望・意見)	特になし。

5. 評価・検討	(1)行政関与の妥当性	3:高い	(理由)なぜ、市が関与する必要があるのか? 国民健康保険団体連合会は、各保険者に拠出金を納付することを義務付けている。
	(2)目的妥当性	3:高い	(理由)事業の目的は上位の施策にどのように結びついているか。 共同事業を行い、健康を保ち安心して生活できる環境を確保する。
	(3)公平性	3:高い	(理由)対象は偏っていないか? 必要となる対象を広げたり狭めたりできないか? 高額医療費に該当する被保険者を対象に行う事業の為、公平性は高い。
	(4)有効性	3:高い	(理由)この事業を廃止した場合支障があるか。同じ目的を持つ他の事業はあるか? さらに成果指標を伸ばせないか? 国民健康保険法に基づき実施するものであり、事業の廃止はできない。
	(5)効率性	3:高い	(理由)コストがかかりすぎではないか? 事業費、所要時間を縮減する手段・方法はないか? 市町村の標準高額医療費拠出金の額を基準として、国保連合会が定める為縮減する方法はない。
	(6)総合評価	6:精査・検証	(今後の方向内容) 国民健康保険法附則の定めに従い事務を進める。

6. 改革・改善内容	(1)前回の事務事業評価で掲げた改革・改善内容	国民健康保険法附則に基づき拠出金を支払う。
	(2)(1)に基づく取り組み結果	国民健康保険法附則に基づき拠出金を支払った。
	(3)平成25年度に取り組み改革・改善内容	国民健康保険法附則に基づき拠出金を支払う。

※評価検討(1)~(5) 1:低い、2:普通、3:高い、4:あてはまらない

※総合評価検討(6) 1:終了、2:廃止、3:休止、4:縮小、5:改善、6:精査・検証、7:拡充

1 終了:事業が完了したので、終了する

2 廃止:事業を廃止する

3 休止:再開を前提に休止する

4 縮小:好ましくない状況なので、規模を縮小する

5 改善:事業実施方法等について、改善した上、継続する

6 精査・検証:業務手法等について精査・検証の上、継続する

7 拡充:重点的に資源を配分し、規模を拡大する

鎌ヶ谷市事務事業評価表(事後)

事務事業No.22-32

記入日 平成25年 5月20日

点検日 平成25年 5月20日

事務事業(予算)名	保険財政共同安定化事業拠出金に要する経費				作成課・係	保険年金課国保給付係							
政策名	1.1 誰もが健康に暮らせる生涯福祉社会をつくれます				施策	1.1.5 安心して暮らせる社会	基本事業	1.1.5.1	保険制度の適正な運営				
関連計画・根拠法令等	①国民健康保険法附則		②		③		④						
事業区分	継続	前回総合評価	6.精査検証	実施計画掲載	無	行革推進対象	無	事業実施主体	3.市	業開始年度	平成18年度	事業終了予定年度	平成33年度以降
関連類似事業名					予算(款)	予算(項)	予算(目)	予算コード	0101				

1. 事業の目的	(1)事業の対象(誰を、何を対象としているか。範囲は。※補助事業等の場合は負担金・補助金の支払先も記入)	対象指標	指標名称(対象の大きさを表す)	データ出典
	千葉県国民健康保険団体連合会	①団体数		業務から把握
		②		
		③		
(2)事業の概要(手段、具体的な事務事業のやり方、手順、詳細を記入)	活動指標	指標名称(手段や活動内容を示す)	データ出典	
保険財政共同安定化事業は、財政の安定化を図るため、30万円超の医療費について、市町村の国保連合会への拠出金等を財源に都道府県単位で市町村間の保険料の平準化を図る制度。	①対象事業数		業務から把握	
	②実施団体数		業務から把握	
	③			
(3)事業の意図(対象をどのようにしたいのか。どう変えたいのか。※どんなサービスニーズに応えるかでも可)	成果指標 (基本事業成果指標等)	指標名称(意図の達成度を示す)	データ出典	
国民健康保険法附則第14条及び15条の規定に定めるところにより拠出金を納付することが義務付けられている。	①保険財政共同安定化事業拠出金		業務から把握	
	②			
	③			
(4)結果(どんな結果に結びつけるのか。※基本計画の施策の「めざす姿」との関わり)	施策成果指標	指標名称(結果の達成度を示す)	データ出典	
保険者として拠出金を遅滞なく負担することで、各事業・制度の健全な運営を図る。	①国民健康保険料収納率(現年)		集計による取得	
	②			
	③			

2. コスト・実績の推移	年度	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	目標年度(年度) 今後の計画総額	
			決算	決算	決算	決算見込み額	予算額		
コスト・指標	(1)総事業費	自動計算	千円	789,885	822,164	823,987	859,509	914,106	0
	①国庫支出金		千円						
	②県支出金		千円						
	③市債・その他財源		千円	786061	769440	776280	794748	804695	
	④一般財源		千円	3824	52724	47707	64761	109411	
(2)総所要時間	0.5単位	時間/年							
①+②+③	自動計算		50	50	50	50	0	0	
①正職員(時間内)		時間/年	50	50	50	50			
②正職員(時間外)		時間/年							
③非常勤職員		時間/年							

3. 指標の推移等	指標		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	目標年度(平成27年度) 将来目標値
	(1)対象指標	①	団体	1	1	1	1	1
②								
③								
(2)活動指標	①	事業	1	1	1	1	1	
	②	団体	1	1	1	1	1	
	③							
(3)成果指標 ※基本事業成果 指標等	①	円	765,640,626	789,884,476	822,163,613	823,986,330	859,508,829	
	②							
	③							
(4)施策成果指標	①	%	91.00	90.24	90.20	90.20	今後算出	
	②							
	③							
(5)指標の推移に影響を与えるような外的要因はあるか。それは何か。								

4. 環境分析	(1)事業開始の背景・開始時の環境	年々増加する高度な医療費の発生に対応する為、とくに小規模保険者の運営基盤を安定させる必要があった。	(2)過去5年間で事業を取り巻く環境はどのように変わったか ※新規は記入不要	市町村国保の財政基盤を強化する為平成15年度から平成17年度間での間の措置として、交付基準額を従来の80万円から70万円に引き下げることにより事業規模を拡充し、市町村の拠出金に対し、都道府県及び国において一定の支援措置を講ずることされた。平成18年からは対象額が80万円に引上げられるが、保険財政共同安定化事業が新たに創設された。
	(3)今後事業を取り巻く環境はどのように変わることが予想されるか	市町村国保の財政基盤の強化・安定化・広域化のため、対象医療費の引下げ(現在の対象医療費は30万円以上だったものが平成27年度までに1円以上となる)や拠出割合(現在は、被保険者割・医療費実績割=50:50)の見直しが平成27年度までに行われる予定である。現在は、県及び市町村間でどのように見直しを実施していくか調整段階であり、対象医療費が拡大することから拠出金が増額となることが見込まれる。	(4)事業について市民や議会の意見(市民意識調査、個別要望・意見)	特になし。

5. 評価・検討	(1)行政関与の妥当性	3:高い	(理由)なぜ、市が関与する必要があるのか? 国民健康保険団体連合会は、各保険者に拠出金を納付することを義務付けている。
	(2)目的妥当性	3:高い	(理由)事業の目的は上位の施策にどのように結びついているか。 保険財政共同安定化事業を行い、健康を保ち安心して生活できる環境を確保する。
	(3)公平性	3:高い	(理由)対象は偏っていないか? 必要となる対象を広げたり狭めたりできないか? 高額医療費に該当する被保険者を対象に行う事業の為、公平性は高い。
	(4)有効性	3:高い	(理由)この事業を廃止した場合支障があるか。同じ目的を持つ他の事業はあるか? さらに成果指標を伸ばせないか? 国民健康保険法に基づき実施するものであり、事業の廃止はできない。
	(5)効率性	3:高い	(理由)コストがかかりすぎではないか? 事業費、所要時間を縮減する手段・方法はないか? 市町村の標準高額医療費拠出金の額を基準として、国保連合会が定める為縮減する方法はない。
	(6)総合評価	6:精査・検証	(今後の方向内容) 国民健康保険法附則の定めに従い事務を進める。

6. 改革・改善内容	(1)前回の事務事業評価で掲げた改革・改善内容	国民健康保険法附則に基づき拠出金を支払う。
	(2)(1)に基づく取り組み結果	国民健康保険法附則に基づき拠出金を支払った。
	(3)平成25年度に取り組み改革・改善内容	国民健康保険法附則に基づき拠出金を支払う。

※評価検討(1)~(5) 1:低い、2:普通、3:高い、4:あてはまらない

※総合評価検討(6) 1:終了、2:廃止、3:休止、4:縮小、5:改善、6:精査・検証、7:拡充

1 終了:事業が完了したので、終了する

2 廃止:事業を廃止する

3 休止:再開を前提に休止する

4 縮小:好ましくない状況なので、規模を縮小する

5 改善:事業実施方法等について、改善した上、継続する

6 精査・検証:業務手法等について精査・検証の上、継続する

7 拡充:重点的に資源を配分し、規模を拡大する

鎌ヶ谷市事務事業評価表(事後)

事務事業No.22-33

記入日 平成25年 5月20日

点検日 平成25年 5月20日

事務事業(予算)名	退職者医療事務費拠出金に要する経費				作成課・係	保険年金課国保給付係			
政策名	1.1 誰もが健康に暮らせる生涯福祉社会をつくります				施策	1.1.5 安心して暮らせる社会	基本事業	1.1.5.1 保険制度の適正な運営	
関連計画・根拠法令等	①退職者医療制度		②		③		④		
事業区分	継続	前回総合評価	4.縮小	実施計画掲載	無	行革推進対象	無	事業実施主体	3.市
関連類似事業名					予算(款)		予算(項)	3	予算(目)
								3	0101

1. 事業の目的	(1)事業の対象(誰を、何を対象としているか。範囲は。※補助事業等の場合は負担金・補助金の支払先も記入)	対象指標	指標名称(対象の大きさを表す)	データ出典
	退職者医療制度の中で、社会保険診療報酬支払基金が行う退職者医療関係業務の財源のための拠出金。		①退職者数	業務から把握
			②	
			③	
	(2)事業の概要(手段、具体的な事務事業のやり方、手順、詳細を記入)	活動指標	指標名称(手段や活動内容を示す)	データ出典
	当該年度の支払基金の退職者医療関係業務に要する費用の見込額を前々年度の全被用者保険等保険者の標準報酬総額に対する各被用者保険等保険者の標準報酬総額の割合で按分される。		①拠出金額	業務から把握
			②	
			③	
	(3)事業の意図(対象をどのようにしたいのか。どう変えたいのか。※どんなサービスニーズに応えるかでも可)	基本事業成果指標等	指標名称(意図の達成度を示す)	データ出典
	退職者が現役時代に被用者保険等保険者の保険財政に貢献してきたこと等を考慮して拠出される。		①拠出金額	業務から把握
			②	
			③	
	(4)結果(どんな結果に結びつけるのか。※基本計画の施策の「めざす姿」との関わり)	施策成果指標	指標名称(結果の達成度を示す)	データ出典
	誰もが安心して医療を受けることができる医療制度の実現		①国民健康保険料収納率(現年)	集計による取得
			②	
			③	

2. コスト・実績の推移	年度	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	目標年度(年度) 今後の計画総額
			決算	決算	決算	決算見込み額	予算額	
(1)総事業費 自動計算		千円	4	4	4	3	5	0
	①国庫支出金	千円						
	②県支出金	千円						
	③市債・その他財源	千円						
	④一般財源	千円	4	4	4	3	5	
	(2)総所要時間(0.5単位) ①+②+③ 自動計算	時間/年	2	2	2	2	0	0
	①正職員(時間内)	時間/年	2	2	2	2		
	②正職員(時間外)	時間/年						
	③非常勤職員	時間/年						

3. 指標の推移等	指標		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	目標年度(平成26年度) 将来目標値
	(1)対象指標	①	人	2,036	1,967	2,095	2,052	1,807
②								
③								
(2)活動指標	①	円	2,898	3,780	3,718	3,406	2,709	
	②							
	③							
(3)成果指標 ※基本事業成果 指標等	①	円	2,898	3,780	3,718	3,406	2,709	
	②							
	③							
(4)施策成果指標	①	%	91.00	90.24	90.20	90.20	今後算出	
	②							
	③							
(5)指標の推移に影響を与えるような外的な要因はあるか。それは何か。								

4. 環境分析	(1)事業開始の背景・開始時の環境	高齢退職者は、退職後国保に加入することとなるのが一般的であるため、医療の必要性の高まる時期に給付水準が低下し、また、その医療費の負担は主として国保と他の一般被保険者に依存することとなり、医療給付及び費用負担の両面において不合理が生じていた。	(2)過去5年間で事業を取り巻く環境はどのように変わったか ※新規は記入不要	平成20年4月に新しい高齢者医療制度の創設に伴い、退職者医療制度は廃止されたが、経過措置として、平成26年度までの間における65歳未満の退職被保険者等が65歳に達するまで存続することとなった。
	(3)今後事業を取り巻く環境はどのように変わることが予想されるか	平成27年から新しい高齢者医療制度へ引き継がれる。	(4)事業について市民や議会の意見(市民意識調査、個別要望・意見)	特になし。

5. 評価・検討	(1)行政関与の妥当性	3: 高い	(理由)なぜ、市が関与する必要があるのか？ 昭和59年の制度改正により市町村国保の中の制度として創設されたため、市が事業主体となる。
	(2)目的妥当性	3: 高い	(理由)事業の目的は上位の施策にどのように結びついているか。 支払基金の事務が滞りなく行われ、退職者医療が円滑に実施される。
	(3)公平性	3: 高い	(理由)対象は偏っていないか？ 必要となる対象を広げたり狭めたりできないか？ 退職者医療全般を対象としているため、公平性は高い。
	(4)有効性	3: 高い	(理由)この事業を廃止した場合支障があるか。同じ目的を持つ他の事業はあるか？ さらに成果指標を伸ばせないか？ 退職者医療制度に基づき実施するものであり、事業の廃止できない。
	(5)効率性	3: 高い	(理由)コストがかかりすぎではないか？ 事業費、所要時間を縮減する手段・方法はないか？ 按分されたおり妥当である。
	(6)総合評価	4: 縮小	(今後の方向内容) 退職者医療制度は平成26年度に終了する予定。

6. 改革・改善内容	(1)前回の事務事業評価で掲げた改革・改善内容	退職者医療制度が円滑に運営されるよう、定めに従い拠出金を支払う。
	(2)(1)に基づく取り組み結果	定めに従い拠出金を支払った。
	(3)平成25年度に取り組む改革・改善内容	退職者医療制度が円滑に運営されるよう、定めに従い拠出金を支払う。

※評価検討(1)～(5) 1: 低い、2: 普通、3: 高い、4: あてはまらない

※総合評価検討(6) 1: 終了、2: 廃止、3: 休止、4: 縮小、5: 改善、6: 精査・検証、7: 拡充

1 終了: 事業が完了したので、終了する

2 廃止: 事業を廃止する

3 休止: 再開を前提に休止する

4 縮小: 好ましくない状況なので、規模を縮小する

5 改善: 事業実施方法等について、改善した上、継続する

6 精査・検証: 業務手法等について精査・検証の上、継続する

7 拡充: 重点的に資源を配分し、規模を拡大する

鎌ヶ谷市事務事業評価表(事後)

事務事業(予算)名	特定健康診査等に要する経費		作成課・係	健康増進課 成人保健係			
政策名	1.1 誰もが健康に暮らせる生涯福祉社会をつくります	施策	1.1.5 安心して暮らせる社会	基本事業	1.1.5.1 社会保障制度の充実		
関連計画・根拠法令等	①高齢者の医療の確保に関する法 ② ③						
事業区分	継続	前回総合評価	6.精査検証	実施計画掲載	無	行革推進対象	無
事業実施主体	3.市		開始年度	平成20年度	事業終了予定年度		
関連類似事業名	予算(款)	予算(項)	予算(目)	予算コード	0101		

1. 事業の目的	(1)事業の対象(誰を、何を対象としているか。範囲は。※補助事業等の場合は負担金・補助金の支払先も記入)	対象指標	指標名称(対象の大きさを表す)	データ出典
	国民健康保険加入者のうち実施年度の4月1日現在国民健康保険の資格のある40~75歳未満の者。7月までに追加加入手続きをした者も対象となる。なお、妊産婦その他の厚生労働大臣が定める者は除く。特定保健指導においては、特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者。	①国民健康保険加入世帯数	業務から把握	
		②		
		③		
	(2)事業の概要(手段、具体的な事務事業のやり方、手順、詳細を記入)	活動指標	指標名称(手段や活動内容を示す)	データ出典
	平成20年4月から、医療保険者が被保険者を対象として、特定健康診査等実施計画に定めた内容に基づき実施することが義務づけられている。40~75歳未満の加入者全員に年1回の健診を実施し、その結果で保健指導対象者に指導を行う。	①健診対象者数	業務から把握	
		②		
		③		
	(3)事業の意図(対象をどのようにしたいのか。どう変えたいのか。※どんなサービスニーズに応えるかでも可)	成果指標 (基本事業成果指標等)	指標名称(意図の達成度を示す)	データ出典
	生活習慣の改善により、若いときからの糖尿病等の予防対策を進めるとともに、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)を軽度の段階で発見し、重症化を防ぐ。	①特定健診受診率	集計による取得	
		②保険給付決算額	決算書	
		③		
(4)結果(どんな結果に結びつけるのか。※基本計画の施策の「めざす姿」との関わり)	施策成果指標	指標名称(結果の達成度を示す)	データ出典	
メタボリックシンドロームの発生リスクが高い対象者を早期に発見し、生活習慣の改善により発症と重症化の抑制を図り、結果として医療費の削減に結びつける。	①1件あたりの費用額	業務から把握		
	②			
	③			

2. コスト・実績の推移	年度	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	目標年度(年度) 今後の計画総額
			決算	決算	決算	決算見込額	予算額	
(1)総事業費	自動計算	千円	66,073	66,905	70,331	68,971	87,380	0
①国庫支出金		千円	15878	13351	13734	13872	13896	
②県支出金		千円	15878	13351	13734	13872	13896	
③市債・その他財源		千円						
④一般財源		千円	34317	40203	42863	41227	59588	
(2)総所要時間	(0.5単位)	時間/年	2149	2125	2149	2038	2100	0
①+②+③	自動計算							
①正職員(時間内)		時間/年	1000	1000	1000	1000	1000	
②正職員(時間外)		時間/年						
③非常勤職員		時間/年	815	1125	1149	1038	1100	

3. 指標の推移等	指標		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	目標年度(27年度) 将来目標値
	(1)対象指標	①	世帯	18,060	18,232	18,461	18,722	18,713
②								
③								
(2)活動指標	①	人	21,020	22,106	22,492	22,939	23,040	
	②							
	③							
(3)成果指標 ※基本事業成果指標等	①	%	38	31.7	29.8	28.7	29.9	
	②	円	6,652,042,667	6,801,107,148	7,283,066,527	7,642,457,972	7,889,198,301	
	③							
(4)施策成果指標	①	円	18,026	18,675	18,734	19,436	19,912	減少
	②							
	③							
(5)指標の推移に影響を与えるような外的な要因はあるか。それは何か。								

4. 環境分析	(1)事業開始の背景・開始時の環境	生活習慣病が疾病全体の多くを占め、医療費の増大の大きな要因となっていることからメタボリックシンドロームに着目し保健指導を必要とする人を抽出するための健診の位置づけがされた。	(2)過去5年間で事業を取り巻く環境はどのように変わったか ※新規は記入不要	「高齢者の医療の確保に関する法律」により、平成20年度からは特定健診・保健指導が保険者に義務付けられている。
	(3)今後事業を取り巻く環境はどのように変わるかが予想されるか	今後も生活習慣病から起因する、医療費は増大する傾向にある。特定健診は、生活習慣病の発症と重症化の予防を図り、保険財源安定の寄与する事業となっており、ますます重要性が高まる。	(4)事業について市民や議会の意見(市民意識調査、個別要望・意見)	自己負担金1,000円だが、無料化を希望する個人要望あり。

5. 評価・検討	(1)行政関与の妥当性	3:高い	(理由)なぜ、市が関与する必要があるのか？ 高齢者の医療確保に関する法律では、医療保険者(市町村国保)に特定健診の実施を義務付けている。
	(2)目的妥当性	3:高い	(理由)事業の目的は上位の施策にどのように結びついているか、特定健康診査は、疾病の発症と重症化を抑制するために重要であり、国保財政の改善に必要な事業である。
	(3)公平性	3:高い	(理由)対象は偏っていないか？ 必要となる対象を広げたり狭めたりできないか？ 特定健診及び特定保健指導については、対象者に行っている。
	(4)有効性	3:高い	(理由)この事業を廃止した場合、施策達成に支障があるか。同じ目的を持つ他の事業はあるか？ さらに成果指標を伸ばせないか？ 制度上のもので、廃止できない。
	(5)効率性	3:高い	(理由)コストがかかりすぎているか？ 事業費、所要時間を縮減する手段・方法はないか？ 妥当である。
	(6)総合評価	6. 精査・検証	(今後の方向内容) 法律で定められた健診であり、精査・検証しながら進めてゆきたい。

6. 改革・改善内容	(1)前回の事務事業評価で掲げた改革・改善内容	未受診者対策 ①電話での受診勧奨を国保連合会の協力を得て行う。②40～59歳の未受診者に受診勧奨のはがきを送付。③消防団健診、職員健診、商工会健診、農家健診の受診結果の提供を依頼。④健診案内文に土曜日受診できる医療機関を載せ、働く世代に利用しやすい工夫し、また、予約の有無の項目を追加した。⑤保険証発送の封筒にも特定健診を受けるようPR文を載せる。⑥駅前掲示板や公共施設にポスター掲示、医療機関にも啓発用パンフレットを置かせてもらうなど機会をとらえ、広く周知する。
	(2)(1)に基づく取り組み結果	受診率が29.5%から29.9%に若干増加。とくに1月に受診者が増加した。
	(3)平成25年度に取り組む改革・改善内容	25年度は受診期間が変更になった為、健診期間の周知を重点に取り組む。①1月受診者に12月までに受けるよう電話で勧奨する。(約1,500人)②各公共施設にポスター掲示依頼をする。③前年度までの未受診者対策を継続実施。未受診者へのはがきの送付については40.45.50.55.60歳の節目の年齢に実施していく。④利用率向上のため、保健指導の案内を2か月分載せ利用しやすくする、来所できない人には訪問する、公民館・地区相談で保健指導できる回数を増やす。

※評価検討(1)～(5) 1:低い、2:普通、3:高い、4:あてはまらない

※総合評価検討(6) 1:終了、2:廃止、3:休止、4:縮小、5:改善、6:精査・検証、7:拡充

1 終了:事業が完了したので、終了する

2 廃止:事業を廃止する

3 休止:再開を前提に休止する

4 縮小:好ましくない状況なので、規模を縮小する

5 改善:事業実施方法等について、改善した上、継続する

6 精査・検証:業務手法等について精査・検証の上、継続する

7 拡充:重点的に資源を配分し、規模を拡大する

鎌ヶ谷市事務事業評価表(事後)

事務事業No.22-34

記入日 平成25年 5月 20日

点検日 平成25年 5月 20日

事務事業(予算)名	疾病予防に要する経費				作成課・係	保険年金課国保給付係			
政策名	1.1 誰もが健康に暮らせる生涯福祉社会をつくります				施策	1.1.5 安心して暮らせる社会	基本事業	1.1.5.2 保健事業の充実	
関連計画・根拠法令等	①健康増進法		②		③		④		
事業区分	継続	前回総合評価	6.精査検証	実施計画掲載	無	行革推進対象	無	事業実施主体	3.市
関連類似事業名					予算(款)	8	予算(項)	2	1
							予算(目)		1
							予算コード		0101

1. 事業の目的	(1)事業の対象(誰を、何を対象としているか。範囲は。※補助事業等の場合は負担金・補助金の支払先も記入)	対象指標	指標名称(対象の大きさを表す)	データ出典
	国民健康保険は、被保険者の疾病、負傷等の保険事故に対して、必要な医療の給付を行うことを主な目的としているが、この医療給付の対象となる保険事故の発生を未然に防止したり、疾病を早期に発見し重症化を防止することなど、衛生、保健の向上を図る事業について、平成6年度の国民健康保険法の改正により保険者の努力義務とされており、本市は、疾病予防について、歯科衛生の観点からの事業及び医療費通知を行っている。		①疾病予防費決算額	決算書
	(2)事業の概要(手段、具体的な事務事業のやり方、手順、詳細を記入)	活動指標	指標名称(手段や活動内容を示す)	データ出典
	疾病予防の事業として保育園等でのフッ化物洗口事業を行っている他、健康福祉フェア等において、生活習慣病等の予防に関する知識の普及・啓発を実施している。また、医療費の適正化対策の一環として医療費通知を行っている。(保育園のフッ化物洗口事業は25年度から健康管理センター費 歯科保健に要する経費で計上)		①疾病予防事業の対象者数	集計による取得
(3)事業の意図(対象をどのようにしたいのか。どう変えたいのか。※どんなサービスニーズに応えるかでも可)	成果指標	指標名称(意図の達成度を示す)	データ出典	
疾病予防の事業を行い、健康の維持増進が図れるようにする。		①保険給付費決算額	決算書	
(4)結果(どんな結果に結びつけるのか。※基本計画の施策の「めざす姿」との関わり)	施策成果指標	指標名称(結果の達成度を示す)	データ出典	
健康な暮らしを実現することにより医療費の抑制が図られ、保険料率が抑えられ、加入者負担の減少につながる		①国民健康保険料収納率(現年)	集計による取得	

2. コスト・実績の推移	年度	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	目標年度(年度) 今後の計画総額
			決算	決算	決算	決算見込み額	予算額	
(1)総事業費	自動計算	千円	2,988	2,584	2,896	2,797	2,582	0
①国庫支出金		千円						
②県支出金		千円						
③市債・その他財源		千円						
④一般財源		千円	2,988	2,584	2,896	2,797	2,582	
(2)総所要時間	0.5単位	時間/年	25	25	25	25	0	0
①+②+③	自動計算							
①正職員(時間内)		時間/年	25	25	25	25		
②正職員(時間外)		時間/年						
③非常勤職員		時間/年						

3. 指標の推移等	指標		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	目標年度(平成27年度) 将来目標値
	(1)対象指標	①	円	2,910,985	2,987,827	2,583,445	2,895,317	2,796,739
②								
③								
(2)活動指標	①	人	1,962	1,693	1,563	2,009	2,017	
	②	件	43,801	45,331	45,956	48,104	49,677	
	③							
(3)成果指標 ※基本事業成果 指標等	①	円	6,652,042,667	6,801,167,148	7,283,066,527	7,642,457,972	7,889,198,301	
	②							
	③							
(4)施策成果指標	①	%	91.00	90.24	90.20	90.20	今後算出	
	②							
	③							
(5)指標の推移に影響を与えるような外的な要因はあるか。それは何か。								

4. 環境分析	(1)事業開始の背景・開始時の環境	生活習慣病が疾病全体の多くを占め、医療費の増大の大きな要因となっている。保健事業は、保険財源安定の寄与する事業となっている。	(2)過去5年間で事業を取り巻く環境はどのように変わったか ※新規は記入不要	老人保健法の全面改正により、平成20年度からは特定健診・保健指導が保険者に義務付けられている。
	(3)今後事業を取り巻く環境はどのように変わることが予想されるか	保健事業は、疾病予防、健康管理に大きな影響を与えるものであり、ますます重要性が高まる。	(4)事業について市民や議会の意見(市民意識調査、個別要望・意見)	特になし。

5. 評価・検討	(1)行政関与の妥当性	3: 高い	(理由)なぜ、市が関与する必要があるのか？ 平成20年度から、保険者の義務となっている。
	(2)目的妥当性	3: 高い	(理由)事業の目的は上位の施策にどのように結びついているか。 疾病予防の事業は、医療費抑制の切り札であり、厳しい国保財政の改善に必要な事業となる。
	(3)公平性	3: 高い	(理由)対象は偏っていないか？ 必要となる対象を広げたり狭めたりできないか？ 医療費通知について、対象者に行っている。
	(4)有効性	3: 高い	(理由)この事業を廃止した場合、施策達成に支障があるか。同じ目的を持つ他の事業はあるか？ さらに成果指標を伸ばせないか？ 平成20年度からは、法律で特定健診・特定保健指導など新たな事業が義務付けられ、廃止できない。
	(5)効率性	3: 高い	(理由)コストがかかりすぎているか？ 事業費、所要時間を縮減する手段・方法はないか？ 按分されており、妥当である。
	(6)総合評価	6: 精査・検証	(今後の方向内容) 保健事業は、医療費抑制の観点から、生活習慣病の対応が、法律で義務付けられ、ますます重要性が高まっていく。

6. 改革・改善内容	(1)前回の事務事業評価で掲げた改革・改善内容	公衆衛生的にも優れたフッ化物洗口法を推進し、歯科疾患の予防を図り、歯科医療費を抑制するため、現在実施しているむし歯予防事業の効果をもさらに上げ、医科医療費の削減を図るためには、小学生に対する取り組みが必要である。今後は、小学校におけるフッ化物洗口実施への必要性の周知徹底を図り、小学校におけるフッ化物洗口実施にかかる予算を確保する。24年度から調整交付金対象として申請する。
	(2)(1)に基づく取り組み結果	小学校におけるフッ化物洗口実施への必要性の周知徹底を図った。25年度から健康管理センター費、歯科保健に要する経費で予算を確保する。
	(3)平成25年度に取り組み改革・改善内容	生活習慣病などの疾病予防、健康管理のための健康教育を行う。医療費通知をすることにより、自らの健康状態を管理し、適正な受診の認識を周知することで医療費の増加が抑えられる。

※評価検討(1)~(5) 1: 低い、2: 普通、3: 高い、4: あてはまらない

※総合評価検討(6) 1: 終了、2: 廃止、3: 休止、4: 縮小、5: 改善、6: 精査・検証、7: 拡充

1 終了: 事業が完了したので、終了する

2 廃止: 事業を廃止する

3 休止: 再開を前提に休止する

4 縮小: 好ましくない状況なので、規模を縮小する

5 改善: 事業実施方法等について、改善した上、継続する

6 精査・検証: 業務手法等について精査・検証の上、継続

7 拡充: 重点的に資源を配分し、規模を拡大する

鎌ヶ谷市事務事業評価表(事後)

事務事業No.22-35

記入日 平成25年 5月20日

点検日 平成25年 5月20日

事務事業(予算)名	国民健康保険財政調整基金積立金に要する経費		作成課・係	保険年金課国保給付係									
政策名	1.1 誰もが健康に暮らせる生涯福祉社会をつくります	施策	1.1.5 安心して暮らせる社会	基本事業	1.1.5.1	保険制度の適正な運営							
関連計画・根拠法令等	①地方自治法 ②国民健康保険財政調整積立基金の設置、管理及び処分に 関する条例 ③ ④												
事業区分	継続	前回総合評価	6.精査検証	実施計画掲載	無	行革推進対象	無	事業実施主体	3.市	事業開始年度	平成15年度以前	事業終了予定年度	平成33年度以降
関連類似事業名								9	1	1	1	0101	

1. 事業の目的	(1)事業の対象(誰を、何を対象としているか。範囲は。※補助事業等の場合は負担金・補助金の支払先も記入)	対象指標	指標名称(対象の大きさを表す)	データ出典
	国民健康保険財政の基盤安定及び強化を図るため、基金への積み立てを行う。	①積立金決算額	決算書	
		②		
		③		
(2)事業の概要(手段、具体的な事務事業のやり方、手順、詳細を記入)	活動指標	指標名称(手段や活動内容を示す)	データ出典	
決算等の状況により、高額な医療費の発生等予期せぬ要因に基づく保険財政の変動に対応するため、国民健康保険財政調整基金の積み立てを行っており、予算で繰入を行っている。	①基金取り崩し額	決算書		
	②			
	③			
(3)事業の意図(対象をどのようにしたいのか。どう変えたいのか。※どんなサービスニーズに応えるかでも可)	成果指標(基本事業成果指標等)	指標名称(意図の達成度を示す)	データ出典	
国民健康保険財政調整基金の残高を確保することし、積み立てを行っていく。	①一般会計からの赤字繰入額	決算書		
	②			
	③			
(4)結果(どんな結果に結びつけるのか。※基本計画の施策の「めざす姿」との関わり)	施策成果指標	指標名称(結果の達成度を示す)	データ出典	
国民健康保険財政調整基金を確保し、国民健康保険財政の基盤を安定させ、弾力的な財政運営を行えるようにする。	①国民健康保険料収納率(現年)	集計による取得		
	②			
	③			

2. コスト・実績の推移	年度	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	目標年度(年度) 今後の計画総額
			決算	決算	決算	決算見込み額	予算額	
(1)総事業費 自動計算		千円	111,956	400,000	200,146	400,001	1	0
	①国庫支出金	千円						
	②県支出金	千円						
	③市債・その他財源	千円						
	④一般財源	千円	111,956	400,000	200,146	400,001	1	
(2)総所要時間(0.5単位)		時間/年	20	20	20	20	0	0
①+②+③ 自動計算								
①正職員(時間内)		時間/年	20	20	20	20		
②正職員(時間外)		時間/年						
③非常勤職員		時間/年						

3. 指標の推移等	指標		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	目標年度(平成27年度) 将来目標値
	(1)対象指標	①	円	1,453,000	111,956,000	400,000,000	200,145,826	400,001,000
②								
③								
(2)活動指標	①	円	9,000,000	25,769,000	94,000,000	384,711,000	218,929,000	
	②							
	③							
(3)成果指標 ※基本事業成果 指標等	①	円	299,198,000	527,683,000	536,633,000	439,004,000	568,325,369	
	②							
	③							
(4)施策成果指標	①	%	91.00	90.24	90.20	90.20	今後算出	
	②							
	③							
(5)指標の推移に影響を与えるような外的要因はあるか。それは何か。								

4. 環境分析	(1)事業開始の背景・開始時の環境	国民健康保険財政調整基金条例は、昭和46年4月1日から施行され、現在に至っている。国民健康保険の財政基盤の安定、医療費の変動に伴う財政調整のため設けられたものである。	(2)過去5年間で事業を取り巻く環境はどのように変わったか ※新規は記入不要	医療費は年々増加していることから、国保会計も非常に苦しく、積立金を国保会計に繰り入れを行い、予算編成を行っている。
	(3)今後事業を取り巻く環境はどのように変わることが予想されるか	一般会計からの赤字繰入を行っており、国民健康保険の財政状況は、非常に苦しい状況にある。	(4)事業について市民や議会の意見(市民意識調査、個別要望・意見)	特になし。

5. 評価・検討	(1)行政関与の妥当性	3: 高い	(理由)なぜ、市が関与する必要があるのか？ 鎌ヶ谷市が保険者となっている国民健康保険の財政的基盤の安定のため、条例で定められた基金である。
	(2)目的妥当性	3: 高い	(理由)事業の目的は上位の施策にどのように結びついているか。 国民健康保険の財政基盤の安定のために設けられており、安心して暮らせる社会保障の充実のために必要である。
	(3)公平性	3: 高い	(理由)対象は偏っていないか？ 必要となる対象を広げたり狭めたりできないか？ 国民健康保険の財政状況により基金会計から取り崩し、積み立てしており偏りはない。
	(4)有効性	3: 高い	(理由)この事業を廃止した場合支障があるか。同じ目的を持つ他の事業はあるか？ さらに成果指標を伸ばせないか？ 国民健康保険のための基金であり財政運営上必要であり廃止はできない。
	(5)効率性	3: 高い	(理由)コストがかかりすぎているか？ 事業費、所要時間を縮減する手段・方法はないか？ 基金の積み立て額が、積立金の決算額であり、歳出額は、コストを示すものではない。
	(6)総合評価	6: 精査・検証	(今後の方向内容) 決算状況により、確実に積み立てを行い、財政基盤の安定に努めたい。

6. 改革・改善内容	(1)前回の事務事業評価で掲げた改革・改善内容	国民健康保険の財政基盤を安定させる為、収支状況に応じて適切に積立を行う。
	(2)(1)に基づく取り組み結果	収支状況に応じて適切に積立を行った。
	(3)平成25年度に取り組み改革・改善内容	国民健康保険の財政基盤を安定させる為、収支状況に応じて適切に積立を行う。

※評価検討(1)~(5) 1: 低い、2: 普通、3: 高い、4: あてはまらない

※総合評価検討(6) 1: 終了、2: 廃止、3: 休止、4: 縮小、5: 改善、6: 精査・検証、7: 拡充

1 終了: 事業が完了したので、終了する

2 廃止: 事業を廃止する

3 休止: 再開を前提に休止する

4 縮小: 好ましくない状況なので、規模を縮小する

5 改善: 事業実施方法等について、改善した上、継続する

6 精査・検証: 業務手法等について精査・検証の上、継続

7 拡充: 重点的に資源を配分し、規模を拡大する

鎌ヶ谷市事務事業評価表(事後)

事務事業(予算)名	国保料(税)の還付金及び還付加算金に要する経費		作成課・係	保険年金課保険料係				
政策名	1.1 誰もが健康に暮らせる生涯福祉社会をつくれます		施策	1.1.5 安心して暮らせる社会	基本事業	1.1.5.1	保険制度の適正な運営	
関連計画・根拠法令等	①国民健康保険法 ②鎌ヶ谷市国民健康保険条例 ③			④				
事業区分	継続	前回総合評価	6.精査検証	実施計画掲載	無	行革推進対象	無	事業実施主体
関連類似事業名			予算(款)	10	予算(項)	1	予算(目)	1
							0101	

1. 事業の目的	(1)事業の対象(誰を、何を対象としているか。範囲は。※補助事業等の場合は負担金・補助金の支払先も記入)	対象指標	指標名称(対象の大きさを表す)	データ出典
	国民健康保険被保険者の予算還付・還付加算金		①国民健康保険加入世帯数	業務により取得
			②還付件数	業務により取得
			③	
	(2)事業の概要(手段、具体的な事務事業のやり方、手順、詳細を記入)	活動指標	指標名称(手段や活動内容を示す)	データ出典
	国民健康保険料の過年度分の重複納付・更正減額による過誤納付金の還付事務		①還付予算額	報告により取得
			②	
			③	
	(3)事業の意図(対象をどのようにしたいのか。どう変えたいのか。※どんなサービスニーズに応えるかでも可)	(基本事業成果指標等)	指標名称(意図の達成度を示す)	データ出典
	通常業務の中から、被保険者から寄せられる要望に沿えるよう速やかな通知と重複納付の防止策を検討する。また、充当処理も活用し還付件数を減らし、未収納額を抑える。		①支出済額	業務により取得
			②	
			③	
(4)結果(どんな結果に結びつけるのか。※基本計画の施策の「めざす姿」との関わり)	施策成果指標	指標名称(結果の達成度を示す)	データ出典	
安定した財源の確保と理解しやすい簡明な保険料の納付		①繰越保険料の収納率	集計による取得	
		②		
		③		

2. コスト・実績の推移	年度	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	目標年度(年度) 今後の計画総額
			決算	決算	決算	決算見込み額	予算額	
(1)総事業費 自動計算		千円	5,296	8,513	5,405	8,020	8,800	0
	①国庫支出金	千円						
	②県支出金	千円						
	③市債・その他財源	千円						
	④一般財源	千円	5,296	8,513	5,405	8,020	8,800	
	(2)総所要時間(0.5単位) ①+②+③ 自動計算	時間/年	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	0
	①正職員(時間内)	時間/年	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	
	②正職員(時間外)	時間/年						
	③非常勤職員	時間/年						

3. 指標の推移等	指標		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	目標年度(平成27年度) 将来目標値
	(1)対象指標	①	世帯	18,060	18,232	18,461	18,772	18,713
②		件	181	239	266	236	297	
③								
(2)活動指標	①	円	9,404,000	9,404,000	9,408,249	9,405,061	9,404,000	
	②							
	③							
(3)成果指標 ※基本事業成果 指標等	①	円	4,888,900	5,295,147	8,512,438	5,506,846	7,951,000	
	②							
	③							
(4)施策成果指標	①	%	14.57	13.93	12.61	14.03	-	
	②							
	③							
(5)指標の推移に影響を与えるような外的な要因はあるか。それは何か。								

4. 環境分析	(1)事業開始の背景・開始時の環境	国民健康保険税より国民健康保険料に移行したときに採用した(平成2年)	(2)過去5年間で事業を取り巻く環境はどのように変わったか ※新規は記入不要	経済情勢の悪化により、国民健康保険への加入増加や所得の減額
	(3)今後事業を取り巻く環境はどのように変わることが予想されるか	国民健康保険被保険者の増加	(4)事業について市民や議会の意見(市民意識調査、個別要望・意見)	算定方法や納期の簡単明瞭な説明と通知

5. 評価・検討	(1)行政関与の妥当性	3: 高い	(理由)なぜ、市が関与する必要があるのか? 全市町村における国民健康保険事業の実施の義務化による。
	(2)目的妥当性	3: 高い	(理由)事業の目的は上位の施策にどのように結びついているか。 国民健康保険事業の適正な収納管理につながる。
	(3)公平性	4: 当てはまらない	(理由)対象は偏っていないか? 必要となる対象を広げたり狭めたりできないか? 加入者の過年度更正などによるもので、対象に偏りがある、ないというものではない。
	(4)有効性	3: 高い	(理由)この事業を廃止した場合、施策達成に支障があるか。同じ目的を持つ他の事業はあるか? さらに成果指標を伸ばせないか? 国民健康保険法に基づいて実施しているもので、公金管理上、必要不可欠である。
	(5)効率性	3: 高い	(理由)コストがかかりすぎているか? 事業費、所要時間を縮減する手段・方法はないか? 膨大な量となる年度当初について電算処理をすることで経費・所要時間を縮減している。
	(6)総合評価	6: 精査・検証	(今後の方向内容) 国民健康保険法に基づいて実施しているもので、公金管理上、必要不可欠である。

6. 改革・改善内容	(1)前回の事務事業評価で掲げた改革・改善内容	賦課と納付について解りやすい通知とさらなる事務処理の迅速化。国民健康保険制度は毎年のように制度の改正があるが解りやすい通知、説明を行い、錯誤による納付を抑制する。
	(2)(1)に基づく取り組み結果	国民健康保険制度の改正等に基づき通知文書の改正を行った。
	(3)平成25年度に取り組む改革・改善内容	賦課と納付について解りやすい通知、説明を行い、錯誤による納付を抑制する。

※評価検討(1)~(5) 1: 低い、2: 普通、3: 高い、4: 当てはまらない

※総合評価検討(6) 1: 終了、2: 廃止、3: 休止、4: 縮小、5: 改善、6: 精査・検証、7: 拡充

1 終了: 事業が完了したので、終了する

2 廃止: 事業を廃止する

3 休止: 再開を前提に休止する

4 縮小: 好ましくない状況なので、規模を縮小する

5 改善: 事業実施方法等について、改善した上、継続する

6 精査・検証: 業務手法等について精査・検証の上、継続する

7 拡充: 重点的に資源を配分し、規模を拡大する

鎌ヶ谷市事務事業評価表(事後)

事務事業No.22-37

記入日 平成25年 5月20日

点検日 平成25年 5月20日

事務事業(予算)名	国庫支出金等精算返還金に要する経費		作成課・係	保険年金課国保給付係				
政策名	1.1 誰もが健康に暮らせる生涯福祉社会をつくります		施策	1.1.5 安心して暮らせる社会	基本事業	1.1.5.1 保険制度の適正な運営		
関連計画・根拠法令等	①国民健康保険法		②	③	④			
事業区分	継続	前回総合評価	6.精査検証	実施計画掲載	無	行革推進対象	無	事業実施主体
関連類似事業名			予算(款)	10	予算(項)	1	予算(目)	9
						9	予算コード	0101
							平成15年度以前	事業終了予定年度
								平成33年度以降

1. 事業の目的	(1)事業の対象(誰を、何を対象としているか。範囲は。※補助事業等の場合は負担金・補助金の支払先も記入)	対象指標	指標名称(対象の大きさを表す)	データ出典
	療養給付費等国庫負担金及び療養給付費等交付金に対する返還金	①療養給付費等国庫負担金及び交付金	①療養給付費等国庫負担金及び交付金	決算書
		②		
		③		
(2) 事業の概要(手段、具体的な事務事業のやり方、手順、詳細を記入)	概算で国庫負担金が先に交付されるため、実績報告等で精算する。	活動指標	指標名称(手段や活動内容を示す)	データ出典
		①精算返還金	①精算返還金	決算書
		②		
		③		
(3)事業の意図(対象をどのようにしたいのか。どう変えたいのか。※どんなサービスニーズに応えるかでも可)	適正に国庫負担するため。	成果指標(基本事業成果指標等)	指標名称(意図の達成度を示す)	データ出典
		①精算返還金	①精算返還金	決算書
		②		
		③		
(4)結果(どんな結果に結びつけるのか。※基本計画の施策の「めざす姿」との関わり)	実績に見合った負担金が交付される。	施策成果指標	指標名称(結果の達成度を示す)	データ出典
		①国民健康保険料収納率(現年)	①国民健康保険料収納率(現年)	集計による取得
		②		
		③		

2. コスト・実績の推移	年度	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	目標年度(年度) 今後の計画総額
			決算	決算	決算	決算見込み額	予算額	
(1)総事業費 自動計算		千円	13,226	47,206	42,393	128,580	1	0
①国庫支出金		千円						
②県支出金		千円						
③市債・その他財源		千円						
④一般財源		千円	13,226	47,206	42,393	128,580	1	
(2)総所要時間(0.5単位) ①+②+③ 自動計算		時間/年	5	5	5	5	0	0
①正職員(時間内)		時間/年	5	5	5	5		
②正職員(時間外)		時間/年						
③非常勤職員		時間/年						

3. 指標の推移等	指標		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	目標年度(平成27年度) 将来目標値
	(1)対象指標	①	円	19,252,920,487	2,331,274,341	2,461,448,605	2,646,224,317	2,500,836,827
②								
③								
(2)活動指標	①	円	0	13,225,728	47,205,173	42,392,344	128,579,191	
	②							
	③							
(3)成果指標 ※基本事業成果 指標等	①	円	0	13,225,728	47,205,173	42,392,344	128,579,191	
	②							
	③							
(4)施策成果指標	①	%	91.00	90.24	90.20	90.20	今後算出	
	②							
	③							
(5)指標の推移に影響を与えるような外的要因はあるか。それは何か。								

4. 環境分析	(1)事業開始の背景・開始時の環境	療養給付費等負担金は昭和28年度に創設され、国保の被保険者には比較的に低所得者が多く、保険者の財政基盤が脆弱であったため国保事業の健全な運営に対する国の財政的支援のため、交付金については、昭和59年退職者医療制度の負担公平を図るための措置。	(2)過去5年間で事業を取り巻く環境はどのように変わったか ※新規は記入不要	療養給付費は年々増加している。
	(3)今後事業を取り巻く環境はどのように変わることが予想されるか	療養給付費は今後も伸び続けるものと予想される。	(4)事業について市民や議会の意見(市民意識調査、個別要望・意見)	特になし。

5. 評価・検討	(1)行政関与の妥当性	3: 高い	(理由)なぜ、市が関与する必要があるのか？ 国民健康保険法第70条、第72条、第72条の2、第72条の3、第72条の4により、国と県は、市の国民健康保険事業に要した費用の一部を負担しなければならない。各負担金等の交付要綱では、負担金等の額が確定した場合に、既にその額を超える金額が交付されているときは、市はその越える部分を超えないことが規定されている。
	(2)目的妥当性	3: 高い	(理由)事業の目的は上位の施策にどのように結びついているか。 健康を保ち安心して生活できる環境を確保できる。
	(3)公平性	3: 高い	(理由)対象は偏っていないか？ 必要となる対象を広げたり狭めたりできないか？ 負担金等を交付する国と県が対象であり、公平性は高い。
	(4)有効性	3: 高い	(理由)この事業を廃止した場合、施策達成に支障があるか。同じ目的を持つ他の事業はあるか？ さらに成果指標を伸ばせないか？ 国民健康保険法及び各負担金等の交付要綱に基づくものであり、事業の廃止もできない。
	(5)効率性	3: 高い	(理由)コストがかかりすぎているか？ 事業費、所要時間を縮減する手段・方法はないか？ 交付申請額及び実績報告額により精算額が算定されるため妥当である。
	(6)総合評価	6: 精査・検証	(今後の方向内容) 今後とも国民健康保険法に定めに従い事務を進めていきたい。

6. 改革・改善内容	(1)前回の事務事業評価で掲げた改革・改善内容	国民健康保険法に基づき精算返還金の事務を行う。
	(2)(1)に基づく取り組み結果	国民健康保険法に基づき精算返還金の事務を行った。
	(3)平成25年度に取り組み改革・改善内容	国民健康保険法に基づき精算返還金の事務を行う。

※評価検討(1)~(5) 1: 低い、2: 普通、3: 高い、4: あてはまらない

※総合評価検討(6) 1: 終了、2: 廃止、3: 休止、4: 縮小、5: 改善、6: 精査・検証、7: 拡充

1 終了: 事業が完了したので、終了する

2 廃止: 事業を廃止する

3 休止: 再開を前提に休止する

4 縮小: 好ましくない状況なので、規模を縮小する

5 改善: 事業実施方法等について、改善した上、継続する

6 精査・検証: 業務手法等について精査・検証の上、継続

7 拡充: 重点的に資源を配分し、規模を拡大する

鎌ヶ谷市事務事業評価表(事後)

事務事業No.22-38

記入日 平成25年 5月20日

点検日 平成25年 5月20日

事務事業(予算)名	一般会計繰出金		作成課・係	保険年金課国保給付係				
政策名	1.1 誰もが健康に暮らせる生涯福祉社会をつくります		施策	1.1.5 安心して暮らせる社会		基本事業	1.1.5.1 保険制度の適正な運営	
関連計画・根拠法令等	①	②	③	④				
事業区分	継続	前回総合評価	6.精査検証	実施計画掲載	無	行革推進対象	無	事業実施主体
関連類似事業名			予算(款)	10	予算(項)	2	予算(目)	1
						1	予算コード	0101
							平成15年度以前	事業終了予定年度
								平成33年度以降

1. 事業の目的	(1)事業の対象(誰を、何を対象としているか。範囲は。※補助事業等の場合は負担金・補助金の支払先も記入)	対象指標	指標名称(対象の大きさを表す)	データ出典
	国民健康保険特別会計の決算に伴い、剰余金のうち、一般会計へ繰り戻しが必要な金額を繰出すもの。	①	一般会計繰出金決算額	決算書
		②		
		③		
(2) 事業の概要(手段、具体的な事務事業のやり方、手順、詳細を記入)	国民健康保険特別会計の決算の実質収支について、一般会計からの赤字繰入の範囲内で国民健康保険の財政状況等を調整し、一般会計繰出を行う。	活動指標	指標名称(手段や活動内容を示す)	データ出典
		①	国民健康保険特別会計の実質収支	決算書
		②		
		③		
(3)事業の意図(対象をどのようにしたいのか。どう変えたいのか。※どんなサービスニーズに応えるかでも可)	国民健康保険の財政基盤を安定させるため、決算に伴う実質収支は、基金に積み立てを行う。	成果指標(基本事業成果指標等)	指標名称(意図の達成度を示す)	データ出典
		①	基金積み立て額	決算書
		②		
		③		
(4)結果(どんな結果に結びつけるのか。※基本計画の施策の「めざす姿」との関わり)	国民健康保険の財政基盤を安定させ、国民健康保険の運営を行う。決算に伴う実質収支は、基金に積み立てを行う。また、一般会計から赤字繰入を受けている状況にあり、可能な繰出を行う。	施策成果指標	指標名称(結果の達成度を示す)	データ出典
		①	保険料収納率(現年分)	集計による取得
		②		
		③		

2. コスト・実績の推移	年度	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	目標年度(年度) 今後の計画総額
			決算	決算	決算	決算見込み額	予算額	
(1)総事業費 自動計算	①国庫支出金	千円	396,507	26,046	205,750	355,270	1	0
	②県支出金	千円						
	③市債・その他財源	千円						
	④一般財源	千円	396,507	26,046	205,750	355,270	1	
	(2)総所要時間(0.5単位) ①+②+③ 自動計算	時間/年	20	20	20	20	0	0
①正職員(時間内)	時間/年	20	20	20	20			
	②正職員(時間外)	時間/年						
	③非常勤職員	時間/年						

3. 指標の推移等	指標		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	目標年度(平成27年度) 将来目標値
	(1)対象指標	①	千円	0	396,507	26,046	205,750	355,270
②								
③								
(2)活動指標	①	千円	608,852	493,577	446,453	405,736	今後産出	
	②							
	③							
(3)成果指標 ※基本事業成果指標等	①	千円	1,453	111,956	400,000	200,146	400,001	
	②							
	③							
(4)施策成果指標	①	%	91.00	90.24	90.20	90.20	今後産出	
	②							
	③							
(5)指標の推移に影響を与えるような外的要因はあるか。それは何か。								

4. 環境分析	(1)事業開始の背景・開始時の環境	国民健康保険特別会計は、鎌ヶ谷市の特別会計であり、会計間の繰入繰出しのため、国民健康保険特別会計や一般会計において、繰入金、繰入金の予算計上を行っている。	(2)過去5年間で事業を取り巻く環境はどのように変わったか ※新規は記入不要	医療費は年々増加していることから、国保会計も非常に苦しく、一般会計への繰出しは、繰入金に比べて少ない額となってしまっている。
	(3)今後事業を取り巻く環境はどのように変わることが予想されるか	一般会計、特別会計を問わず、財政的には、非常に厳しい状況にあり、効率的な財政運営を求められる。	(4)事業について市民や議会の意見(市民意識調査、個別要望・意見)	特になし。

5. 評価・検討	(1)行政関与の妥当性	3: 高い	(理由)なぜ、市が関与する必要があるのか？ 市が設置している特別会計であり、一般会計とのやりくりの為、繰出、繰入は必要となる。
	(2)目的妥当性	3: 高い	(理由)事業の目的は上位の施策にどのように結びついているか。 会計間の資金の出し入れに必要であり、安定した財政運営に必要である。
	(3)公平性	3: 高い	(理由)対象は偏っていないか？ 必要となる対象を広げたり狭めたりできないか？ 国民健康保険の決算の状況により、一般会計からの赤字繰入の範囲内で一般会計に繰出しており、偏りはない。
	(4)有効性	3: 高い	(理由)この事業を廃止した場合支障があるか。同じ目的を持つ他の事業はあるか？ さらに成果指標を伸ばせないか？ 会計間の繰入・繰出に必要であり、廃止できない。
	(5)効率性	3: 高い	(理由)コストがかかりすぎているか？ 事業費、所要時間を削減する手段・方法はないか？ 決算額は繰出額であり、経費は生じない。
	(6)総合評価	6: 精査・検証	(今後の方向内容) 決算の状況により、国民健康保険の運営や一般会計の状況など調整し、必要な繰出を行うよう努めていく。

6. 改革・改善内容	(1)前回の事務事業評価で掲げた改革・改善内容	取支状況等から適切に繰出を行い、国民健康保険の運営を円滑に行えるよう努める。
	(2)(1)に基づく取り組み結果	取支状況等から適切に繰出を行い、国民健康保険の運営を円滑に行えるよう努めた。
	(3)平成25年度に取り組み改革・改善内容	取支状況等から適切に繰出を行い、国民健康保険の運営を円滑に行えるよう努める。

※評価検討(1)~(5) 1: 低い、2: 普通、3: 高い、4: あてはまらない

※総合評価検討(6) 1: 終了、2: 廃止、3: 休止、4: 縮小、5: 改善、6: 精査・検証、7: 拡充

1 終了: 事業が完了したので、終了する

2 廃止: 事業を廃止する

3 休止: 再開を前提に休止する

4 縮小: 好ましくない状況なので、規模を縮小する

5 改善: 事業実施方法等について、改善した上、継続する

6 精査・検証: 業務手法等について精査・検証の上、継続する

7 拡充: 重点的に資源を配分し、規模を拡大する

鎌ヶ谷市事務事業評価表(事後)

事務事業No.22-39

記入日 平成25年 4月30日

点検日 平成25年 4月30日

事務事業(予算)名	後期高齢者の資格・給付に要する経費		作成課・係	保険年金課後期高齢者医療			
政策名	1.1 誰もが健康に暮らせる生涯福祉社会をつくります		施策	1.1.5 安心して暮らせる社会	基本事業	1.1.5.1 社会保障制度の充実	
関連計画・根拠法令等	①高齢者の医療の確保に関する法 ② ③ ④						
事業区分	継続	前回総合評価	6.精査検証	実施計画掲載	無	行革推進対象	無
事業実施主体	3.市			業開始年度	平成20年度	事業終了予定年度	平成31年度以降
関連類似事業名		予算(款)		予算(項)		予算(目)	1 0101

1. 事業の目的	(1)事業の対象(誰を、何を対象としているか。範囲は。※補助事業等の場合は負担金・補助金の支払先も記入)	対象指標	指標名称(対象の大きさを表す)	データ出典
	後期高齢者医療保険被保険者		①後期高齢者医療保険被保険者	業務取得
	1. 75歳以上の方		②	
	2. 65歳以上で一定の障がいがあり、後期高齢者医療広域連合で認定された方		③	
	(2) 事業の概要(手段、具体的な事務事業のやり方、手順、詳細を記入)	活動指標	指標名称(手段や活動内容を示す)	データ出典
	1. 被保険者証の交付		①決算見込額	業務取得
	2. 高額療養費・療養費・葬祭費等の受付事務		②	
			③	
	(3)事業の意図(対象をどのようにしたいのか。どう変えたいのか。※どんなサービスニーズに応えるかでも可)	(基本事業成果指標等)	指標名称(意図の達成度を示す)	データ出典
	後期高齢者医療被保険者が安心して医療を受けることができる。		①決算見込額÷受給者数	業務取得
			②	
			③	
(4)結果(どんな結果に結びつけるのか。※基本計画の施策の「めざす姿」との関わり)	施策成果指標	指標名称(結果の達成度を示す)	データ出典	
後期高齢者医療保険被保険者が給付を受けることにより、病気の予防及び治療によって健康で安心した高齢化社会を形成する。		①平均寿命(鎌ヶ谷市)	厚生労働省資料	
		②		
		③		

2. コスト・実績の推移	年度	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	目標年度(年度) 今後の計画総額
			決算	決算	決算	決算見込み額	予算額	
(1)総事業費 自動計算		千円	7,065	7,109	6,892	6,299	7,260	0
①国庫支出金		千円						
②県支出金		千円						
③市債・その他財源		千円						
④一般財源		千円	7,065	7,109	6,892	6,299	7,260	
(2)総所要時間(0.5単位) ①+②+③ 自動計算		時間/年	4740	4740	4740	4740	4740	0
①正職員(時間内)		時間/年	700	700	700	700	700	
②正職員(時間外)		時間/年	40	40	40	40	40	
③非常勤職員		時間/年	4000	4000	4000	4000	4000	

3. 指標の推移等	指標		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	目標年度(平成27年度) 将来目標値
	(1)対象指標	①	人	7,356	7,900	8,553	9,167	9,861
②								
③								
(2)活動指標	①	千円	5,732	7,065	7,109	6,892	6,299	
	②							
	③							
(3)成果指標 ※基本事業成果 指標等	①	千円	1	1	1	1	1	
	②							
	③							
(4)施策成果指標	①	歳						
	②							
	③							
(5)指標の推移に影響を与えるような外的な要因はあるか。それは何か。								

4. 環境分析	(1)事業開始の背景・開始時の環境	H20年4月 後期高齢者医療制度が創設された。	(2)過去5年間で事業を取り巻く環境はどのように変わったか ※新規は記入不要	H20年4月 老人保健法が「高齢者の医療の確保に関する法律」に改正され、「後期高齢者医療制度」の創設に伴い、老人保健制度は廃止された。
	(3)今後事業を取り巻く環境はどのように変わることが予想されるか	被保険者数の増加	(4)事業について市民や議会の意見(市民意識調査、個別要望・意見)	特になし。

5. 評価・検討	(1)行政関与の妥当性	3: 高い	(理由)なぜ、市が関与する必要があるのか？ 高齢者の医療の確保に関する法律による(医療費の負担)
	(2)目的妥当性	3: 高い	(理由)事業の目的は上位の施策にどのように結びついているか。 後期高齢者医療保険事業財源の確保
	(3)公平性	3: 高い	(理由)対象は偏っていないか？ 必要となる対象を広げたり狭めたりできないか？ 高齢者の医療の確保に関する法律による。
	(4)有効性	3: 高い	(理由)この事業を廃止した場合、施策達成に支障があるか。同じ目的を持つ他の事業はあるか？ さらに成果指標を伸ばせないか？ 後期高齢者医療保険事業財源の不足
	(5)効率性	3: 高い	(理由)コストがかかりすぎではないか？ 事業費、所要時間を削減する手段・方法はないか？ 医療費負担は法定負担割合により負担する。
	(6)総合評価	6: 精査・検証	(今後の方向内容) 高齢者の医療の確保に関する法律による。

6. 改革・改善内容	(1)前回の事務事業評価で掲げた改革・改善内容	被保険者証の回収処理の向上
	(2)(1)に基づく取り組み結果	割合変更に係る旧保険証については回収事務を強化し、再交付転出については、保険年金課に返却及び細かく裁断していただくこととした。
	(3)平成25年度に取り組み改革・改善内容	被保険者証交付事務において、負担割合の誤り、旧保険証の誤使用がないよう、24年度同様、回収及び破棄のご案内の強化に努める。また、各種届出や申請における的確な説明に努める。

※評価検討(1)～(5) 1: 低い、2: 普通、3: 高い、4: あてはまらない

※総合評価検討(6) 1: 終了、2: 廃止、3: 休止、4: 縮小、5: 改善、6: 精査・検証、7: 拡充

1 終了: 事業が完了したので、終了する

2 廃止: 事業を廃止する

3 休止: 再開を前提に休止する

4 縮小: 好ましくない状況なので、規模を縮小する

5 改善: 事業実施方法等について、改善した上、継続する

6 精査・検証: 業務手法等について精査・検証の上、継続する

7 拡充: 重点的に資源を配分し、規模を拡大する

鎌ヶ谷市事務事業評価表(事後)

事務事業No.22-40

記入日 平成25年 4月30日

点検日 平成25年 4月30日

事務事業(予算)名	後期高齢者医療保険料の徴収に要する経費		作成課・係	保険年金課後期高齢者医療			
政策名	1.1 誰もが健康に暮らせる生涯福祉社会をつくります		施策	1.1.5 安心して暮らせる社会	基本事業	1.1.5.1 社会保障制度の充実	
関連計画・根拠法令等	①高齢者の医療の確保に関する法 ② ③ ④						
事業区分	継続	前回総合評価	6.精査検証	実施計画掲載	無	行革推進対象	無
事業実施主体	3.市			業開始年度	平成20年度	事業終了予定年度	平成31年度以降
関連類似事業名		予算(款)		予算(項)		1	予算(目)
						1	予算コード
							0101

1. 事業の目的	(1)事業の対象(誰を、何を対象としているか。範囲は。※補助事業等の場合は負担金・補助金の支払先も記入)	対象指標	指標名称(対象の大きさを表す)	データ出典
	後期高齢者医療保険被保険者		①後期高齢者医療保険被保険者	業務取得
	1. 75歳以上の方		②	
	2. 65歳以上で一定の障がいがあり、市で認定された方		③	
	(2) 事業の概要(手段、具体的な事務事業のやり方、手順、詳細を記入)	活動指標	指標名称(手段や活動内容を示す)	データ出典
	後期高齢者医療広域連合の決定した保険料の徴収をする。支払方法は原則年金天引き(口座振替との選択制)、それ以外の場合は、納付書によりお支払いいただく。		①決算見込額	業務取得
			②	
			③	
	(3)事業の意図(対象をどのようにしたいのか。どう変えたいのか。※どんなサービスニーズに応えるかでも可)	(基本事業成果指標等)	指標名称(意図の達成度を示す)	データ出典
	後期高齢者医療被保険者が安心して医療を受けることができる。		①決算見込額÷受給者数	業務取得
			②	
			③	
(4)結果(どんな結果に結びつけるのか。※基本計画の施策の「めざす姿」との関わり)	施策成果指標	指標名称(結果の達成度を示す)	データ出典	
後期高齢者医療保険被保険者が健診を受けることにより、健康で安心した高齢化社会を形成する。		①平均寿命(鎌ヶ谷市)	厚生労働省資料	
		②		
		③		

2. コスト・実績の推移	年度	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	目標年度(年度) 今後の計画総額
			決算	決算	決算	決算見込み額	予算額	
(1)総事業費 自動計算		千円	10,316	10,724	12,812	12,505	11,512	0
①国庫支出金		千円						
②県支出金		千円						
③市債・その他財源		千円						
④一般財源		千円	10,316	10,724	12,812	12,505	11,512	
(2)総所要時間(0.5単位) ①+②+③ 自動計算		時間/年	7432	7432	7432	7432	7432	0
①正職員(時間内)		時間/年	6474	6474	6474	6474	6474	
②正職員(時間外)		時間/年	20	20	20	20	20	
③非常勤職員		時間/年	938	938	938	938	938	

3. 指標の推移等	指標		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	目標年度(平成27年度) 将来目標値
	(1)対象指標	①	人	7,356	7,900	8,553	9,167	9,861
②								
③								
(2)活動指標	①	千円	10,019	10,316	10,724	12,812	12,505	
	②							
	③							
(3)成果指標 ※基本事業成果指標等	①	千円	2	2	2	2	2	
	②							
	③							
(4)施策成果指標	①							
	②							
	③							
(5)指標の推移に影響を与えるような外的な要因はあるか。それは何か。								

4. 環境分析	(1)事業開始の背景・開始時の環境	H20年4月 後期高齢者医療制度が創設された。	(2)過去5年間で事業を取り巻く環境はどのように変わったか ※新規は記入不要	H20年4月 老人保健法が「高齢者の医療の確保に関する法律」に改正され、「後期高齢者医療制度」の創設に伴い、老人保健制度は廃止された。
	(3)今後事業を取り巻く環境はどのように変わることが予想されるか	被保険者数の増加	(4)事業について市民や議会の意見(市民意識調査、個別要望・意見)	特になし。

5. 評価・検討	(1)行政関与の妥当性	3: 高い	(理由)なぜ、市が関与する必要があるのか？ 高齢者の医療の確保に関する法律による。
	(2)目的妥当性	3: 高い	(理由)事業の目的は上位の施策にどのように結びついているか。 後期高齢者医療保険事業財源の確保
	(3)公平性	3: 高い	(理由)対象は偏っていないか？ 必要となる対象を広げたり狭めたりできないか？ 高齢者の医療の確保に関する法律による。
	(4)有効性	3: 高い	(理由)この事業を廃止した場合、施策達成に支障があるか。同じ目的を持つ他の事業はあるか？ さらに成果指標を伸ばせないか？ 後期高齢者医療保険事業財源の不足
	(5)効率性	3: 高い	(理由)コストがかかりすぎているか？ 事業費、所要時間を縮減する手段・方法はないか？ 保険料の徴収は年金天引きが原則となっており、効率性は高い。
	(6)総合評価	7: 拡充	(今後の方向内容) 納付相談、電話催告、臨戸訪問徴収、収納員訪問徴収等により収納率を高める。

6. 改革・改善内容	(1)前回の事務事業評価で掲げた改革・改善内容	短期被保険者証の交付に係る事務にあたり、滞納状況の把握及び改善、データの精査を強化する。
	(2)(1)に基づく取り組み結果	短期被保険者証の交付に係る事務にあたり、広域連合より提供されたデータに基づき、滞納状況の把握及び電話催告などによる状況の改善を行った。
	(3)平成25年度に取り組む改革・改善内容	昨年度と同様、滞納状況の把握及び改善に努めるとともに、新規加入者の口座振替依頼を推進する。

※評価検討(1)~(5) 1: 低い、2: 普通、3: 高い、4: あてはまらない

※総合評価検討(6) 1: 終了、2: 廃止、3: 休止、4: 縮小、5: 改善、6: 精査・検証、7: 拡充

1 終了: 事業が完了したので、終了する

2 廃止: 事業を廃止する

3 休止: 再開を前提に休止する

4 縮小: 好ましくない状況なので、規模を縮小する

5 改善: 事業実施方法等について、改善した上、継続する

6 精査・検証: 業務手法等について精査・検証の上、継続する

7 拡充: 重点的に資源を配分し、規模を拡大する

鎌ヶ谷市事務事業評価表(事後)

事務事業No.22-41

記入日 平成25年 4月30日

点検日 平成25年 4月30日

事務事業(予算)名	広域連合納付金に要する経費		作成課・係	保険年金課後期高齢者医療			
政策名	1.1 誰もが健康に暮らせる生涯福祉社会をつくります		施策	1.1.5 安心して暮らせる社会	基本事業	1.1.5.1 社会保障制度の充実	
関連計画・根拠法令等	①高齢者の医療の確保に関する法 ② ③ ④						
事業区分	継続	前回総合評価	6.精査検証	実施計画掲載	無	行革推進対象	無
事業実施主体	3.市			業開始年度	平成20年度	事業終了予定年度	平成31年度以降
関連類似事業名	予算(款)	2	予算(項)	1	予算(目)	1	予算コード
					0101		

1. 事業の目的	(1)事業の対象(誰を、何を対象としているか。範囲は。※補助事業等の場合は負担金・補助金の支払先も記入)	対象指標	指標名称(対象の大きさを表す)	データ出典
	後期高齢者医療保険被保険者		①後期高齢者医療保険被保険者	業務取得
	1. 75歳以上の方		②	
	2. 65歳以上で一定の障がいがあり、市で認定された方		③	
	(2) 事業の概要(手段、具体的な事務事業のやり方、手順、詳細を記入)	活動指標	指標名称(手段や活動内容を示す)	データ出典
	市が徴収した保険料を、後期高齢者医療広域連合に保険料等納付金として納付する。		①決算見込額	業務取得
			②	
			③	
	(3)事業の意図(対象をどのようにしたいのか。どう変えたいのか。※どんなサービスニーズに応えるかでも可)	(基本事業成果指標等)	指標名称(意図の達成度を示す)	データ出典
	後期高齢者医療被保険者が安心して医療を受けることができる。		①決算見込額÷受給者数	業務取得
			②	
			③	
(4)結果(どんな結果に結びつけるのか。※基本計画の施策の「めざす姿」との関わり)	施策成果指標	指標名称(結果の達成度を示す)	データ出典	
後期高齢者医療保険被保険者が健診を受けることにより、健康で安心した高齢化社会を形成する。		①平均寿命(鎌ヶ谷市)	厚生労働省資料	
		②		
		③		

2. コスト・実績の推移	年度	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	目標年度(年度) 今後の計画総額
			決算	決算	決算	決算見込み額	予算額	
(1)総事業費 自動計算		千円	607,875	661,333	699,478	636,641	822,410	0
①国庫支出金		千円						
②県支出金		千円						
③市債・その他財源		千円						
④一般財源		千円	607,875	661,333	699,478	636,641	822,710	
(2)総所要時間(0.5単位) ①+②+③ 自動計算		時間/年	12	12	12	12	12	0
①正職員(時間内)		時間/年	12	12	12	12	12	
②正職員(時間外)		時間/年						
③非常勤職員		時間/年						

3. 指標の推移等	指標		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	目標年度(平成27年度) 将来目標値
	(1)対象指標	①	人	7,356	7,900	8,553	9,167	9,861
②								
③								
(2)活動指標	①	千円	564,897	607,875	661,333	699,478	636,641	
	②							
	③							
(3)成果指標 ※基本事業成果指標等	①	千円	77	77	77	77	65	
	②							
	③							
(4)施策成果指標	①	歳						
	②							
	③							
(5)指標の推移に影響を与えるような外的な要因はあるか。それは何か。								

4. 環境分析	(1)事業開始の背景・開始時の環境	H20年4月 後期高齢者医療制度が創設された。	(2)過去5年間で事業を取り巻く環境はどのように変わったか ※新規は記入不要	H20年4月 老人保健法が「高齢者の医療の確保に関する法律」に改正され、「後期高齢者医療制度」の創設に伴い、老人保健制度は廃止された。
	(3)今後事業を取り巻く環境はどのように変わることが予想されるか	被保険者数の増加	(4)事業について市民や議会の意見(市民意識調査、個別要望・意見)	特になし。

5. 評価・検討	(1)行政関与の妥当性	3: 高い	(理由)なぜ、市が関与する必要があるのか？ 高齢者の医療の確保に関する法律による
	(2)目的妥当性	3: 高い	(理由)事業の目的は上位の施策にどのように結びついているか。 後期高齢者医療保険事業財源の確保
	(3)公平性	3: 高い	(理由)対象は偏っていないか？ 必要となる対象を広げたり狭めたりできないか？ 高齢者の医療の確保に関する法律による。
	(4)有効性	3: 高い	(理由)この事業を廃止した場合、施策達成に支障があるか。同じ目的を持つ他の事業はあるか？ さらに成果指標を伸ばせないか？ 後期高齢者医療保険事業財源の不足
	(5)効率性	3: 高い	(理由)コストがかかりすぎているか？ 事業費、所要時間を削減する手段・方法はないか？ 適切な保険料収納管理を行うことで、広域連合への徴収状況報告や負担金納付を早期に行っている。
	(6)総合評価	7: 拡充	(今後の方向内容) 定期的な保険料徴収状況の確認を行うことで、より一層の効率化を図る。

6. 改革・改善内容	(1)前回の事務事業評価で掲げた改革・改善内容	短期被保険者証の交付に係る事務にあたり、滞納状況の把握及び改善、データの精査を強化する。
	(2)(1)に基づく取り組み結果	短期被保険者証の交付に係る事務にあたり、広域連合より提供されたデータに基づき、滞納状況の把握及び電話催告などによる状況の改善を行った。
	(3)平成25年度に取り組む改革・改善内容	定期的な保険料の徴収状況の確認を行うことで、保険料徴収における収納率上昇に結びつける。

※評価検討(1)~(5) 1: 低い、2: 普通、3: 高い、4: あてはまらない

※総合評価検討(6) 1: 終了、2: 廃止、3: 休止、4: 縮小、5: 改善、6: 精査・検証、7: 拡充

1 終了: 事業が完了したので、終了する

2 廃止: 事業を廃止する

3 休止: 再開を前提に休止する

4 縮小: 好ましくない状況なので、規模を縮小する

5 改善: 事業実施方法等について、改善した上、継続する

6 精査・検証: 業務手法等について精査・検証の上、継続する

7 拡充: 重点的に資源を配分し、規模を拡大する

鎌ヶ谷市事務事業評価表(事後)

事務事業No.22-42

記入日 平成25年 4月30日

点検日 平成25年 4月30日

事務事業(予算)名	後期高齢者医療保険料還付に関する経費		作成課・係	保険年金課後期高齢者医療			
政策名	1.1 誰もが健康に暮らせる生涯福祉社会をつくれます		施策	1.1.5 安心して暮らせる社会	基本事業	1.1.5.1 社会保障制度の充実	
関連計画・根拠法令等	①高齢者の医療の確保に関する法 ② ③ ④						
事業区分	継続	前回総合評価	6.精査検証	実施計画掲載	無	行革推進対象	無
事業実施主体	3. 市			業開始年度	平成20年度	事業終了予定年度	平成31年度以降
関連類似事業名	予算(款)	予算(項)	予算(目)	予算コード	0101		

1. 事業の目的	(1)事業の対象(誰を、何を対象としているか。範囲は。※補助事業等の場合は負担金・補助金の支払先も記入)	対象指標	指標名称(対象の大きさを表す)	データ出典
	後期高齢者医療保険被保険者		①後期高齢者医療保険被保険者	業務取得
	1. 75歳以上の方		②	
	2. 65歳以上で一定の障がいがあり、市で認定された方		③	
	(2) 事業の概要(手段、具体的な事務事業のやり方、手順、詳細を記入)	活動指標	指標名称(手段や活動内容を示す)	データ出典
	保険料の更生・減額による還付金の還付未済分の還付		①決算見込額	業務取得
			②	
			③	
	(3)事業の意図(対象をどのようにしたいのか。どう変えたいのか。※どんなサービスニーズに応えるかでも可)	(基本事業成果指標等)	指標名称(意図の達成度を示す)	データ出典
	後期高齢者医療被保険者が安心して医療を受けることができる。		①決算見込額÷受給者数	業務取得
			②	
			③	
(4)結果(どんな結果に結びつけるのか。※基本計画の施策の「めざす姿」との関わり)	施策成果指標	指標名称(結果の達成度を示す)	データ出典	
後期高齢者医療保険被保険者が健診を受けることにより、健康で安心した高齢化社会を形成する。		①平均寿命(鎌ヶ谷市)	厚生労働省資料	
		②		
		③		

2. コスト・実績の推移	年度	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	目標年度(年度) 今後の計画総額
			決算	決算	決算	決算見込み額	予算額	
(1)総事業費 自動計算		千円	1,673	1,883	1,695	649	2,601	0
	①国庫支出金	千円						
	②県支出金	千円						
	③市債・その他財源	千円						
	④一般財源	千円	1,673	1,883	1,695	649	2,601	
	(2)総所要時間(0.5単位) ①+②+③ 自動計算	時間/年	696	696	696	696	696	0
	①正職員(時間内)	時間/年	384	384	384	384	384	
	②正職員(時間外)	時間/年						
	③非常勤職員	時間/年	312	312	312	312	312	

3. 指標の推移等	指標		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	目標年度(平成27年度) 将来目標値
	(1)対象指標	①	人	0	7,900	8,553	9,167	9,861
②								
③								
(2)活動指標	①	千円	0	1,673	1,883	1,695	649	
	②							
	③							
(3)成果指標 ※基本事業成果指標等	①	千円	0	1	1	1	1	
	②							
	③							
(4)施策成果指標	①	歳						
	②							
	③							
(5)指標の推移に影響を与えるような外的な要因はあるか。それは何か。								

4. 環境分析	(1)事業開始の背景・開始時の環境	H20年4月 後期高齢者医療制度が創設された。	(2)過去5年間で事業を取り巻く環境はどのように変わったか ※新規は記入不要	H20年4月 老人保健法が「高齢者の医療の確保に関する法律」に改正され、「後期高齢者医療制度」の創設に伴い、老人保健制度は廃止された。
	(3)今後事業を取り巻く環境はどのように変わることが予想されるか	被保険者数の増加	(4)事業について市民や議会の意見(市民意識調査、個別要望・意見)	

5. 評価・検討	(1)行政関与の妥当性	3: 高い	(理由)なぜ、市が関与する必要があるのか？ 高齢者の医療の確保に関する法律による
	(2)目的妥当性	3: 高い	(理由)事業の目的は上位の施策にどのように結びついているか。 後期高齢者医療保険事業財源の確保
	(3)公平性	3: 高い	(理由)対象は偏っていないか？ 必要となる対象を広げたり狭めたりできないか？ 高齢者の医療の確保に関する法律による。
	(4)有効性	3: 高い	(理由)この事業を廃止した場合、施策達成に支障があるか。同じ目的を持つ他の事業はあるか？ さらに成果指標を伸ばせないか？ 後期高齢者医療保険事業財源の不足
	(5)効率性	3: 高い	(理由)コストがかかりすぎているか？ 事業費、所要時間を縮減する手段・方法はないか？ 保険料の更生後、早期の還付依頼書発送を行っている。
	(6)総合評価	7: 拡充	(今後の方向内容) 保険料更正後の通知をより早期化する。

6. 改革・改善内容	(1)前回の事務事業評価で掲げた改革・改善内容	該当無し
	(2)(1)に基づく取り組み結果	
	(3)平成25年度に取り組む改革・改善内容	高齢者の医療の確保に関する法律第112条による。

※評価検討(1)~(5) 1: 低い、2: 普通、3: 高い、4: あてはまらない

※総合評価検討(6) 1: 終了、2: 廃止、3: 休止、4: 縮小、5: 改善、6: 精査・検証、7: 拡充

1 終了: 事業が完了したので、終了する

2 廃止: 事業を廃止する

3 休止: 再開を前提に休止する

4 縮小: 好ましくない状況なので、規模を縮小する

5 改善: 事業実施方法等について、改善した上、継続する

6 精査・検証: 業務手法等について精査・検証の上、継続する

7 拡充: 重点的に資源を配分し、規模を拡大する

鎌ヶ谷市事務事業評価表(事後)

事務事業(予算)名	一般会計繰出金		作成課・係	保険年金課後期高齢者医療			
政策名	1.1 誰もが健康に暮らせる生涯福祉社会をつくります		施策	1.1.5 安心して暮らせる社会	基本事業	1.1.5.1 社会保障制度の充実	
関連計画・根拠法令等	①高齢者の医療の確保に関する法 ② ③ ④						
事業区分	継続	前回総合評価	6.精査検証	実施計画掲載	無	行革推進対象	無
事業実施主体	3.市			業開始年度	平成20年度	事業終了予定年度	平成31年度以降
関連類似事業名	予算(款)	3	予算(項)	4	予算(目)	1	予算コード
					0101		

1. 事業の目的	(1)事業の対象(誰を、何を対象としているか。範囲は。※補助事業等の場合は負担金・補助金の支払先も記入)	対象指標	指標名称(対象の大きさを表す)	データ出典
	後期高齢者医療保険被保険者		①後期高齢者医療保険被保険者	業務取得
	1. 75歳以上の方		②	
	2. 65歳以上で一定の障がいがあり、市で認定された方		③	
	(2) 事業の概要(手段、具体的な事務事業のやり方、手順、詳細を記入)	活動指標	指標名称(手段や活動内容を示す)	データ出典
	後期高齢者医療事務費額の超過分を一般会計に繰り出す。(平成23年度後期高齢者医療事務費精算)		①決算見込額	業務取得
			②	
			③	
	(3)事業の意図(対象をどのようにしたいのか。どう変えたいのか。※どんなサービスニーズに応えるかでも可)	(基本事業成果指標等)	指標名称(意図の達成度を示す)	データ出典
	後期高齢者医療被保険者が安心して医療を受けることができる。		①決算見込額÷受給者数	業務取得
			②	
			③	
(4)結果(どんな結果に結びつけるのか。※基本計画の施策の「めざす姿」との関わり)	施策成果指標	指標名称(結果の達成度を示す)	データ出典	
後期高齢者医療保険被保険者が健診を受けることにより、健康で安心した高齢化社会を形成する。		①平均寿命(鎌ヶ谷市)	厚生労働省資料	
		②		
		③		

2. コスト・実績の推移	年度	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	目標年度(年度) 今後の計画総額
			決算	決算	決算	決算見込み額	予算額	
(1)総事業費 自動計算	①国庫支出金	千円	3,704	3,125	1,871	5,207	1	0
	②県支出金	千円						
	③市債・その他財源	千円						
	④一般財源	千円	3,704	3,125	1,871	5,207	1	
	(2)総所要時間(0.5単位) ①+②+③ 自動計算	時間/年	8	8	8	8	8	0
	①正職員(時間内)	時間/年	8	8	8	8	8	
	②正職員(時間外)	時間/年						
	③非常勤職員	時間/年						

3. 指標の推移等	指標		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	目標年度(平成27年度) 将来目標値
	(1)対象指標	①	人	0	7,900	8,553	9,167	9,861
②								
③								
(2)活動指標	①	千円	0	3,704	3,125	1,871	1	
	②							
	③							
(3)成果指標 ※基本事業成果指標等	①	千円	0	1	1	1	1	
	②							
	③							
(4)施策成果指標	①	歳						
	②							
	③							
(5)指標の推移に影響を与えるような外的な要因はあるか。それは何か。								

4. 環境分析	(1)事業開始の背景・開始時の環境	H20年4月 後期高齢者医療制度が創設された。	(2)過去5年間で事業を取り巻く環境はどのように変わったか ※新規は記入不要	H20年4月 老人保健法が「高齢者の医療の確保に関する法律」に改正され、「後期高齢者医療制度」の創設に伴い、老人保健制度は廃止された。
	(3)今後事業を取り巻く環境はどのように変わることが予想されるか	被保険者数の増加	(4)事業について市民や議会の意見(市民意識調査、個別要望・意見)	特になし。

5. 評価・検討	(1)行政関与の妥当性	3: 高い	(理由)なぜ、市が関与する必要があるのか？ 高齢者の医療の確保に関する法律による。
	(2)目的妥当性	3: 高い	(理由)事業の目的は上位の施策にどのように結びついているか。 後期高齢者医療保険事業財源の確保
	(3)公平性	3: 高い	(理由)対象は偏っていないか？ 必要となる対象を広げたり狭めたりできないか？ 高齢者の医療の確保に関する法律による。
	(4)有効性	3: 高い	(理由)この事業を廃止した場合、施策達成に支障があるか。同じ目的を持つ他の事業はあるか？ さらに成果指標を伸ばせないか？ 後期高齢者医療保険事業財源の不足
	(5)効率性	3: 高い	(理由)コストがかかりすぎているか？ 事業費、所要時間を縮減する手段・方法はないか？ 精算によって予算執行の明確化を図る。
	(6)総合評価	6: 精査・検証	(今後の方向内容) 高齢者の医療の確保に関する法律による。

6. 改革・改善内容	(1)前回の事務事業評価で掲げた改革・改善内容	該当無し
	(2)(1)に基づく取り組み結果	
	(3)平成25年度に取り組み改革・改善内容	業務に係るシステム運営費などの事務費を一般会計から後期高齢者医療特別会計に繰り出し、翌年度精算する事業。

※評価検討(1)~(5) 1: 低い、2: 普通、3: 高い、4: あてはまらない

※総合評価検討(6) 1: 終了、2: 廃止、3: 休止、4: 縮小、5: 改善、6: 精査・検証、7: 拡充

1 終了: 事業が完了したので、終了する

2 廃止: 事業を廃止する

3 休止: 再開を前提に休止する

4 縮小: 好ましくない状況なので、規模を縮小する

5 改善: 事業実施方法等について、改善した上、継続する

6 精査・検証: 業務手法等について精査・検証の上、継続する

7 拡充: 重点的に資源を配分し、規模を拡大する